

情報提供

那医発第 324 号
令和 7 年 9 月 10 日

施設長 各位

那覇市医師会

会 長 友利 博朗

常任理事 玉城 研太郎



平素より医師会事業へのご支援ご協力賜り感謝申し上げます。

沖縄県医師会より「労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律について」の通知が届きましたのでご案内申し上げます。別紙は当会ホームページに掲載致しますので、お手数ですがダウンロードをお願いします。

☆ 問合せ先 (那覇市医師会 事務局：宮城・前泊 / 電話 098-868-7579)

記

沖医発第 777 号

令和 7 年 9 月 8 日

地区医師会長 殿

沖縄県医師会

会長 田名 毅

(公印省略)

労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律について

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、日本医師会より標記文書が発出されましたので、お知らせいたします。

本件は、労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律が、本年 5 月 14 日に交付された旨の通知となっております。

改正の内容としましては、個人事業者等に対する安全衛生対策の推進、職場のメンタルヘルス対策の強化、科学物質による健康障害防止等の仕組みの整備、機械等による労働災害防止の促進、高年齢労働者の労働災害防止のための取組強化等の措置を講じるものとなっております。詳細は別添をご確認いただきますようお願い申し上げます。

つきましては、本改正の趣旨をご理解いただき、貴会会員への周知方につきまして、ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

■ 労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律について

(令和 7 年 8 月 29 日 日医発第 889 号(健 I))

※ 関係文書は文書管理システムへ掲載いたします。

沖縄県医師会事務局業務 2 課：吉田、平木

TEL：098-888-0087

FAX：098-888-0089

g2@okinawa.med.or.jp



8

日医発第889号(健I)

令和7年8月29日

都道府県医師会長 殿

公益社団法人 日本医師会
会 長 松本 吉郎
(公印省略)

労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律について

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律（令和7年法律第33号。以下「改正法」という。）については、本年3月14日に第217回国会に提出され、本年5月8日に可決成立し、5月14日に公布されました。

個人事業者等に対する安全衛生対策の推進、職場のメンタルヘルス対策の強化、化学物質による健康障害防止等の仕組みの整備、機械等による労働災害防止の促進、高年齢労働者の労働災害防止のための取組の強化等の措置を講じる内容となっております。

つきましては、本改正の趣旨をご理解の上、貴会会員ならびに貴会関係郡区医師会等への周知方につきまして、特段のご高配を賜われますようお願い申し上げます。

以上

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律について

労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 33 号。以下「改正法」という。）については、本年 3 月 14 日に第 217 回国会に提出され、本年 5 月 8 日に可決成立し、本日公布されたところである。

少子高齢化が進展し、生産年齢人口の減少が見込まれる中、多様な人材が安全に、かつ、安心して働き続けられる職場環境を整備するため、個人事業者等に対する安全衛生対策の推進、職場のメンタルヘルス対策の強化、化学物質による健康障害防止等の仕組みの整備、機械等による労働災害防止の促進、高齢労働者の労働災害防止のための取組の強化等の措置を講ずるものである。

改正法の内容は第 1 のとおりであり、施行期日は、その内容に応じて、公布日、令和 8 年 1 月 1 日、令和 8 年 4 月 1 日、令和 8 年 10 月 1 日、令和 9 年 1 月 1 日、令和 9 年 4 月 1 日、改正法の公布の日から起算して 3 年を超えない範囲内において政令で定める日又は改正法の公布の日から起算して 5 年を超えない範囲内において政令で定める日とされている。

また、公布日施行分に係る改正事項の趣旨、細部事項等については第 2 のとおりである。公布日施行分以外の改正事項について、その施行のために必要な関係政省令、指針等は、今後、労使等の関係者の意見を聴きつつ検討することとしている。

貴職におかれては、改正法の円滑な施行に万全を期すため、以上のことを十分御理解の上、所要の準備に努められたい。

記

第 1 改正法の内容

I 個人事業者等に対する安全衛生対策

1 個人事業者の定義及び注文者等が講ずべき措置

- (1) 事業を行う者で労働者を使用しないものを、個人事業者として労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号。以下「安衛法」という。）に位置付けることとしたこと。（安衛法第 31 条の 3 第 1 項関係）
- (2) 建設工事の注文者その他の仕事を他人に請け負わせる者は、施工方

法、作業方法、工期、納期等について、安全で衛生的な作業の遂行を損なうおそれのある条件を付さないように配慮しなければならないこととしたこと。（安衛法第3条第3項関係）

- (3) 厚生労働大臣は、労働災害防止計画の的確かつ円滑な実施のため必要があると認めるときは、事業を行う者、その団体その他の関係者に対し、労働災害の防止に関する事項について必要な勧告又は要請をすることができることとしたこと。（安衛法第9条関係）
- (4) 特定元方事業者等が統括安全衛生責任者を選任しなければならない場合を、その労働者及び関係請負人の労働者が一の場所において作業を行うときとしていたのを改め、その労働者である作業従事者（事業を行う者が行う仕事の作業に従事する者をいう。以下同じ。）（当該労働者である作業従事者のほか、労働者以外の当該特定元方事業者に係る作業従事者がある場合には、当該者を含む。）及び関係請負人に係る作業従事者が一の場所において作業を行うときとしたこと。（安衛法第15条第1項及び第3項関係）
- (5) 建設業に属する事業の元方事業者等が店社安全衛生管理者を選任しなければならない場合、特定元方事業者等が作業間の連絡及び調整等の措置を講じなければならない場合並びに製造業等の業種に属する事業の元方事業者等が作業間の連絡及び調整等の措置を講じなければならない場合について、（4）と同様の改正を行うこととしたこと。（安衛法第15条の3、第30条第1項、第2項及び第4項並びに第30条の2第1項及び第4項関係）
- (6) 建設業その他政令で定める業種に属する事業の仕事で、政令で定めるものを行う事業者は、爆発、火災等が生じたことに伴い作業従事者の救護に関する措置がとられる場合における労働災害の発生を防止するため、救護に関し必要な措置を講じなければならないこととし、当該仕事が数次の請負契約によって行われる場合においては、元方事業者又は指名された事業者は、当該場所において当該仕事の作業に従事する全ての作業従事者に関し、当該措置を講じなければならないこととしたこと。（安衛法第25条の2第1項並びに第30条の3第1項及び第4項関係）
- (7) 元方事業者は、関係請負人及び関係請負人に係る作業従事者が、仕事に関し、この法律又はこれに基づく命令の規定に違反しないよう必要な指導を行い、当該者がこれらの規定に違反していると認めるときは、是正のため必要な指示を行わなければならないこととし、当該者は当該指示に従わなければならないこととしたこと。（安衛法第29条関係）
- (8) 建設業に属する事業の元方事業者は、土砂等が崩壊するおそれのある場所等において関係請負人に係る作業従事者が当該事業の仕事の作業を行うときは、当該関係請負人が講ずべき当該場所に係る危険を防止す

るための措置が適正に講ぜられるように、技術上の指導その他の必要な措置を講じなければならないこととしたこと。（安衛法第29条の2 関係）

- (9) 作業場所管理事業者（仕事を自ら行う事業者であって、当該仕事を行う場所を管理するものをいう。以下この（9）及び（13）において同じ。）は、その管理する一の場所においてその労働者である作業従事者（当該労働者である作業従事者のほか、労働者以外の当該作業場所管理事業者に係る作業従事者がある場合には、当該者を含む。）及びその請負人に係る作業従事者が作業を行う場合であって、これらの作業従事者のいずれかが、危険性又は有害性等を勘案して厚生労働省令で定める業務に係る作業を行うときは、当該作業が行われることによって生ずる労働災害を防止するため、作業間の連絡及び調整を行うことに関する措置その他必要な措置を講じなければならないこととした。ただし、当該場所において一の仕事のみが行われる場合において、当該仕事に係る全ての作業従事者に関して第30条第1項又は第30条の2第1項の措置が講じられることとなるときは適用しないこととしたこと。（安衛法第30条の4 関係）
- (10) 特定事業の仕事を自ら行う注文者は、建設物等を当該仕事を行う場所においてその請負人に係る作業従事者（労働者及び労働者と同一の場所において仕事の作業に従事する労働者以外の作業従事者に限る。）に使用させるときは、当該建設物等について、労働災害を防止するため必要な措置を講じなければならないこととしたこと。（安衛法第31条第1項 関係）
- (11) 建設業に属する事業の仕事を行う二以上の事業者又は個人事業者に係る作業従事者（労働者及び労働者と同一の場所において仕事の作業に従事する労働者以外の作業従事者に限る。）が一の場所において機械に係る作業を行う場合において、当該作業に係る仕事を自ら行う発注者又は当該仕事の全部を請け負った者で、当該場所において当該仕事の一部を請け負わせているものは、当該場所において当該作業に従事する全ての労働者の労働災害を防止するため必要な措置を講じなければならないこととした。（安衛法第31条の3 第1項 関係）
- (12) 注文者は、その請負人に対し、仕事に関し、その指示に従って当該請負人に係る作業従事者が作業を行ったならば、この法律又はこれに基づく命令の規定に違反することとなる指示をしてはならないこととしたこと。（安衛法第31条の4 関係）
- (13) （9）の場合において、作業場所管理事業者の請負人で、当該場所において仕事を自ら行うものは、（9）により講ぜられる措置に応じ、必要な措置を講じなければならないこととし、作業従事者は、

- (9)により講ぜられる措置に応じて、必要な事項を守らなければならないこととし、これらの請負人及び作業従事者は、作業場所管理事業者が(9)の措置の実施を確保するためにする指示に従わなければならないこととしたこと。(安衛法第32条第4項、第7項及び第8項関係)
- (14) (5)、(6)、(10)等の場合において、作業従事者は、講ぜられる措置に応じて必要な事項を守らなければならないこととし、これらの措置の実施を確保するためにされる指示に従わなければならないこととしたこと。(安衛法第32条第7項及び第8項関係)
- (15) 機械等を事業を行う者に貸与する者は、当該機械等の貸与を受けた事業を行う者の事業場における当該機械等による労働災害を防止するため必要な措置を講じなければならないこととしたこと。(安衛法第33条第1項関係)
- (16) 建築物を事業を行う者に貸与する者は、当該建築物の全部を一の事業者若しくは個人事業者に貸与するとき、又は二以上の個人事業者のみに貸与するときを除き、当該建築物の貸与を受けた者の事業に係る当該建築物による労働災害を防止するため必要な措置を講じなければならないこととしたこと。(安衛法第34条関係)
- (17) (9)及び(13)の措置等は、厚生労働省令で定めることとしたこと。(安衛法第36条関係)

2 個人事業者等が講ずべき措置

- (1) 労働者以外の者で労働者と同一の場所において仕事の作業に従事するものは、労働災害を防止するため必要な事項を守るほか、事業者その他の関係者が実施する労働災害の防止に関する措置に協力するように努めなければならないこととしたこと。(安衛法第4条関係)
- (2) 労働者と同一の場所において仕事の作業に従事する労働者以外の作業従事者は、事業者が安衛法第20条から第25条まで及び第25条の2第1項の規定に基づき講ずる措置に応じて、必要な事項を守らなければならないこととし、当該者が守らなければならない事項は、厚生労働省令で定めることとしたこと。(安衛法第26条及び第27条第1項関係)
- (3) 事業者は、安衛法第42条第1項の機械等について、同項の規格又は安全装置を具備しなければ、労働者に使用させてはならないこととし、作業従事役員等(事業者(厚生労働省令で定める数以下の労働者を使用する者に限る。))又は個人事業者(これらの者が法人である場合には、その代表者又は役員)である作業従事者をいう。(4)及び(5)において同じ。)は、自ら当該機械等を使用して、労働者と同一の場所において仕事の作業を行う場合には、当該規格又は安全装置を具備していない当該機械等を使用してはならないこととしたこと。(安衛法第42条第

2 項及び第3 項関係)

- (4) 個人事業者に係る作業従事役員等は、労働者と同一の場所において仕事の作業を行う場合には、厚生労働省令で定めるところにより、安衛法第45条第1 項の機械等について定期自主検査を行い、及びその結果を記録しておかなければならないこととしたこと。また、個人事業者に係る特定自主検査の実施方法を定めたこと。(本法案第2 条による改正後の安衛法第45条第2 項及び第3 項関係)
- (5) 作業従事役員等は、労働者と同一の場所において危険又は有害な業務に就くときは、当該業務に関する安全又は衛生のための特別の教育を受けなければならないこととし、当該教育のほか、作業を行う場所における安全衛生の水準の向上を図るため、安全又は衛生のための教育を受けるように努めなければならないこととしたこと。(安衛法第59条第4 項及び第60条の2 第2 項関係)

3 申告及び災害状況の調査

- (1) 作業従事者は、事業場に安衛法又はこれに基づく命令の規定に違反する事実があるときは、その事実を都道府県労働局長、労働基準監督署長又は労働基準監督官に申告して是正のため適当な措置をとるよう求めることができることとし、注文者、機械等貸与者その他作業従事者に係る事業を行う者の契約の相手方は、当該申告を理由として、当該事業を行う者に対し、取引の停止その他の不利益な取扱いをしてはならないこととしたこと。(安衛法第97条第1 項及び第3 項関係)
- (2) 厚生労働大臣は、労働災害の防止に資する施策を推進するため、業務に起因して作業従事者が負傷し、疾病にかかり、又は死亡した災害の発生状況に係る情報その他の必要な事項について調査を行うことができることとしたこと。また、厚生労働大臣は、当該調査のために必要なときは、事業を行う者及び作業従事者に対し、必要な事項を報告させることができることとし、当該厚生労働大臣の権限は、都道府県労働局長及び労働基準監督署長に委任することができることとしたこと。(安衛法第100条の2 関係)

II 心理的な負担の程度を把握するための検査等に関する特例の終了

政令で定める規模未満の事業場(常時使用する労働者数が50人未満の事業場)については、安衛法第66条の10第1 項の労働者の心理的な負担の程度を把握するための検査の実施が、当分の間、努力義務とされていたところ、当該規定を削除することとしたこと。(安衛法附則第4 条関係)

III 化学物質による健康障害防止等の仕組みの整備

1 作業環境測定の対象拡大

- (1) 「個人ばく露測定」とは、作業環境測定のうち、作業環境における労働者の有害な因子へのばく露の程度を把握するために行うものをいい、作業環境における労働者の有害な因子へのばく露の程度を把握するため空気環境その他の作業環境について行うデザイン、サンプリング及び分析（解析を含む。）を作業環境測定に位置付けることとしたこと。（作業環境測定法（昭和50年法律第28号。以下「作環法」という。）第2条第3号及び安衛法第2条第4号関係）
- (2) 事業者は、健康障害の防止のための措置等を講ずる場合であって厚生労働省令で定めるときは、厚生労働省令で定めるところにより作業環境測定を行わなければならないこととし、また、通知対象物等による危険性又は有害性等の調査を行うに当たり、必要に応じて作業環境測定を行うこととしたこと。これらの場合における作業環境測定は、作業環境測定基準に従って行わなければならないこととしたこと。（安衛法第65条の3関係）
- (3) 作環法上の「指定作業場」とは、安衛法第65条第1項の作業場のうち政令で定めるもの及び同法第65条の3第1項から第3項までの規定により作業環境測定を行う作業場のうち政令で定めるものをいうこととしたこと。（作環法第2条第4号関係）
- (4) 事業者は、(2)の作業環境測定を行うときは、その使用する作業環境測定士にこれを実施させなければならないこととしたこと。（作環法第3条第1項関係）
- (5) 作業環境測定士及び作業環境測定機関は、(2)の作業環境測定を実施するときは、厚生労働大臣の定める作業環境測定基準に従ってこれを実施しなければならないこととし、作業環境測定士は、個人ばく露測定のうちサンプリング又は分析の業務であって厚生労働省令で定めるものを行う場合には、厚生労働省令で定める者に補助させることができることとしたこと。（作環法第4条関係）
- (6) 作環法は、適正な作業環境及び労働者の作業の安全かつ衛生的な遂行を確保し、もって職場における労働者の健康を保持することを目的とすることとしたこと。（作環法第1条関係）

2 作業環境測定士試験及び登録

作業環境測定士試験の受験資格から労働衛生の実務の従事経験を削り、これを作業環境測定士となる登録の要件に加えることとし、作業環境測定士の登録の申請書に添付しなければならない書類は、厚生労働省令で定めることとしたこと。（作環法第5条、第9条第2項及び第15条関係）

3 危険性及び有害性情報の通知制度の履行確保

通知対象物譲渡者等（通知対象物を譲渡し、又は提供する者をいう。4において同じ。）の文書の交付等による通知義務に罰則を設けるとともに、通知事項に変更を行う必要が生じた場合の変更事項の通知について、努力義務を義務に引き上げることとしたこと。（安衛法第57条の2第2項及び第119条第4号関係）

4 営業秘密である成分に係る代替化学名等の通知

- (1) 通知対象物譲渡者等は、通知対象物に関する成分（労働者に危険又は健康障害を生ずるおそれの程度を勘案して厚生労働省令で定める化学物質である成分に限る。）の情報が、秘密として管理されている製品の情報その他の事業活動に有用な情報であって、公然と知られていないものである場合には、その旨を相手方にあらかじめ明示した上で、代替化学名等（当該成分の化学名における成分の構造又は構成要素を表す文字の一部を省略し、若しくは置き換えた化学名又は厚生労働省令で定める事項をいう。以下この（1）、（2）及び（4）において同じ。）を定め、これを通知することをもって通知対象物に関する成分の通知に代えることができるとし、これにより代替化学名等を通知された者は、当該通知対象物を譲渡し、又は提供する場合には、当該通知対象物の成分について代替化学名等を通知された旨を相手方にあらかじめ明示した上で、代替化学名等を通知することをもって通知対象物に関する成分の通知に代えることができるとしたこと。（安衛法第57条の2第3項及び第6項関係）
- (2) 代替化学名等通知者（（1）により代替化学名等を定め、通知を行った者をいう。（3）において同じ。）は、当該通知に係る通知対象物の成分、通知した代替化学名等その他の厚生労働省令で定める事項を記録しなければならないこととし、当該記録に基づいて作成した書類を保存しなければならないこととしたこと。（安衛法第57条の2第4項及び第103条第4項関係）
- (3) 代替化学名等通知者は、通知対象物による健康障害が生じ、又は生ずるおそれがある場合において、医師による診断、治療その他の厚生労働省令で定める行為のために必要があるときは、当該医師の求めに応じて、当該通知対象物の成分の情報を当該医師に開示しなければならないこととしたこと。また、厚生労働大臣等は通知対象物譲渡者等に対し、必要な事項を報告させ、又は出頭を命ずることができることとしたこと。（安衛法第57条の2第5項及び第100条第1項関係）
- (4) 厚生労働大臣は、代替化学名等の通知の適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表することとし、当該指針に従い、通知対象物譲渡

者等に対し、必要な指導等を行うことができることとした。（安衛法第57条の2第8項及び第9項関係）

IV 機械等による労働災害防止対策

1 特定自主検査及び技能講習の不正防止対策の強化

- (1) 特定自主検査は、厚生労働大臣の定める基準に従って行わなければならないこととしたこと。（本法案第1条による改正後の安衛法第45条第3項関係）
- (2) 検査業者は（1）の基準に従って特定自主検査を行わなければならないこととし、厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、これに違反した検査業者に対し、特定自主検査の方法その他の業務の方法の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができることとしたこと。（安衛法第54条の4第2項及び第54条の6関係）
- (3) 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、（2）の前段に違反し、又は（2）の後段の命令に違反した検査業者の登録を取り消し、又は六月を超えない範囲内で期間を定めて特定自主検査の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができることとしたこと。（安衛法第54条の7第2項関係）
- (4) 何人も、安衛法第76条第2項の規定により技能講習修了証を交付する場合を除くほか、技能講習修了証又はこれと紛らわしい書面を交付してはならないこととし、都道府県労働局長は、技能講習の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、技能講習修了証を不正に交付し、又はこれと紛らわしい書面を交付した者に対し、当該技能講習修了証又はこれと紛らわしい書面の回収を図ることその他必要な措置をとるべきことを命ずることができることとしたこと。（安衛法第76条の2関係）
- (5) 都道府県労働局長は、登録教習機関が（4）の命令に従わない場合には、その登録を取り消し、又は六月を超えない範囲内で期間を定めて技能講習若しくは教習の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができることとし、これにより登録を取り消したときは、厚生労働大臣が定める基準に従い、十年を超えない範囲内で取消処分を受けた者が登録を受けることができない期間を指定することができることとしたこと。（安衛法第77条第3項及び第4項関係）

2 特定機械等の製造許可及び製造時等検査制度の見直し

- (1) 特定機械等の製造の許可の申請は、登録設計審査等機関が行った設計審査（申請に係る特定機械等の設計が厚生労働大臣の定める基準のうち特定機械等の構造に係る部分に適合しているかどうかの審査をいう。

以下同じ。)の結果を記載した書類を添付して行わなければならないこととしたこと。ただし、安衛法第53条の2第1項の規定に基づき都道府県労働局長が当該申請に係る特定機械等の設計審査の業務を行うときは、この限りでないこととしたこと。(安衛法第37条第3項関係)

- (2) 特定機械等のうち、ボイラー、第一種圧力容器、移動式クレーン及びゴンドラ(以下この(2)において「ボイラー等」という。)を製造し、若しくは輸入した者、ボイラー等で厚生労働省令で定める期間設置されなかったものを設置しようとする者又はボイラー等で使用を廃止したものを再び設置し、若しくは使用しようとする者は、登録設計審査等機関の製造時等検査を受けなければならないこととし、登録設計審査等機関は、製造時等検査に合格した移動式のボイラー等について、検査証を交付することとしたこと。また、外国においてボイラー等を製造した者は、輸入されたボイラー等について、自ら登録設計審査等機関の検査を受けることができることとしたこと。(安衛法第38条第1項及び第2項並びに第39条第1項関係)
- (3) 登録設計審査等機関の登録は、地域の区分ごとに、設計審査又は製造時等検査を行おうとする者の申請により行うこととし、設計審査に係る登録要件を設けることとしたこと。(安衛法第46条及び別表第4の2～別表第7関係)
- (4) 登録設計審査等機関の義務等について、改正前の登録製造時等検査機関と同様としたこと。ただし、登録設計審査等機関は、厚生労働大臣が定める方法に従って設計審査又は製造時等検査を行わなければならないこととし、登録事項のうち名称等の変更の届出については、変更の日から二週間以内に、厚生労働大臣に届け出なければならないこととしたこと。(安衛法第47条～第53条の2関係)

3 型式検定対象機械等、技能講習対象業務等の見直し

- (1) 型式検定対象機械等として、安衛法第42条第1項の機械等のうち安全装置又は保護具であって、規格等を具備しなければ重大な労働災害を生ずるおそれがあるものであり、かつ、個別検定によることが適当でないものとして政令で定めるものを追加し、必要な規定を整備したこと。(安衛法別表第4及び別表第14関係)
- (2) 技能講習のうち車両系建設機械その他の政令で定める車両系機械の運転に係る技術を取得させるための講習を車両系機械運転技能講習とし、当該講習に係る登録教習機関の登録要件等を定めることとしたこと。(安衛法別表第18～別表第20関係)

V 高年齢者の労働災害防止のための措置

- 1 事業者は、高年齢者の労働災害の防止を図るため、高年齢者の特性に配慮した作業環境の改善、作業の管理その他の必要な措置を講ずるように努めなければならないこととしたこと。（安衛法第62条の2第1項関係）
- 2 厚生労働大臣は、1の事業者が講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表することとし、当該指針に従い、事業者又はその団体に対し、必要な指導、援助等を行うことができることとしたこと。（安衛法第62条の2第2項及び第3項関係）

VI 公示手段の適正化

登録設計審査等機関の登録をしたとき等における公示手段を官報に限定しないこととしたこと。（安衛法第112条の2、作環法第22条第1項及び第3項、第29条第2項、第30条第2項並びに第31条第2項関係）

VII 附則

1 施行期日

法律の施行期日を、その内容に応じて、公布日（Ⅰの1の（2））、令和8年1月1日（Ⅳの1）、令和8年4月1日（Ⅰの1の（1）・（3）～（8）・（10）～（12）・（14）～（16）、Ⅰの2の（1）・（2）、Ⅰの3の（1）、Ⅲの4、Ⅳの2・3、Ⅴ、Ⅵ）、令和8年10月1日（Ⅲの1・2）、令和9年1月1日（Ⅰの3の（2））、令和9年4月1日（Ⅰの1の（9）・（13）・（17）、Ⅰの2の（3）～（5））、改正法の公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日（Ⅱ）又は改正法の公布の日から起算して5年を超えない範囲内において政令で定める日（Ⅲの3）としたものであること。（附則第1条関係）

2 準備行為及び経過措置

登録設計審査等機関の登録及び業務規程並びに厚生労働大臣が定める改正法による改正後のⅢの4の（4）及びⅤの2の指針について準備行為を設けたものであること。また、製造時等検査、検査証、登録製造時等検査機関、技能講習及び技能講習修了証等に係る経過措置を設ける等したものであること。（附則第2条～附則第9条関係）

3 検討規定

政府は、この法律の施行後5年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、これらの法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとしたこと（附則第10条関係）。

4 関係法律の整備

登録免許税法（昭和42年法律第35号）及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）について、所要の規定の整理等を行うものとしたこと（附則第11条～附則第14条関係）。

第2 公布日施行分（第3条第3項関係）の改正趣旨等

I 改正趣旨及び内容

安衛法第3条第3項は、昭和47年の安衛法制定当時から広く「仕事を他人に請け負わせる者」に適用されてきたものであり、特に建設工事の発注における不適切な工期設定や施工方法の指定が想定されていたことから、建設工事の注文者を例示してきたところであるが、無理な納期設定、作業方法の指定、経費の算定等により労働災害が起こる可能性は建設工事に限られないため、建設工事以外の注文者にも広く適用される趣旨を、明確にしたものであること。

また、安全で衛生的な作業の遂行をそこなうおそれのある条件の例示として、「作業方法」、「納期」を追加したものであること。

II 細部事項

- (1) 第3条第3項の「建設工事の注文者その他の仕事を他人に請け負わせる者」には、建設工事以外の注文者も含まれること。
- (2) 第3条第3項の「建設工事の注文者その他の仕事を他人に請け負わせる者」は、事業主体ではない個人や一般消費者等も含む趣旨であるが、そのような場合であっても、自らの注文した内容が、仕事を請け負った者の安全衛生に影響を及ぼす可能性があることを十分に理解した上で、安全で衛生的な作業の遂行を損なうおそれのある条件を付さないように配慮しなければならないものであること。
- (3) 第3条第3項の「建設工事の注文者その他の仕事を他人に請け負わせる者」が仕事を注文する際、①作業場所、②作業方法、③作業に使用する機械・設備等、④作業に使用する原材料等、⑤作業時間帯等を指定する場合には、当該指定が「安全で衛生的な作業の遂行」に影響を及ぼすことがあることから、指定内容に応じ、安全衛生上、留意すべき情報等を明示する等の配慮が必要であること。

また、指定内容によって安全衛生上必要となる教育・研修の受講や機械等の検査等に要した費用についても、当該費用のうち、当該教育・研修や検査の有効期間を受注した仕事に要する期間で按分した金額を安全衛生経費として計上するなどの配慮が必要であること。

なお、注文内容の変更に伴って、教育・研修や機械等の検査等が新たに必要となるような場合については、これに要する費用については、注

文者が負担することが適当であるため、請負金に当該費用を追加するなどの配慮が必要であること。

(4) 第3条第3項の「施行方法、作業方法、工期、納期等」には、工程・請負金の費目等が含まれるものであること。

(5) 第3条第3項の「安全で衛生的な作業の遂行を損なうおそれのある条件」には、無理な工期・納期の設定や変更、当初予定していなかった条件の注文後の付加等が含まれるものであること。

また、運送業や短期間で行われる建設工事のように、発注ごとに作業場所や作業環境が異なり、仕事を受注した者が作業時に初めて具体的な状況が分かるような場合には、「建設工事の注文者その他の仕事を他人に請け負わせる者」が

- ① 作業場所を管理する者に適切な作業環境の確保を求める
- ② 作業場所を管理する者と協議し、あらかじめ作業内容や作業条件を契約時に明示する

などの対応を行うことが含まれるものであること。

(6) プラットフォーマー（インターネット等を活用し、利用者とサービス提供者を結び付ける仕組みや場を提供・運営する事業者をいう。以下同じ。）に対する本条の適用については、サービス提供の形態等によって差異はあるものの、プラットフォームから他人に対して仕事を注文する場合には、第3条第3項の「建設工事の注文者その他の仕事を他人に請け負わせる者」に該当するものであること。

また、プラットフォームから他人に対して仕事を注文しない場合には、「建設工事の注文者その他の仕事を他人に請け負わせる者」に該当せず、本条は適用されないが、プラットフォームが提供するサービスを通じた仕事の受注者の仕事に係る契約内容を履行する上で指示、調整等を要するものについて、当該プラットフォームがアプリによる業務支援等必要な干渉を行う場合には、仕事の注文者と連携して、受注者の「安全で衛生的な作業の遂行」を損なわないよう、配慮することが望ましいこと。

(※) なお、(1) 及び (4) については、「労働安全衛生法および同法施行令の施行について（昭和47年9月18日付け基発第602号）」と同内容である。

労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律（令和7年法律第33号）の概要

改正の趣旨

多様な人材が安全に、かつ安心して働き続けられる職場環境の整備を推進するため、個人事業者等に対する安全衛生対策の推進、職場のメンタルヘルス対策の推進、化学物質による健康障害防止対策等の推進、機械等による労働災害の防止の促進等、高齢労働者の労働災害防止の推進等の措置を講ずる。

改正の概要

1. 個人事業者等に対する安全衛生対策の推進【労働安全衛生法】

既存の労働災害防止対策に個人事業者等も取り込み、労働者のみならず個人事業者等による災害の防止を図るため、

- ① 注文者等が講ずべき措置（個人事業者等を含む作業従事者の混在作業による災害防止対策の強化など）を定め、併せてILO第155号条約（職業上の安全及び健康並びに作業環境に関する条約）の履行に必要な整備を行う。
- ② 個人事業者等自身が講ずべき措置（安全衛生教育の受講等）や業務上災害の報告制度等を定める。

2. 職場のメンタルヘルス対策の推進【労働安全衛生法】

- ストレスチェックについて、現在当分の間努力義務となつている労働者数50人未満の事業場についても実施を義務とする。その際、50人未満の事業場の負担等に配慮し、施行までの十分な準備期間を確保する。

3. 化学物質による健康障害防止対策等の推進【労働安全衛生法、作業環境測定法】

- ① 化学物質の譲渡等実施者による危険性・有害性情報の通知義務違反に罰則を設ける。
- ② 化学物質の成分名が営業秘密である場合に、一定の有害性の低い物質に限り、代替化学名等の通知を認める。
なお、代替を認める対象は成分名に限ることとし、人体に及ぼす作用や応急の措置等は対象としない。
- ③ 個人ばく露測定について、作業環境測定の一つとして位置付け、作業環境測定士等による適切な実施の担保を図る。

4. 機械等による労働災害の防止の促進等【労働安全衛生法】

- ① ボイラー、クレーン等に係る製造許可の一部（設計審査）や製造時等検査について、民間の登録機関が実施できる範囲を拡大する。
- ② 登録機関や検査業者の適正な業務実施のため、不正への対処や欠格要件を強化し、検査基準への遵守義務を課す。

5. 高齢者の労働災害防止の推進【労働安全衛生法】

- 高齢労働者の労働災害防止に必要な措置の実施を事業者の努力義務とし、国が当該措置に関する指針を公表することとする。等
このほか、平成26年改正法において改正を行った労働安全衛生法第53条について、規定の修正を行う。

施行期日

令和8年4月1日（ただし、1①の一部は公布日、4②は令和8年1月1日、3③は令和8年10月1日、1②の一部は令和9年1月1日、1④及び②の一部は令和9年4月1日、2は公布後3年以内に政令で定める日、3①は公布後5年以内に政令で定める日）

1. 個人事業者等に対する安全衛生対策の推進

背景

○ 建設アスベスト訴訟の最高裁判決（令和3年5月）において、労働安全衛生法第22条（健康障害防止措置）は、労働者だけでなく、同じ場所で働く労働者でない者も保護する趣旨との判断がされた。このことを踏まえ、同条に基づく省令の規定を改正した。（令和5年4月施行）

⇒ 安全衛生分科会での議論において、安衛法第22条以外の規定のあり方、個人事業者等自身による措置のあり方、注文者等による措置のあり方等については、別途検討することとされた。

改正内容

○ 個人事業者等（注）の業務上災害の防止、ひいては同じ場で働く労働者の災害防止のため、個人事業者等を労働安全衛生法による保護対象・義務の主体として位置づけ、次の見直しを行う。（注）個人事業者のほか中小事業者の代表者又は役員も対象

①注文者（建設業におけるゼネコン等）が講じるべき措置の義務付け（次ページ）

- ・ 建設業、造船業、製造業の注文者には、その労働者及び関係請負人の労働者の作業が同一の場所で行われる場合には、混在作業による労働災害防止のため、作業間の連絡調整等の必要な措置を講じることが義務付けられているところ、この統括管理の対象に個人事業者等を含む作業従事者を追加する 等

②個人事業者等自身が講じるべき措置の義務付け

- ・ 構造規格や安全装置を具備しない機械等の使用禁止
- ・ 特定の機械等に対する定期自主検査の実施
- ・ 危険・有害な業務に就く際の安全衛生教育の受講 等

③個人事業者等を含む作業従事者の業務上災害を労働基準監督署に報告する仕組みを整備

（注）個人事業者に作業を請け負わせる「事業者」に対する保護措置の義務づけは省令改正により対応済み。

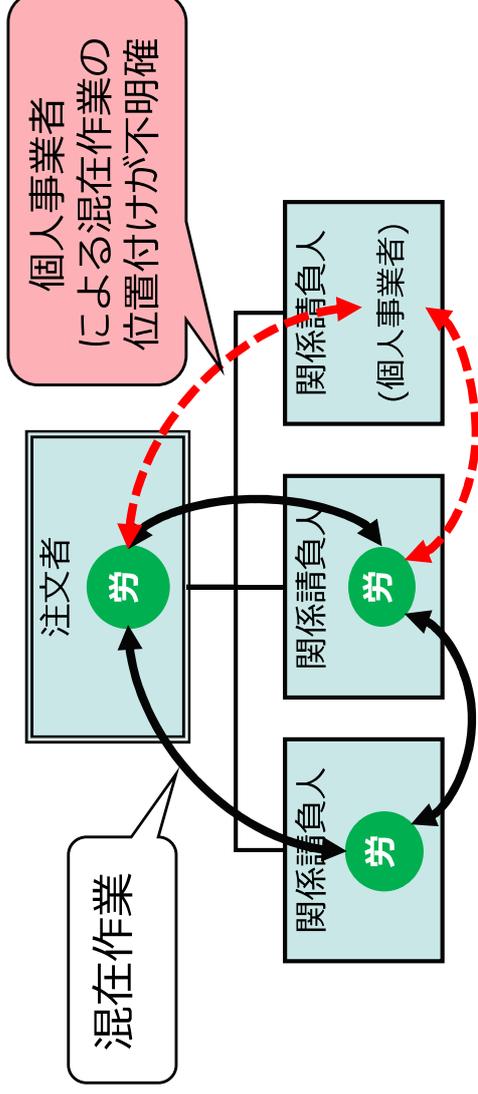
○ また、業種を問わず、労働者や個人事業者が混在する作業場所を管理する者（※1）に対して、自らと請負人が行う作業間の連絡調整等の必要な措置を義務付けることで、日本が未批准のILO基本条約である第155号条約（職業上の安全及び健康並びに作業環境に関する条約）（※2）の批准につながる。

（※1）例えば、卸売業の事業者が、倉庫で作業する店員と、フォークリフトで商品の搬出をする運送業者が混在することによる事故を防止するため、連絡調整を行う。

（※2）条約第17条に規定されている「二以上の企業が同一の作業場において同時に活動に従事する場合の協力義務」が批准に当たった際の課題となっている。

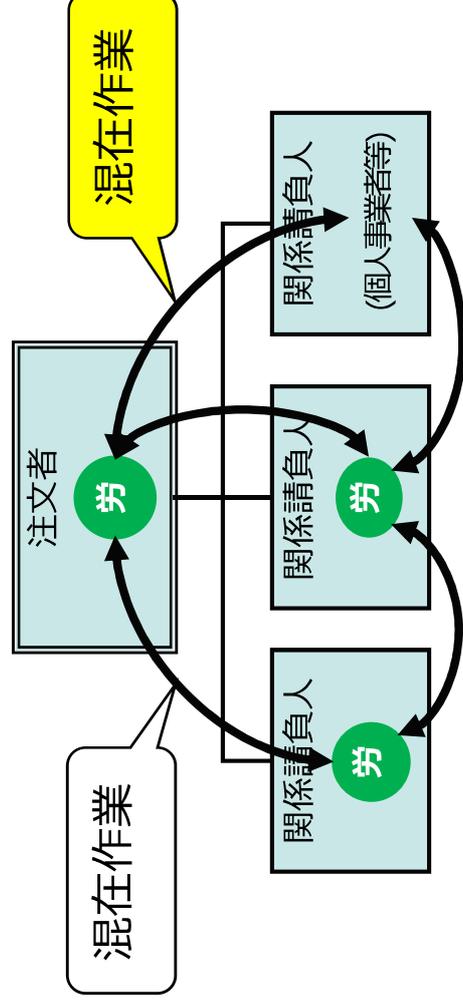
(参考) 注文者等が講じるべき措置 (作業間の連絡調整) のイメージ

《現行》



個人事業者等による混在作業の位置付けを明確化

《見直し後》

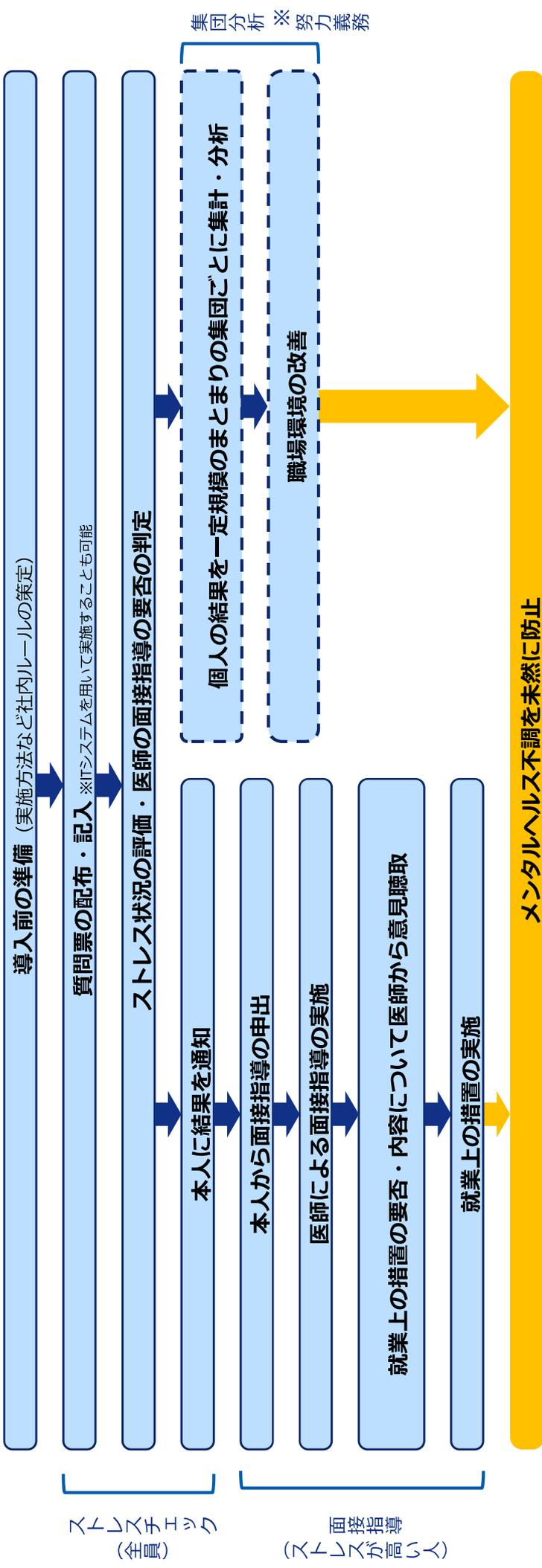


2. 職場のメンタルヘルス対策の推進

背景

- 事業場におけるメンタルヘルス対策については、メンタルヘルス不調の未然防止の観点で、平成27年12月にストレスチェック制度が導入されたが、50人未満の事業場では努力義務にとどまっている。

(ストレスチェック制度の流れ)



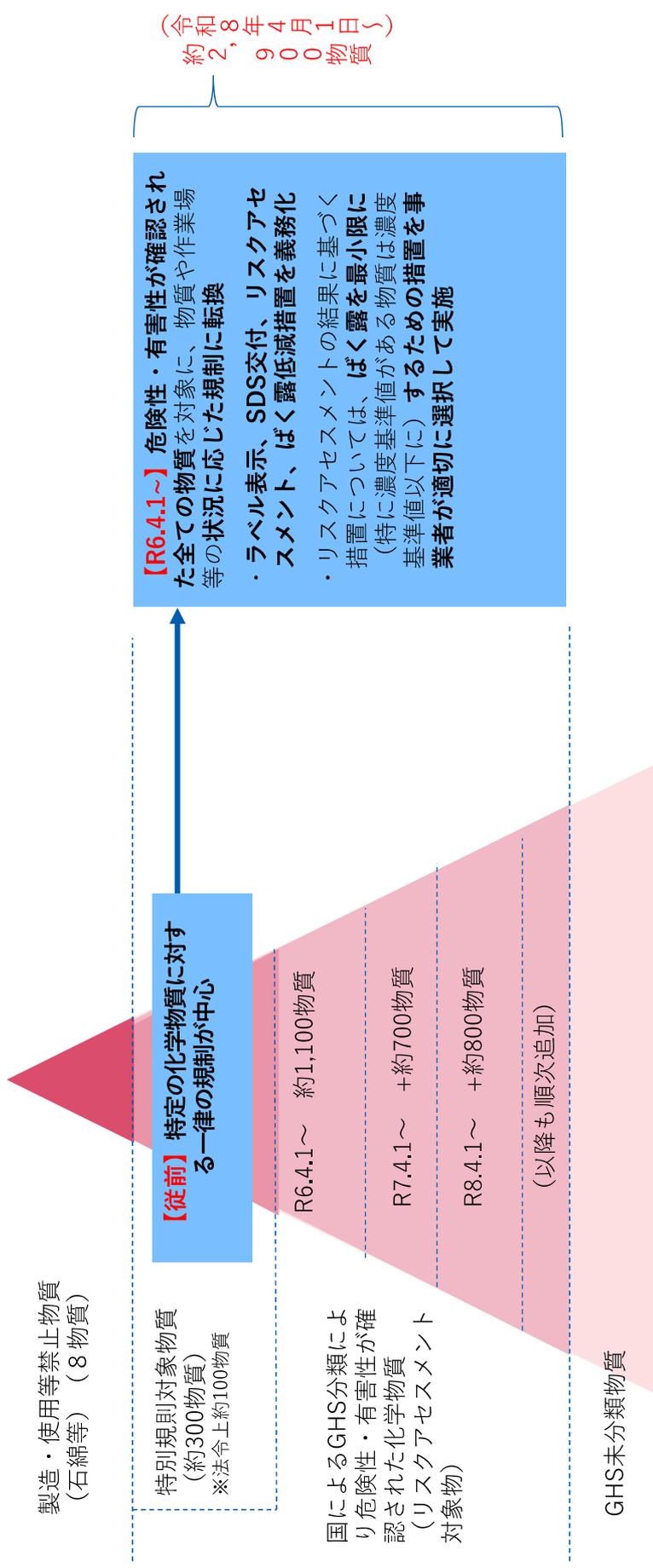
改正内容

- 現行法ではストレスチェックは労働者50人以上の事業場に義務付けられている (50人未満は努力義務) とし、これを全ての事業場に義務化する。
- ※ 小規模事業者が円滑に制度改正に対応できるよう、
 - ・ 50人未満の事業場に即した、労働者のプライバシーが保護され、現実的で実効性のある実施体制・実施方法についてのマニュアルの作成
 - ・ 医師による面接指導の受け皿となる「地域産業保健センター」(地さんぼ)の体制拡充等の支援策を講じていく。
- また、50人未満の事業場の負担等に配慮し、十分な準備期間を設ける(施行期日は公布後3年以内に政令で定める日とする)。

3. 化学物質による健康障害防止対策等の推進

背景

- 化学物質管理については、物質の多様化や国際的な潮流に従い、化学物質ごとの個別具体的な法令による規制から、事業者等による自律的な管理を基軸とする規制へ、安衛法体系の技術的見直しが行われたところ。（令和4年から政省令改正・順次施行）
- これにより、化学物質の譲渡・提供者による「危険・有害性情報の表示（ラベル）及び通知（SDS（※）の交付等）」や事業者による「リスクアセスメントの実施」が必要となる化学物質が、令和8年4月には、危険性又は有害性がある全ての化学物質（国際的な基準に従い分類した約2,900物質）に拡大されることが予定されている。
（※）安全データシート（Safety Data Sheet）の略語。化学物質を譲渡または提供する際に、その化学物質の物理化学的性質や危険性・有害性及び取扱いに関する情報を、譲渡または提供する相手方に通知する文書のこと。



(注) GHS : 2003年7月に国際連合から公表された「化学品の分類および表示に関する世界調和システム (Globally Harmonized System of Classification and Labelling of Chemicals)」。日本では「日本産業規格 Z 7252 (GHS)に基づく化学品の分類方法)」において化学品の分類方法が定められており、これに基づく分類判定の結果を用いて、ラベル表示・SDS交付等の義務対象物質を特定している。

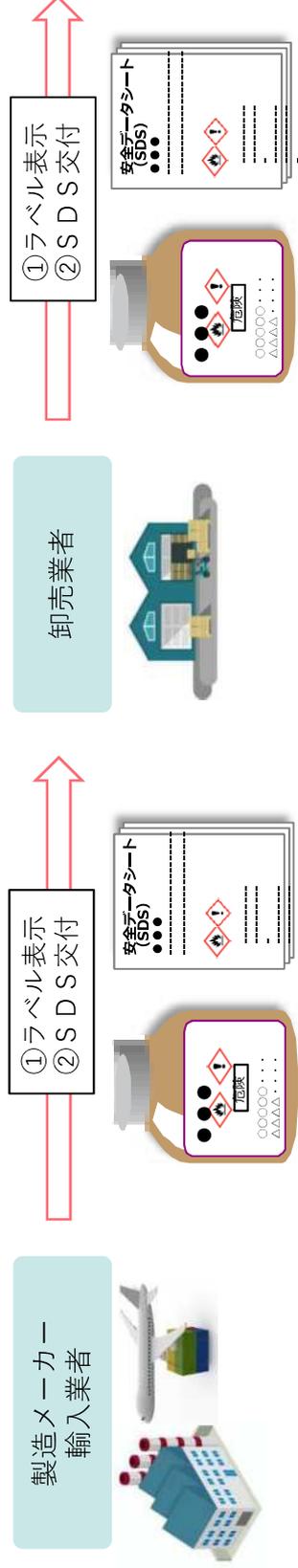
危険・有害性情報の通知制度

- 労働安全衛生法に基づき、危険有害な化学物質を譲渡・提供する者（メーカー、卸売等）には、次の義務が課されている。

①名称や人体に及ぼす作用などの危険有害性情報をラベル表示する義務

②譲渡・提供する相手方に文書（SDS）を交付して、成分・含有量などの危険有害性情報を通知する義務

- ・ 譲渡・提供を受けたユーザー企業等は、①②の情報を読まえた③危険性・有害性等の調査（リスクアセスメント）を行い、その結果に基づいて④必要ならば低減措置（例：適切な保護具の使用）を講ずる義務が課されている。



令和8年4月には①～④の対象物質が約2,900に拡大

※③、④は製造メーカー等においても実施

改正内容

- 化学物質の譲渡・提供時における危険有害性情報の通知制度（SDS）の履行を確保するため、次の見直しを行う。
 - ・ 通知義務違反に対する罰則の新設
 - ・ 通知事項を変更した場合の再通知（現行は努力義務）の義務化
- SDSについて、EU等の仕組みを参考に、化学物質の成分名に企業の営業秘密情報が含まれる場合においては、有害性が相対的に低い化学物質に限り、通知事項のうち成分名について代替名等の通知を認める。なお、この場合においても、非開示とできるのは成分名のみであり、人体に及ぼす作用、講ずべき応急の措置等については非開示を認めない。また、医師が診断及び治療のために成分名の開示を求めた場合は直ちに開示することとする。
- 危険有害な化学物質を取り扱う作業場の作業環境において、労働者が有害な因子にばく露する程度を把握するために行う個人ばく露測定について、その精度を担保するため、法律上の位置付けを明確にし、有資格者（作業環境測定士）により実施しなければならぬこととする。

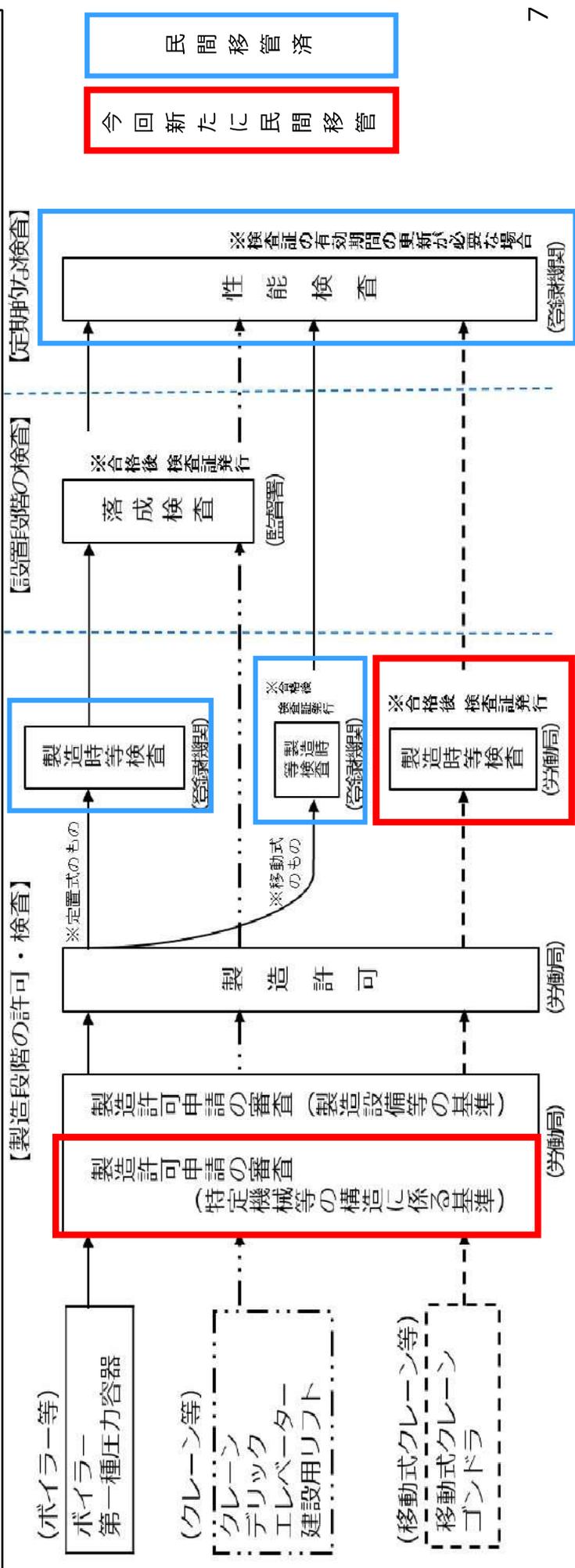
4. 機械等による労働災害の防止の促進等

背景

- 危険な作業を必要とする特定機械等（ボイラー、クレーン等）については、安全性能を確保するために、製造許可及び製造時等検査制度を設けるとともに、設置時、使用時の各段階における検査を義務付けている。
- 新技術の誕生に伴い設計・検査手法の高度化・専門化が必要となっているところ、EU諸国をはじめとした諸外国では、専門性を持つ民間の検査機関の活用が進んでいる。これまで一部検査について民間移管を進めてきたが、特定機械等の安全性を確保した上で労働災害を効果的に防止するため、更なる行政の効率化や民間活力の活用を促進する必要がある。
- また、技能講習を実施する民間登録機関が不正に技能講習修了証を交付する等の不正事案が生じており、その防止対策を強化する必要がある。

改正内容

- 製造許可申請の審査のうち特定機械等の構造に係る基準の審査について、民間の登録機関が行えるようにする。
- 製造時等検査について、移動式クレーン及びゴンドラも民間の登録機関が行えるようにする。
- 民間の登録機関の業務の適正な遂行を担保するため、適切な登録要件の設定、要件に適合しなくなった場合の行政処分などの仕組みを整備する。
- 民間の登録機関の不正防止のための措置その他の所要の改正を行う。



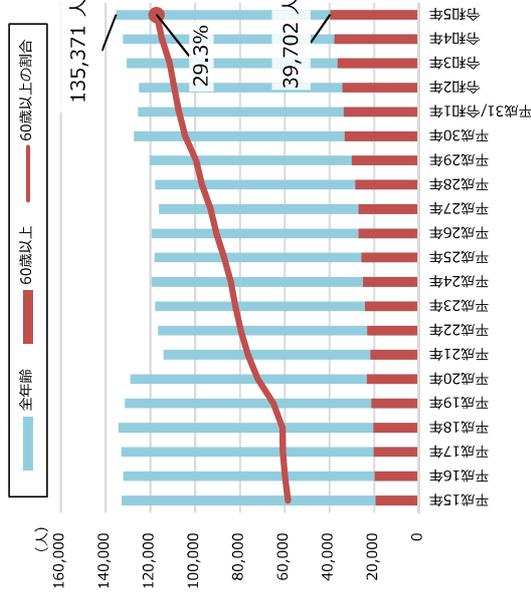
5. 高齢者の労働災害防止の推進

背景

- 休業4日以上の死傷者数は近年増加傾向にあり、この要因として、高齢労働者の労働災害の増加が挙げられる。
- また、高齢労働者は、他の世代と比べて、労働災害の発生率が高く、災害が起きた際の休業期間が長い。

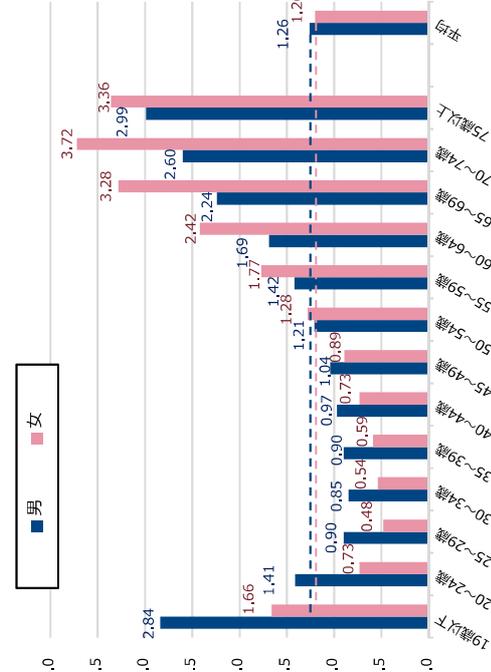
労働災害による死傷者数

(全年齢に占める60歳以上の割合)



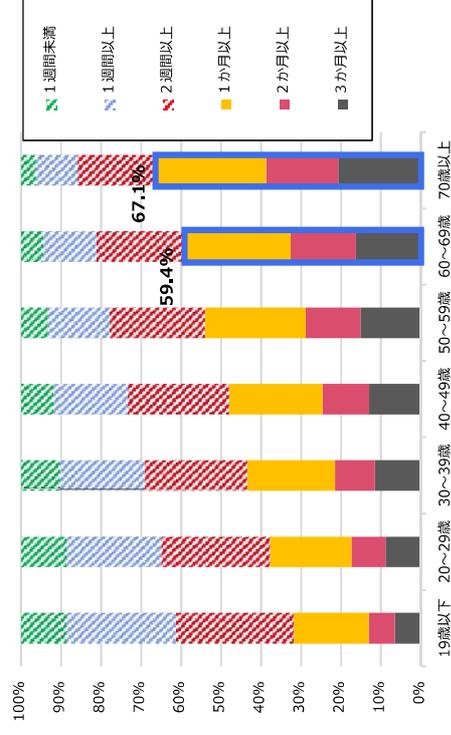
年齢層別 労働災害発生率 (休業4日以上死傷度数率)

(令和5年)



※度数率 = 労働災害による死傷者数/延べ実労働時間数×1,000,000

年齢層別 労働災害による休業見込み期間 (令和5年)



改正内容

- 高齢労働者の労働災害の防止を図るため、高齢労働者の特性に配慮した作業環境の改善、作業管理その他の必要な措置を講ずることを事業者の努力義務とする。
- 厚生労働大臣は、事業者による措置の適切かつ有効な実施を図るため必要な指針（※）を定め、当該指針に従い、事業者又はその団体に対して必要な指導、援助等を行うことができるものとする。
- （※）現在、「高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」（エイジフレンドリーガイドライン）において、安全衛生管理体制の確立（リスクアセスメントの実施等）、職場環境の改善（ハード・ソフト面の対策）、高齢労働者の体力の状況把握などの取組を求めている。これを参考に指針を検討。

【参考】 高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドラインの概要

エイジフレンドリーガイドライン（安全衛生部長通達）

1 安全衛生管理体制の確立

● 経営トップによる方針表明と体制整備

経営トップが高齢労働者の労働災害防止対策に取り組む方針を表明し、対策の担当者を明確化します。労働者の意見を聴く機会を設けます。

● 高齢労働者の労働災害防止のためのリスクアセスメントの実施

高齢労働者の身体機能の低下等による労働災害発生リスクについて、災害事例やヒヤリハット事例から洗い出し、優先順位をつけて2以降の対策を実施します。

2 職場環境の改善

● 身体機能の低下を補う設備・装置の導入（主にハード面の対策）

身体機能の低下による労働災害を防止するため施設、設備、装置等の改善を行います。

● 高齢労働者の特性を考慮した作業管理（主にソフト面の対策）

敏捷性や持久性、筋力の低下等の高齢労働者の特性を考慮して作業内容等の見直しを行います。

3 高齢労働者の健康や体力の状況の把握

● 健康状況の把握

雇入れ時および定期的健康診断を確実に実施するとともに、高齢労働者が自らの健康状況を把握できるような取組を実施するよう努めます。

● 体力の状況の把握

事業者、高齢労働者双方が当該高齢労働者の体力の状況を客観的に把握し必要な対策を行うため、主に高齢労働者を対象とした体力チェックを継続的に行うよう努めます。

※ 健康情報等を取り扱う際には、「労働者の心身の状態に関する情報の適正な取り扱いのため」に事業者が講ずべき措置に関する指針」を踏まえた対応が必要です。

4 高齢労働者の健康や体力の状況に応じた対応

● 個々の高齢労働者の健康や体力の状況を踏まえた対応

- ・基礎疾患の罹患状況を踏まえ、労働時間の短縮や深夜業の回数の減少、作業の転換等の措置を講じます。
- ・個々の労働者の状況に応じ、安全と健康の点で適合する業務をマッチングさせるよう努めます。

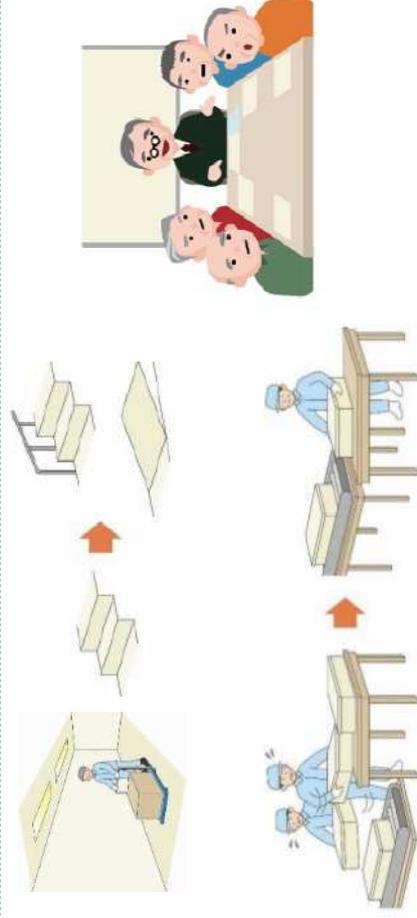
● 心身面にわたる健康保持増進措置

- ・「事業場における労働者の健康保持増進のための指針（THP指針）」に基づく取組に努めます。
- ・集団及び個々の高齢労働者を対象として、身体機能の維持向上のための取組を実施することが望まれます。
- ・「労働者の心の健康の保持増進のための指針（メンタルヘルス指針）」に基づく取組に努めます。

5 安全衛生教育

● 高齢労働者、管理監督者等に対する教育

労働者と関係者に、高齢労働者に特有の特徴と対策についての教育を行うよう努めます。（再雇用や再就職等で経験のない業種、業務に従事する場合、特に丁寧な教育訓練を行います。）



労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律要綱

第一 労働安全衛生法の一部改正

一 個人事業者等に対する安全衛生対策

1 個人事業者の定義

事業を行う者で労働者を使用しないものを、個人事業者として労働安全衛生法に位置付けること。

(第三十一条の三第一項関係)

2 注文者等が講ずべき措置

(一) 建設工事の注文者その他の仕事を他人に請け負わせる者は、施工方法、作業方法、工期、納期等について、安全で衛生的な作業の遂行を損なうおそれのある条件を付さないように配慮しなければならないものとする。 (第三条第三項関係)

(二) 厚生労働大臣は、労働災害防止計画の的確かつ円滑な実施のため必要があると認めるときは、事業を行う者、その団体その他の関係者に対し、労働災害の防止に関する事項について必要な勧告又は要請をすることができるものとする。 (第九条関係)

(三) 特定元方事業者等が統括安全衛生責任者を選任しなければならない場合を、その労働者及び関係請負人の労働者が一の場所において作業を行うときとしていたのを改め、その労働者である作業従事者（事業を行う者が行う仕事の作業に従事する者をいう。以下同じ。）（当該労働者である作業従事者のほか、労働者以外の当該特定元方事業者に係る作業従事者がある場合には、当該者を含む。）及び関係請負人に係る作業従事者が一の場所において作業を行うときとすること。（第十五条第一項及び第三項関係）

(四) 建設業に属する事業の元方事業者等が店社安全衛生管理者を選任しなければならない場合について、(三)と同様の改正を行うこと。（第十五条の三関係）

(五) 建設業その他政令で定める業種に属する事業の仕事で、政令で定めるものを行う事業者は、爆発、火災等が生じたことに伴い作業従事者の救護に関する措置がとられる場合における労働災害の発生を防止するため、救護に関し必要な措置を講じなければならないものとともに、当該仕事数が数次の請負契約によって行われる場合においては、元方事業者又は指名された事業者は、当該場所において当該仕事の作業に従事する全ての作業従事者に関し、当該措置を講じなければならない

いものとする。 (第二十五条の二第一項並びに第三十条の三第一項及び第四項関係)

(六) 元方事業者は、関係請負人及び関係請負人に係る作業従事者が、仕事に関し、この法律又はこれに基づく命令の規定に違反しないよう必要な指導を行い、当該者がこれらの規定に違反していると認めるときは、是正のため必要な指示を行わなければならないものとする。 (第二十九条関係)

(七) 建設業に属する事業の元方事業者は、土砂等が崩壊するおそれのある場所等において関係請負人に係る作業従事者が当該事業の仕事の作業を行うときは、当該関係請負人が講ずべき当該場所に係る危険を防止するための措置が適正に講ぜられるように、技術上の指導その他の必要な措置を講じなければならないものとする。 (第二十九条の二関係)

(八) 特定元方事業者等が作業間の連絡及び調整等の措置を講じなければならない場合について、(三)と同様の改正を行うこと。 (第三十条第一項、第二項及び第四項関係)

(九) 製造業等の業種に属する事業の元方事業者等が作業間の連絡及び調整等の措置を講じなければならない場合について、(三)と同様の改正を行うこと。 (第三十条の二第一項及び第四項関係)

(十) 作業場所管理事業者（仕事を自ら行う事業者であつて、当該仕事を行う場所を管理するものをいう。以下この(十)及び(十四)において同じ。）は、その管理する一の場所においてその労働者である作業従事者（当該労働者である作業従事者のほか、労働者以外の当該作業場所管理事業者に係る作業従事者がある場合には、当該者を含む。）及びその請負人に係る作業従事者が作業を行う場合であつて、これらの作業従事者のいずれかが、危険性又は有害性等を勘案して厚生労働省令で定める業務に係る作業を行うときは、当該作業が行われることによつて生ずる労働災害を防止するため、作業間の連絡及び調整を行うことに関する措置その他必要な措置を講じなければならないものとする。ただし、当該場所において一の仕事のみが行われる場合において、当該仕事に係る全ての作業従事者に関して(八)又は(九)の措置が講じられることとなるときは適用しないものとする。

(第三十条の四関係)

(十一) 特定事業の仕事を自ら行う注文者は、建設物等を当該仕事を行う場所においてその請負人に係る作業従事者（労働者及び労働者と同一の場所において仕事の作業に従事する労働者以外の作業従事者に限る。）に使用させるときは、当該建設物等について、労働災害を防止するため必要な措置

これらの請負人及び作業従事者は、作業場所管理事業者が(十)の措置の実施を確保するためにする指示に従わなければならないものとする。 (第三十二条第四項、第七項及び第八項関係)

(十五) (五)、(八)、(九)、(十一)等の場合において、作業従事者は、講ぜられる措置に応じて必要な事項を守らなければならない。これらの措置の実施を確保するためにされる指示に従わなければならないものとする。 (第三十二条第七項及び第八項関係)

(十六) 機械等を事業を行う者に貸与する者は、当該機械等の貸与を受けた事業を行う者の事業場における当該機械等による労働災害を防止するため必要な措置を講じなければならないものとする。 (第三十三条第一項関係)

(十七) 建築物を事業を行う者に貸与する者は、当該建築物の全部を一の事業者若しくは個人事業者に貸与するとき、又は二以上の個人事業者のみに貸与するときを除き、当該建築物の貸与を受けた者の事業に係る当該建築物による労働災害を防止するため必要な措置を講じなければならないものとする。 (第三十四条関係)

(十八) (十)及び(十四)の措置等は、厚生労働省令で定めるものとする。 (第三十六条関係)

3 個人事業者等が講ずべき措置

- (一) 労働者以外の者で労働者と同一の場所において仕事の作業に従事するものは、労働災害を防止するため必要な事項を守るほか、事業者その他の関係者が実施する労働災害の防止に関する措置に協力するように努めなければならないものとする。 (第四条関係)
- (二) 労働者と同一の場所において仕事の作業に従事する労働者以外の作業従事者は、事業者が労働安全衛生法第二十条から第二十五条まで及び第二十五条の二第一項の規定に基づき講ずる措置に応じて、必要な事項を守らなければならないものとする。同時に、当該者が守らなければならない事項は、厚生労働省令で定めるものとする。 (第二十六条及び第二十七条第一項関係)
- (三) 事業者は、労働安全衛生法第四十二条第一項の機械等について、同項の規格又は安全装置を具備しなければ、労働者に使用させてはならないものとする。同時に、作業従事役員等（事業者（厚生労働省令で定める数以下の労働者を使用するものに限る。）又は個人事業者（これらの者が法人である場合には、その代表者又は役員）である作業従事者をいう。 (四)から(六)までにおいて同じ。）は、自ら当該機械等を使用して、労働者と同一の場所において仕事の作業を行う場合には、当該規

格又は安全装置を具備していない当該機械等を使用してはならないものとする。 (第四十二条 第二項及び第三項関係)

(四) 個人事業者に係る作業従事役員等は、労働者と同一の場所において仕事の作業を行う場合には、厚生労働省令で定めるところにより、労働安全衛生法第四十五条第一項の機械等について定期自主検査を行い、及びその結果を記録しておかなければならないものとする。個人事業者に係る特定自主検査の実施方法を規定すること。 (第四十五条第二項及び第三項関係)

(五) 作業従事役員等は、労働者と同一の場所において危険又は有害な業務に就くときは、当該業務に関する安全又は衛生のための特別の教育を受けなければならないものとする。 (第五十九条第四項関係)

(六) 作業従事役員等は、労働者と同一の場所において危険又は有害な業務に就くときは、(五)の教育のほか、当該作業を行う場所における安全衛生の水準の向上を図るため、安全又は衛生のための教育を受けるように努めなければならないものとする。 (第六十条の二第二項関係)

作業従事者は、事業場に労働安全衛生法又はこれに基づく命令の規定に違反する事実があるときは、その事実を都道府県労働局長、労働基準監督署長又は労働基準監督官に申告して是正のため適当な措置をとるよう求めることができるものとし、注文者、機械等貸与者その他作業従事者に係る事業を行う者の契約の相手方は、当該申告を理由として、当該事業を行う者に対し、取引の停止その他の不利益な取扱いをしてはならないものとする。 (第九十七条第一項及び第三項関係)

5 災害状況の調査

厚生労働大臣は、労働災害の防止に資する施策を推進するため、業務に起因して作業従事者が負傷し、疾病にかかり、又は死亡した災害の発生状況に係る情報その他の必要な事項について調査を行うことができるものとする。また、厚生労働大臣は、当該調査のために必要なときは、事業を行う者及び作業従事者に対し、必要な事項を報告させることができるものとし、当該厚生労働大臣の権限は、都道府県労働局長及び労働基準監督署長に委任することができるものとする。 (第百条の二関係)

二 心理的な負担の程度を把握するための検査等に関する特例の終了

政令で定める規模未満の事業場については、労働安全衛生法附則第四条により、労働者の心理的な負担の程度を把握するための検査の実施が、当分の間、努力義務とされていたところ、当該規定を削除すること。（附則第四条関係）

三 化学物質による健康障害防止対策

1 作業環境測定の対象拡大

(一) 作業環境における労働者の有害な因子へのばく露の程度を把握するため空気環境その他の作業環境について行うデザイン、サンプリング及び分析（解析を含む。）を作業環境測定に位置付けること。（第二条第四号関係）

(二) 事業者は、健康障害の防止のための措置等を講ずる場合であつて厚生労働省令で定めるときは、厚生労働省令で定めるところにより作業環境測定を行わなければならないものとし、また、事業者が行うべき通知対象物等による危険性又は有害性等の調査を行うに当たり、必要に応じて作業環境測定を行うものとするとともに、これらの場合における作業環境測定は、作業環境測定基準に従つて行わなければならないものとする。（第六十五条の三関係）

2 危険性及び有害性情報の通知制度の履行確保

通知対象物譲渡者等（通知対象物を譲渡し、又は提供する者をいう。3において同じ。）の文書の交付等による通知義務に罰則を設けるとともに、通知事項に変更を行う必要が生じた場合の変更事項の通知について、努力義務を義務に引き上げること。（第五十七条の二第二項及び第百十九条第四号関係）

3 営業秘密である成分に係る代替化学名等の通知

(一) 通知対象物譲渡者等は、通知対象物に関する成分（労働者に危険又は健康障害を生ずるおそれの程度を勘案して厚生労働省令で定める化学物質である成分に限る。）の情報が、秘密として管理されている製品の情報その他の事業活動に有用な情報であって、公然と知られていないものである場合には、その旨を相手方にあらかじめ明示した上で、代替化学名等（当該成分の化学名における成分の構造又は構成要素を表す文字の一部を省略し、若しくは置き換えた化学名又は厚生労働省令で定める事項をいう。以下この(一)、(二)及び(四)において同じ。）を定め、これを通知することをもって通知対象物に関する成分の通知に代えることができるものとし、これにより代替化学名等を通知さ

れた者は、当該通知対象物を譲渡し、又は提供する場合には、当該通知対象物の成分について代替化学名等を通知された旨を相手方にあらかじめ明示した上で、代替化学名等を通知することをもって通知対象物に関する成分の通知に代えることができるものとする。 (第五十七条の二第三項及び第六項関係)

(二) 代替化学名等通知者 (一)により代替化学名等を定め、通知を行った者をいう。(三)において同じ。) は、当該通知に係る通知対象物の成分、通知した代替化学名等その他の厚生労働省令で定める事項を記録しなければならないものとともに、当該記録に基づいて作成した書類を保存しなければならないものとする。 (第五十七条の二第四項及び第百三条第四項関係)

(三) 代替化学名等通知者は、通知対象物による健康障害が生じ、又は生ずるおそれがある場合において、医師による診断、治療その他の厚生労働省令で定める行為のために必要があるときは、当該医師の求めに応じて、当該通知対象物の成分の情報を当該医師に開示しなければならないものとする。 (第五十七条の二第五項関係)

(四) 厚生労働大臣は、代替化学名等の通知の適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するも

のとするとともに、当該指針に従い、通知対象物譲渡者等に対し、必要な指導等を行うことができるものとする。 (第五十七条の二第八項及び第九項関係)

四 機械等による労働災害防止対策

1 特定自主検査及び技能講習の不正防止対策の強化

(一) 特定自主検査は、厚生労働大臣の定める基準に従って行わなければならないものとする。 (第四十五条第三項関係)

(二) 検査業者は(一)の基準に従って特定自主検査を行わなければならないものとするとともに、厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、これに違反した検査業者に対し、特定自主検査の方法その他の業務の方法の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができるものとする。 (第五十

四条の四第二項及び第五十四条の六関係)

(三) 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、(二)の前段に違反し、又は(二)の後段の命令に違反した検査業者の登録を取り消し、又は六月を超えない範囲内で期間を定めて特定自主検査の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができるものとする。 (第五十四条の七第二項関係)

(四) 何人も、労働安全衛生法第七十六条第二項の規定により技能講習修了証を交付する場合を除くほか、技能講習修了証又はこれと紛らわしい書面を交付してはならないものとし、都道府県労働局長は、技能講習の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、技能講習修了証を不正に交付し、又はこれと紛らわしい書面を交付した者に対し、当該技能講習修了証又はこれと紛らわしい書面の回収を図ることその他必要な措置をとるべきことを命ずることができるものとする。

(第七十六条の二関係)

(五) 都道府県労働局長は、登録教習機関が(四)の命令に従わない場合には、その登録を取り消し、又は六月を超えない範囲内で期間を定めて技能講習若しくは教習の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができるものとする。これにより登録を取り消したときは、厚生労働大臣が定める基準に従い、十年を超えない範囲内で取消処分を受けた者が登録を受けることができない期間を指定することができるものとする。 (第七十七条第三項及び第四項関係)

2 特定機械等の製造許可及び製造時等検査制度の見直し

(一) 特定機械等の製造の許可の申請は、登録設計審査等機関が行った設計審査(申請に係る特定機械

等の設計が厚生労働大臣の定める基準のうち特定機械等の構造に係る部分に適合しているかどうかの審査をいう。以下この(一)、(三)及び(四)において同じ。)の結果を記載した書類を添付して行わなければならないものとする。ただし、労働安全衛生法第五十三条の二第一項の規定に基づき都道府県労働局長が当該申請に係る特定機械等の設計審査の業務を行うときは、この限りでないものとする。 (第三十七条第三項関係)

(二) 特定機械等のうち、ボイラー、第一種圧力容器、移動式クレーン及びゴンドラ(以下この(二)において「ボイラー等」という。)を製造し、若しくは輸入した者、ボイラー等で厚生労働省令で定める期間設置されなかったものを設置しようとする者又はボイラー等で使用を廃止したものを再び設置し、若しくは使用しようとする者は、登録設計審査等機関の製造時等検査を受けなければならないものとともに、登録設計審査等機関は、製造時等検査に合格した移動式のボイラー等について、検査証を交付するものとする。また、外国においてボイラー等を製造した者は、輸入されたボイラー等について、自ら登録設計審査等機関の検査を受けることができるものとする。

(第三十八条第一項及び第二項並びに第三十九条第一項関係)

(三) 登録設計審査等機関の登録は、地域の区分ごとに、設計審査又は製造時等検査を行おうとする者の申請により行うものとする。設計審査に係る登録要件を設けるものとする。 (第四十六条及び別表第四の二から別表第七まで関係)

(四) 登録設計審査等機関の義務等について、現行の登録製造時等検査機関と同様のものとする。ただし、登録設計審査等機関は、厚生労働大臣が定める方法に従って設計審査を行わなければならないものとする。登録事項のうち名称等の変更の届出については、変更の日から二週間以内に、厚生労働大臣に届け出なければならないものとする。 (第四十七条から第五十三条の二まで関係)

3 型式検定対象機械等、技能講習対象業務等の見直し

(一) 型式検定対象機械等として、労働安全衛生法第四十二条第一項の機械等のうち安全装置又は保護具であつて、規格等を具備しなければ重大な労働災害を生ずるおそれがあるものであり、かつ、個別検定によることが適当でないものとして政令で定めるものを追加し、必要な規定を整備すること。 (別表第四及び別表第十四関係)

(二) 技能講習のうち車両系建設機械その他の政令で定める車両系機械の運転に係る技術を取得させるための講習を車両系機械運転技能講習とし、当該講習に係る登録教習機関の登録要件等を定めるところ。(別表第十八から別表第二十まで関係)

五 高年齢者の労働災害防止のための措置

1 事業者は、高年齢者の労働災害の防止を図るため、高年齢者の特性に配慮した作業環境の改善、作業の管理その他の必要な措置を講ずるように努めなければならないものとする。 (第六十二条の

二第一項関係)

2 厚生労働大臣は、1の事業者が講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとともに、当該指針に従い、事業者又はその団体に対し、必要な指導、援助等を行うことができるものとする。 (第六十二条の二第二項及び第三項関係)

六 公示手段の適正化

登録設計審査等機関の登録をしたとき等における公示手段を官報に限定しないものとする。 (第

百十二条の二関係)

七 その他所要の改正を行うこと。

第二 作業環境測定法の一部改正

一 作業環境測定士等による個人ばく露測定の実施

1 作業環境測定法は、適正な作業環境及び労働者の作業の安全かつ衛生的な遂行を確保し、もって職場における労働者の健康を保持することを目的とすること。（第一条関係）

2 「個人ばく露測定」とは、作業環境測定のうち、作業環境における労働者の有害な因子へのばく露の程度を把握するために行うものをいい、「指定作業場」とは、労働安全衛生法第六十五条第一項の作業場のうち政令で定めるもの及び同法第六十五条の三第一項から第三項までの規定により作業環境測定を行う作業場のうち政令で定めるものをいうものとする事。（第二条第三号及び第四号関係）

3 事業者は、第一の三の1の(二)の作業環境測定を行うときは、その使用する作業環境測定士にこれを実施させなければならないものとする事。（第三条第一項関係）

4 作業環境測定士及び作業環境測定機関は、第一の三の1の(二)の作業環境測定を実施するときは、厚生労働大臣の定める作業環境測定基準に従ってこれを実施しなければならないものとする事とともに、

作業環境測定士は、個人ばく露測定のうちサンプリング又は分析の業務であつて厚生労働省令で定めるものを行う場合には、厚生労働省令で定める者に補助させることができるものとする。 (第四
条関係)

5 作業環境測定士の登録の申請書に添付しなければならない書類は、厚生労働省令で定めるものとする。 (第九条第二項関係)

6 作業環境測定士試験の受験資格から労働衛生の実務の従事経験を削り、これを作業環境測定士となる登録の要件に加えること。 (第五条及び第十五条関係)

二 公示手段の適正化
指定試験機関の指定をしたとき等における公示手段を官報に限定しないものとする。 (第二十二

条第一項及び第三項、第二十九条第二項、第三十条第二項並びに第三十一条第二項関係)

三 その他所要の改正を行うこと。

第三 施行期日等

一 施行期日

この法律は、令和八年四月一日から施行するものとする。ただし、次に掲げる事項は、それぞれ次に定める日から施行するものとする。 (附則第一条関係)

- 1 第一の一の二の(一)及び第一の七の一部 公布日
- 2 第一の四の1 令和八年一月一日
- 3 第一の三の1及び第二の一 令和八年十月一日
- 4 第一の一の5 令和九年一月一日
- 5 第一の一の二の(十)、(十四)及び(十八)並びに第一の一の三の(三)から(六)まで 令和九年四月一日
- 6 第一の二 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日
- 7 第一の三の2 公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日

二 検討規定

政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、これらの法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。 (附則第十条関係)

三 経過措置及び関係法律の整備

この法律の施行に関し必要な準備行為及び経過措置を定めるとともに、関係法律の規定の整備を行うこと。(附則第二条から第九条まで及び第十一条から第十四条まで関係)

労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律

(労働安全衛生法の一部改正)

第一条 労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）の一部を次のように改正する。

目次中「第五十四条の六」を「第五十四条の七」に改める。

第三条第三項中「注文者等」を「注文者その他の」に、「工期」を「作業方法、工期、納期」に、「そこなう」を「損なう」に、「附さない」を「付さない」に改める。

第四十五条第二項中「ときは、」の下に「当該事業者（事業者が法人である場合には、その代表者又は役員）で厚生労働省令で定める資格を有するものが自ら実施し、又は」を、「労働者で」の下に「当該」を加え、「又は」を「若しくは」に改め、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「による自主検査」の下に「（特定自主検査を除く。）」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 特定自主検査は、厚生労働大臣の定める基準に従って行わなければならない。

第五十三条第一項第五号中「及び」を「又は」に改める。

第五十四条の三第二項第一号及び第二号中「第五十四条の六第二項」を「第五十四条の七第二項」に改め、同項第三号中「第一号」を「前二号のいずれか」に改める。

第五十四条の四に次の一項を加える。

2 前項の場合において、検査業者は、第四十五条第三項の基準に従つて特定自主検査を行わなければならない。

第五十四条の六第二項第三号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 前条の規定による命令に違反したとき。

第五章第一節中第五十四条の六を第五十四条の七とし、第五十四条の五の次に次の一条を加える。

第五十四条の六 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、検査業者が第五十四条の四の規定に違反していと認めるときは、その検査業者に対し、特定自主検査の方法その他の業務の方法の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

第七十六条の次に次の一条を加える。

(技能講習修了証の不正交付等への対処)

第七十六条の二 何人も、前条第二項の規定により技能講習修了証を交付する場合を除くほか、技能講習修了証又はこれと紛らわしい書面を交付してはならない。

2 都道府県労働局長は、技能講習の適正な実施を確保するため必要があるときは、前項の規定に違反して技能講習修了証を不正に交付し、又はこれと紛らわしい書面を交付した者に対し、当該技能講習修了証又はこれと紛らわしい書面の回収を図ることその他必要な措置をとるべきことを命ずることができ、
ができる。

第七十七条第三項中「字句と」を「字句に」に改め、同項の表第四十六条第二項各号列記以外の部分の項の次に次のように加える。

第四十六条第二項第二号	二年	二年（第七十七条第四項の規定により登録を受けることができない期間を指定した場合は、その期間）
-------------	----	------------------------------------------------

第七十七条第三項の表第五十二条の二の項中「第七十七条第六項又は第七項」を「第七十七条第七項又は第八項」に改め、同表第五十三条第一項第二号の項中「第七十七条第六項若しくは第七項」を「第七十

七条第七項若しくは第八項」に改め、同表第五十三條第一項第三号の項の次に次のように加える。

第五十三條第一項第五号	第五十二條又は第五十二條の	第五十二條、第五十二條の二又は第七十
二		六條の二第二項

第七十七條第七項中「前條第三項」を「第七十六條第三項」に改め、同項を同條第八項とし、同條第六項を同條第七項とし、同條第五項を同條第六項とし、同條第四項を同條第五項とし、同條第三項の次に次の一項を加える。

4 都道府県労働局長は、前條第二項の規定による命令に従わない登録教習機関に対して、前項において準用する第五十三條第一項第五号の規定により登録を取り消したときは、厚生労働大臣が定める基準に従い、十年を超えない範囲内で当該処分を受けた者が第一項の規定による登録を受けることができない期間を指定することができる。

第一百十八條中「第五十四條の六第二項」を「第五十四條の七第二項」に改める。

第二條 労働安全衛生法の一部を次のように改正する。

目次中「第一百條」を「第一百條の二」に改める。

第二条第四号中「をは握」を「（作業環境における労働者の有害な因子へのばく露の程度を含む。）を把握」に改める。

第四条中「労働者」の下に「及び労働者以外の者で労働者と同一の場所において仕事の作業に従事するもの」を加える。

第九条中「事業者、事業者の」を「事業を行う者、その」に改める。

第十五条第一項中「その労働者及び」を「当該一の場所において、その労働者である作業従事者（事業を行う者が行う仕事の作業に従事する者をいう。以下同じ。）（当該労働者である作業従事者のほか、労働者以外の当該特定元方事業者に係る作業従事者がある場合には、当該者を含む。）及び」に、「すべて」を「全て」に、「の労働者が当該場所において」を「に係る作業従事者が」に、「労働者の作業」を「作業従事者の作業」に改め、同項ただし書中「労働者」を「作業従事者」に改め、同条第三項中「すべて」を「全て」に、「労働者」を「作業従事者」に改める。

第十五条の三第一項中「労働者及び」を「労働者である作業従事者（当該労働者である作業従事者のほか、労働者以外の当該元方事業者に係る作業従事者がある場合には、当該者を含む。）及び」に、「の労働者」を「作業従事者」に改める。

働者が」を「に係る作業従事者が」に、「これらの労働者」を「これらの作業従事者」に改め、同条第二項中「すべて」を「全て」に、「労働者」を「作業従事者」に改める。

第二十五条の二第二項中「労働者」を「作業従事者」に改める。

第二十六条及び第二十七条第一項中「労働者」の下に「及び労働者と同一の場所において仕事の作業に従事する労働者以外の作業従事者」を加える。

第二十九条第一項及び第二項中「の労働者」を「に係る作業従事者」に、「行なわなければ」を「行わなければ」に改め、同条第三項中「その労働者」を「関係請負人に係る作業従事者」に改める。

第二十九条の二中「の労働者」を「に係る作業従事者」に改める。

第三十条第一項中「その労働者」の下に「である作業従事者（当該労働者である作業従事者のほか、労働者以外の当該特定元方事業者に係る作業従事者がある場合には、当該者を含む。）」を加え、「の労働者の」を「に係る作業従事者の」に改め、同条第二項中「行なわれる」を「行われる」に、「の労働者」を「に係る作業従事者（労働者及び労働者と同一の場所において仕事の作業に従事する労働者以外の作業従事者に限る。）」に、「行なう」を「行う」に改め、同条第四項中「すべての労働者」を「全ての作業

従事者」に、「第一項の」を「同項の」に改める。

第三十条の二第一項中「その労働者」の下に「である作業従事者（当該労働者である作業従事者のほか、労働者以外の当該元方事業者に係る作業従事者がある場合には、当該者を含む。）」を加え、「の労働者の」を「に係る作業従事者の」に改め、同条第四項中「すべての労働者」を「全ての作業従事者」に改める。

第三十条の三第一項及び第四項中「すべての労働者」を「全ての作業従事者」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（作業場所管理事業者の講ずべき措置）

第三十条の四 仕事を自ら行う事業者であつて、当該仕事を行う場所を管理するもの（以下この項並びに第三十二条第四項及び第八項において「作業場所管理事業者」という。）は、その管理する一の場所においてその労働者である作業従事者（当該労働者である作業従事者のほか、労働者以外の当該作業場所管理事業者に係る作業従事者がある場合には、当該者を含む。）及びその請負人（当該仕事为数次の請負契約によつて行われるときは、当該請負人の請負契約の後次の全ての請負契約の当事者である請負人

を含む。)に係る作業従事者が作業を行う場合であつて、これらの作業従事者のいずれかが、危険性又は有害性等を勘案して厚生労働省令で定める業務に係る作業を行うときは、当該作業が行われることによつて生ずる労働災害を防止するため、作業間の連絡及び調整を行うことに関する措置その他必要な措置を講じなければならない。

2 前項の規定は、当該場所において一の仕事のみが行われる場合において、当該仕事に係る全ての作業従事者に関して、第三十条第一項又は第三十条の二第一項に規定する措置が講じられることとなるときは、適用しない。

第三十一条第一項中「すべて」を「全て」に、「第三十一条の四において同じ。」の労働者」を「に係る作業従事者（労働者及び労働者との同一の場所において仕事の作業に従事する労働者以外の作業従事者に限る。）」に改め、「当該労働者の」を削る。

第三十一条の三第一項中「の労働者が」を「又は個人事業者（事業を行う者で、労働者を使用しないものを含む。）以下同じ。」に係る作業従事者（労働者及び労働者との同一の場所において仕事の作業に従事する労働者以外の作業従事者に限る。）が」に、「すべて」を「全て」に改める。

第三十一条の四中「その請負人」の下に「（仕事が数次の請負契約によつて行われるときは、当該請負人の請負契約の後次の全ての請負契約の当事者である請負人を含む。）」を加え、「の労働者を労働させた」を「に係る作業従事者が作業を行つた」に改める。

第三十二条第七項中「第五項」を「第六項」に、「労働者」を「作業従事者」に改め、「の元方事業者等」の下に「、第三十条の四第一項の作業場所管理事業者」を加え、「第三十一条第一項、」を「第三十条の四第一項、第三十一条第一項、」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項中「第三十一条第一項」を「第三十条の四第一項、第三十一条第一項」に、「労働者」を「作業従事者」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「労働者」を「作業従事者」に改め、「事業者である」を削り、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 第三十条の四第一項の場合において、作業場所管理事業者の請負人で、当該場所において仕事を自ら行うものは、同項の規定により講ぜられる措置に応じて、必要な措置を講じなければならない。

第三十三条第一項中「他の事業者」を「事業を行う者」に、「事業者の」を「事業を行う者の」に改める。

第三十四条中「他の事業者」を「事業を行う者」に、「受けた事業者」を「受けた者」に改め、同条ただし書中「事業者」の下に「若しくは個人事業者」を、「とき」の下に「、又は二以上の個人事業者のみ」に貸与するとき」を加える。

第三十六条中「第三十一条第一項」を「第三十条の四第一項、第三十一条第一項」に、「第五項」を「第六項」に、「第三十二条第六項」を「第三十二条第七項」に改める。

第三十七条に次の一項を加える。

3 第一項の許可の申請は、厚生労働省令で定めるところにより、別表第一に掲げる機械等に係る特定機械等ごとに厚生労働大臣の登録を受けた者（以下「登録設計審査等機関」という。）が行った当該申請に係る特定機械等の設計が前項の基準のうち特定機械等の構造に係る部分に適合しているかどうかの審査（以下「設計審査」という。）の結果を記載した書類を添付して行わなければならない。ただし、第五十三条の二第一項の規定により都道府県労働局長が当該申請に係る特定機械等の設計審査の業務を行うときは、この限りでない。

第三十八条第一項中「特定機械等を製造し」を「特定機械等（別表第一第一号、第二号、第四号及び第

八号に掲げる機械等に係るものに限る。以下この項及び次項並びに次条第一項において同じ。）を製造し」に、「当該特定機械等が、特別特定機械等（特定機械等のうち厚生労働省令で定めるものをいう。以下同じ。）以外のものであるときは都道府県労働局長の、特別特定機械等であるときは厚生労働大臣の登録を受けた者（以下「登録製造時等検査機関」という。）」を「登録設計審査等機関」に改め、同項ただし書中「次項の」を「同項の」に改め、同条第二項中「、当該特定機械等が、特別特定機械等以外のものであるときは都道府県労働局長の、特別特定機械等であるときは登録製造時等検査機関」を「登録設計審査等機関」に改める。

第三十九条第一項中「都道府県労働局長又は登録製造時等検査機関」を「登録設計審査等機関」に改める。

第四十二条に次の二項を加える。

2 事業者は、前項の機械等については、同項の規格又は安全装置を具備しなければ、労働者に使用させてはならない。

3 事業者（厚生労働省令で定める数以下の労働者を使用する者に限る。）又は個人事業者（これらの者

が法人である場合には、その代表者又は役員）である作業従事者（以下「作業従事役員等」という。）は、自ら第一項の機械等を使用して、労働者と同一の場所において仕事の作業を行う場合には、当該機械等については、同項の規格又は安全装置を具備しなければ、これを使用してはならない。

第四十三条の二中「第四十二条の機械等」を「第四十二条第一項の機械等」に改め、同条第二号中「第四十二条」を「第四十二条第一項」に改め、「第四号」の下に「及び別表第四第十四号」を加える。

第四十四条第一項及び第四十四条の二第一項中「第四十二条」を「第四十二条第一項」に改める。

第四十五条第二項を次のように改める。

2 個人事業者は、当該個人事業者に係る作業従事役員等が労働者と同一の場所において仕事の作業を行う場合には、前項の機械等について、厚生労働省令で定めるところにより、定期に自主検査を行い、及びその結果を記録しておかなければならない。

第四十五条第五項中「事業者」を「事業を行う者」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 第一項の機械等で政令で定めるものについて行う前二項の自主検査であつて厚生労働省令で定めるも

の（以下「特定自主検査」という。）は、次の各号に掲げる特定自主検査を行う者の区分に応じ、当該各号に定める方法によつて行わなければならない。

一 事業者 当該事業者（当該事業者が法人である場合には、その代表者又は役員）である作業従事者で厚生労働省令で定める資格を有するものが自ら実施し、又はその使用する労働者で当該厚生労働省令で定める資格を有するもの若しくは第五十四条の三第一項に規定する登録を受け、他人の求めに応じて機械等について特定自主検査を行う者（以下「検査業者」という。）に実施させる方法

二 個人事業者 当該個人事業者に係る作業従事役員等で厚生労働省令で定める資格を有するものが自ら実施し、又は検査業者に実施させる方法

第四十六条の見出し中「登録製造時等検査機関」を「登録設計審査等機関」に改め、同条第一項中「第三十八条第一項の規定による」を「第三十七条第三項の」に改め、「ところにより」の下に「、次の各号に掲げる特定機械等の区分に応じ当該各号に定める業務を行うことについて」を加え、「区分ごとに、製造時等検査」を「地域の区分ごとに、設計審査又は製造時等検査（以下「設計審査等」という。）」に改め、同項に次の各号を加える。

一 次に掲げる機械等に係る特定機械等 設計審査及び製造時等検査

イ 別表第一第一号又は第二号に掲げる機械等

ロ 別表第一第四号に掲げる機械等

ハ 別表第一第八号に掲げる機械等

二 次に掲げる機械等に係る特定機械等 設計審査

イ 別表第一第三号又は第五号に掲げる機械等

ロ 別表第一第六号又は第七号に掲げる機械等

第四十六条第三項第四号中「特別特定機械等」を「特定機械等」に改め、同号イ中「製造時等検査」を「設計審査等」に改め、同号を同項第六号とし、同項第三号中「検査員であつて」を「製造時等検査を行う者にあつては、検査員であつて」に、「者が」を「ものが」に改め、同号を同項第五号とし、同項第二号中「製造時等検査」を「製造時等検査を行う者にあつては、製造時等検査」に改め、「という。」の「の」の下に「の数」を加え、同号を同項第四号とし、同項第一号中「別表第五」を「製造時等検査を行う者にあつては、別表第五の上欄に掲げる機械等の区分に応じ、それぞれ同表の下欄」に改め、同号を同項第三号

とし、同項に第一号及び第二号として次の二号を加える。

一 設計審査を実施する者（別表第四の二第一号に掲げる条件のいずれかに適合する知識経験を有する者に限る。以下「審査員」という。）の数が同表第二号に掲げる数以上であること。

二 審査員であつて別表第四の三に掲げる条件のいずれかに適合する知識経験を有するものが審査員を指揮するとともに設計審査の業務を管理するものであること。

第四十六条第四項中「登録製造時等検査機関登録簿」を「登録設計審査等機関登録簿」に改める。

第四十七条の見出し中「製造時等検査」を「設計審査等」に改め、同条第一項中「登録製造時等検査機関」を「登録設計審査等機関」に、
「製造時等検査を」を「設計審査等を」に改め、同条第二項中「登録製造時等検査機関は」を「登録設計審査等機関は、設計審査を行うときは審査員にこれを実施させ」に、
「検査員」を「検査員」に改め、同条第三項中「登録製造時等検査機関は、公正に、かつ」を「登録設計審査等機関は」に改め、「特別特定機械等の」を削り、「ものに適合する方法により製造時等検査」を「部分及び厚生労働大臣が定める方法に従つて、かつ、公正に設計審査等」に改め、同条第四項中「登録製造時等検査機関」を「登録設計審査等機関」に改める。

第四十七条の二中「登録製造時等検査機関」を「登録設計審査等機関」に、「を変更しようとする」を「を変更した」に、「変更しようとする日の二週間前まで」を「変更の日から二週間以内」に改める。

第四十八条第一項中「登録製造時等検査機関」を「登録設計審査等機関」に、「製造時等検査の」を「設計審査等の」に改め、同条第二項中「製造時等検査」を「設計審査等」に改める。

第四十九条中「登録製造時等検査機関は、製造時等検査」を「登録設計審査等機関は、設計審査等」に改める。

第五十条第一項中「登録製造時等検査機関」を「登録設計審査等機関」に改め、同条第二項中「製造時等検査を」を「設計審査等を」に、「登録製造時等検査機関の業務時間」を「登録設計審査等機関の業務時間」に改め、同項ただし書中「登録製造時等検査機関」を「登録設計審査等機関」に改め、同条第三項中「製造時等検査を」を「設計審査等を」に、「登録製造時等検査機関が製造時等検査」を「登録設計審査等機関が設計審査等」に、「登録製造時等検査機関の業務時間」を「登録設計審査等機関の業務時間」に改め、同項ただし書及び同条第四項中「登録製造時等検査機関」を「登録設計審査等機関」に改める。

第五十一条の見出し中「検査員」を「審査員又は検査員」に改め、同条中「登録製造時等検査機関

は、「」を「登録設計審査等機関は、審査員又は」に改める。

第五十二条中「登録製造時等検査機関（」を「登録設計審査等機関（」に、「製造時等検査の」を「設計審査等の」に、「外国登録製造時等検査機関」を「外国登録設計審査等機関」に、「登録製造時等検査機関に」を「登録設計審査等機関に」に改める。

第五十二条の二中「登録製造時等検査機関（外国登録製造時等検査機関」を「登録設計審査等機関（外国登録設計審査等機関」に、「登録製造時等検査機関に」を「登録設計審査等機関に」に、「製造時等検査の」を「設計審査等の」に改める。

第五十二条の三中「外国登録製造時等検査機関」を「外国登録設計審査等機関」に改める。

第五十三条第一項中「登録製造時等検査機関（外国登録製造時等検査機関」を「登録設計審査等機関（外国登録設計審査等機関」に、「製造時等検査の」を「設計審査等の」に改め、同条第二項中「外国登録製造時等検査機関が次の」を「外国登録設計審査等機関が次の」に改め、同項第三号中「外国登録製造時等検査機関」を「外国登録設計審査等機関」に改め、同項第四号及び第五号並びに同条第三項中「外国登録製造時等検査機関」を「外国登録設計審査等機関」に改

める。

第五十三条の二の見出し中「製造時等検査」を「設計審査等」に改め、同条第一項中「製造時等検査の」を「設計審査等の」に、「登録製造時等検査機関」を「登録設計審査等機関」に改め、同条第二項中「製造時等検査」を「設計審査等」に改める。

第五十三条の三中「第四十六条及び」を「第四十六条（第一項（各号に係る部分に限る。）及び第三項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）を除く。）及び」に改め、「において」の下に、「第四十七条（見出しを含む。）から第五十条まで及び前条（見出しを含む。）の規定中「設計審査等」とあるのは「性能検査」と、第五十二条から第五十三条までの規定中「外国登録設計審査等機関」とあるのは「外国登録性能検査機関」と読み替えるほか」を加え、「字句と」を「字句に」に改め、同条の表を次のように改める。

第四十六条第一項	第三十七条第三項	第四十一条第二項
	次の各号に掲げる特定機械等の区分に応じ当該各号に定め	厚生労働省令で定める区分

<p>第四十六条第三項第四号</p>	<p>第四十六条第三項第三号</p>	
<p>同表第二号</p>	<p>別表第六第一号</p>	<p>製造時等検査を行う者にあつては、製造時等検査</p>
<p>同表の下欄</p>	<p>同表の中欄</p>	<p>別表第九の上欄に掲げる機械等に応じ、性能検査</p>
<p>製造時等検査を行うもの</p>	<p>製造時等検査を行う者にあつては、別表第五</p>	<p>製造時等検査を行う者にあつては、別表第五</p>
<p>性能検査を行うもの</p>	<p>別表第八</p>	<p>別表第八</p>
<p>設計審査又は製造時等検査（以下「設計審査等」という。）</p>	<p>区分 厚生労働省令で定める地域の業務を行うことについて、</p>	<p>第四十一条第二項の性能検査（以下「性能検査」という。）</p>

第四十六条第三項第五号	製造時等検査を行う者にあつては、検査員	検査員
第四十六条第三項第六号	製造時等検査の 別表第七 又は輸入する者	性能検査の 別表第十 若しくは輸入する者又は特定機械等の整備を業とする者
第四十六条第四項	設計審査等	性能検査
第四十七条第二項	登録設計審査等機関登録簿 設計審査を行うときは審査員にこれを実施させ、製造時等検査を行うときは	登録性能検査機関登録簿 性能検査を行うときは、
第四十七条第四項	製造時等検査	性能検査
第四十九条	あらかじめ	休止又は廃止の日の三十日前までに

第五十一条（見出しを含む。）	審査員又は検査員	検査員
第五十二条	設計審査等の	性能検査の
第五十二条の二	設計審査等を	性能検査を
	設計審査等の	性能検査の
第五十三条第一項及び第二項第三号	設計審査等の	性能検査の
前条（見出しを含む。）	都道府県労働局長	労働基準監督署長

第五十四条中「第四十六条及び」を「第四十六条（第一項（各号に係る部分に限る。）及び第三項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）を除く。）及び」に改め、「おいて」の下に「、第四十七条（見出しを含む。）から第五十条まで及び第五十三条の二（見出しを含む。）の規定中「設計審査等」とあるのは「個別検定」と、第五十二条から第五十三条までの規定中「外国登録設計審査等機関」とあるのは「外国登録個別検定機関」と読み替えるほか」を加え、「字句と」を「字句に」に改め、同条の表を次のよう

に改める。

<p>第四十六条第三項第三号</p>			
<p>製造時等検査を行うもの</p>	<p>製造時等検査を行う者にあつては、別表第五</p>	<p>設計審査又は製造時等検査（以下「設計審査等」という。）</p>	<p>第三十七条第三項 次の各号に掲げる特定機械等の区分に応じ当該各号に定める業務を行うことについて、厚生労働省令で定める地域の区分</p>
<p>個別検定を行うもの</p>	<p>別表第十一</p>	<p>個別検定</p>	<p>第四十四条第一項 厚生労働省令で定める区分</p>

第四十六条第四項	第四十六条第三項第六号	第四十六条第三項第五号	第四十六条第三項第四号							
登録設計審査等機関登録簿	設計審査等	特定機械等	製造時等検査の	検査員を	別表第七	製造時等検査を行う者にあつては、検査員	同表第二号	検査員	別表第六第一号	製造時等検査を行う者にあつては、製造時等検査
登録個別検定機関登録簿	個別検定	第四十四条第一項の政令で定める機械等	個別検定の	検定員を	別表第十三	検定員	同表の下欄	検定員	同表の中欄	別表第十二の上欄に掲げる機械等に応じ、個別検定

第四十七条第二項	設計審査を行うときは審査員にこれを実施させ、製造時等検査を行うときは検査員	個別検定を行うときは、検定員
第四十七条第三項	第三十七条第二項の基準のうち構造に係る部分	第四十四条第三項の基準
第四十七条第四項	製造時等検査	個別検定
	検査方法	検定方法
第五十一条（見出しを含む。）	審査員又は検査員	検定員
第五十二条	設計審査等の	個別検定の
	設計審査等を	個別検定を
第五十二条の二	設計審査等の	個別検定の
	設計審査等を	個別検定を
第五十三条第一項及び第	設計審査等の	個別検定の

二項第三号		
第五十三条の二（見出しを含む。）	都道府県労働局長	厚生労働大臣又は都道府県労働局長

第五十四条の二中「第四十六条及び」を「第四十六条（第一項（各号に係る部分に限る。）及び第三項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）を除く。）及び」に改め、「おいて」の下に「、第四十七条（見出しを含む。）から第五十条まで及び第五十三条の二（見出しを含む。）の規定中「設計審査等」とあるのは「型式検定」と、第五十二条から第五十三条までの規定中「外国登録設計審査等機関」とあるのは「外国登録型式検定機関」と読み替えるほか」を加え、「字句と」を「字句に」に改め、同条の表を次のように改める。

第四十六条第一項	第三十七条第三項	第四十四条の二第一項
	次の各号に掲げる特定機械等の区分に応じ当該各号に定める業務を行うことについて、	厚生労働省令で定める区分

第四十六条第三項第五号	第四十六条第三項第四号			第四十六条第三項第三号		
	検査員	別表第六第一号	製造時等検査を行う者にあつては、製造時等検査	製造時等検査を行うもの	製造時等検査を行う者にあつては、別表第五	厚生労働省令で定める地域の区分 設計審査又は製造時等検査 (以下「設計審査等」という。)
製造時等検査を行う者にあつ	検査員	別表第六第一号	製造時等検査を行う者にあつては、製造時等検査	製造時等検査を行うもの	製造時等検査を行う者にあつては、別表第五	厚生労働省令で定める地域の区分 設計審査又は製造時等検査 (以下「設計審査等」という。)
検定員	検定員	別表第十五第一号	型式検定	型式検定を行うもの	別表第十四	型式検定

	<p>ては、検査員 別表第七 検査員を 製造時等検査の</p>	<p>別表第十六 検定員を 型式検定の</p>
<p>第四十六条第三項第六号</p>	<p>特定機械等 設計審査等</p>	<p>第四十四条の二第一項の政令で定める機 械等 型式検定</p>
<p>第四十六条第四項</p>	<p>登録設計審査等機関登録簿 設計審査を行うときは審査員 にこれを実施させ、製造時等 検査を行うときは検査員</p>	<p>登録型式検定機関登録簿 型式検定を行うときは、検定員</p>
<p>第四十七条第二項</p>	<p>第三十七条第二項の基準のう ち構造に係る部分</p>	<p>第四十四条の二第三項の基準</p>
<p>第四十七条第三項</p>		

第四十七条第四項		製造時等検査	型式検定
第五十一条（見出しを含む。）		検査方法 審査員又は検査員	検定方法 検定員
第五十二条	設計審査等の	型式検定の	
第五十二条の二	設計審査等を	型式検定を	
	設計審査等の	型式検定の	
第五十三条第一項及び第二項第三号	設計審査等の	型式検定の	
第五十三条の二（見出しを含む。）	都道府県労働局長	厚生労働大臣	

第五十四条の三第二項第一号中「若しくは第二項」を「から第三項まで」に改める。
 第五十四条の四第二項中「第四十五条第三項」を「第四十五条第四項」に改める。

第五十七条の二第一項中「提供する者」の下に「（次項、第三項及び第九項並びに第百条第一項において「通知対象物譲渡者等」という。）を加え、同条第二項中「通知対象物を譲渡し、又は提供する者」を「通知対象物譲渡者等」に、「通知するよう努めなければ」を「通知しなければ」に改め、同条第三項中「前二項に」を「前各項に」に、「前二項の」を「第一項及び第二項の」に改め、同項を同条第七項とし、同条第二項の次に次の四項を加える。

3 通知対象物譲渡者等は、通知対象物に関する第一項第二号の成分（労働者に危険又は健康障害を生ずるおそれの程度を勘案して厚生労働省令で定める化学物質である成分に限る。）の情報が、秘密として管理されている製品の情報その他の事業活動に有用な情報であつて、公然と知られていないものである場合には、その旨を当該通知対象物を譲渡し、又は提供する相手方にあらかじめ明示した上で、当該成分の化学名における成分の構造又は構成要素を表す文字の一部を省略し、若しくは置き換えた化学名又は厚生労働省令で定める事項（以下「代替化学名等」という。）を定め、これを通知することをもつて前二項の規定による通知に代えることができる。

4 前項の規定に基づき代替化学名等の通知を行った者（次項及び第百三条第四項において「代替化学名

等通知者」という。)は、厚生労働省令で定めるところにより、当該通知に係る通知対象物の成分、通知した代替化学名等その他の厚生労働省令で定める事項を記録しなければならない。

5 代替化学名等通知者は、通知対象物による健康障害が生じ、又は生ずるおそれがある場合において、医師による診断、治療その他の厚生労働省令で定める行為のために必要があるときは、当該医師の求めに応じて、厚生労働省令で定めるところにより、当該通知対象物の成分の情報を当該医師に開示しなければならない。

6 第三項の規定により通知対象物の成分について代替化学名等を通知された者は、当該通知対象物を譲渡し、又は提供する場合には、当該通知対象物の成分について代替化学名等を通知された旨を当該通知対象物を譲渡し、又は提供する相手方にあらかじめ明示した上で、代替化学名等を通知することをもつて第一項又は第二項の規定による通知に代えることができる。この項の規定により代替化学名等を通知された者についても、同様とする。

第五十七条の二に次の二項を加える。

8 厚生労働大臣は、第三項及び第六項の代替化学名等の通知の適切かつ有効な実施を図るため必要な指

針を公表するものとする。

9 厚生労働大臣は、前項の指針に従い、通知対象物譲渡者等に対し、必要な指導等を行うことができる。

第五十九条に次の一項を加える。

4 作業従事役員等は、労働者と同一の場所において前項の業務に就くときは、同項に規定する教育を受けなければならない。

第六十条の二第一項中「前二条」の下に「（第五十九条第四項を除く。）」を加え、「者に」を「労働者に」に改め、同条第三項中「事業者」を「事業を行う者」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 作業従事役員等は、労働者と同一の場所において危険又は有害な業務に就くときは、第五十九条第四項に定めるもののほか、当該作業を行う場所における安全衛生の水準の向上を図るため、安全又は衛生のための教育を受けるように努めなければならない。

第六十二条の次に次の一条を加える。

(高年齢者の労働災害防止のための措置)

第六十二条の二 事業者は、高年齢者の労働災害の防止を図るため、高年齢者の特性に配慮した作業環境の改善、作業の管理その他の必要な措置を講ずるように努めなければならない。

2 厚生労働大臣は、前項の事業者が講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

3 厚生労働大臣は、前項の指針に従い、事業者又はその団体に対し、必要な指導、援助等を行うことができる。

第六十五条の四を第六十五条の五とし、第六十五条の三を第六十五条の四とし、第六十五条の二の次に次の一条を加える。

(健康障害の防止のための措置等に当たつて行う作業環境測定)

第六十五条の三 事業者は、第六十五条第一項に規定するもののほか、第二十二条の措置を講ずる場合であつて厚生労働省令で定めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、作業環境測定を行わなければならない。

2 事業者は、第六十五条第一項及び前項に規定するもののほか、前条第一項の措置を講ずる場合であつて厚生労働省令で定めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、作業環境測定を行わなければならない。

3 事業者は、第五十七条の三第一項の規定による調査を行うに当たり、必要に応じて、作業環境測定を行うものとする。

4 前三項の規定による作業環境測定は、第六十五条第二項に規定する作業環境測定基準に従つて行わなければならない。

第七十七条第三項中「。以下この項において同じ」を削り、「場合において」の下に「、これらの規定中「厚生労働大臣」とあるのは、「都道府県労働局長」と読み替えるほか」を加え、同項の表を次のように改める。

第四十六条第二項各号列	登録	第七十七条第一項の登録（以下この条、第五十三条第一項及び第五十三条の二第一項において「登録」という。）
記以外の部分		

第四十六条第二項第二号	二年	二年（第七十七条第四項の規定により登録を受けることができない期間を指定した場合は、その期間）
第四十六条第四項	登録設計審査等機関登録簿	登録教習機関登録簿
第四十八条、第四十九条及び第五十条第二項	設計審査等	第十四条若しくは第六十一条第一項の技能講習又は第七十五条第三項の教習
第五十条第一項及び第四項	事業報告書	事業報告書（登録教習機関が国又は地方公共団体である場合にあつては、事業報告書）
第五十二条	（外国にある事務所において設計審査等の業務を行う登録設計審査等機関（以下「外国登録設計審査等機関」とい	が第七十七条第二項各号

	<p>う。)を除く。)が第四十六条第三項各号</p>	
<p>第五十二条の二</p>	<p>(外国登録設計審査等機関を除く。)が第四十七条設計審査等を</p>	<p>が第七十七条第七項又は第八項</p>
<p>第五十三条第一項各号列記以外の部分</p>	<p>(外国登録設計審査等機関を除く。)が次の各号設計審査等の</p>	<p>が次の各号</p>
	<p>設計審査等の</p>	<p>第十四条若しくは第六十一条第一項の技能講習若しくは第七十五条第三項の教習</p>

		<p>能講習若しくは第七十五条第三項の教習の</p>
<p>第五十三条第一項第二号</p>	<p>第四十七条から第四十九条まで、第五十条第一項若しくは第四項</p>	<p>第四十七条の二から第四十九条まで、第五十条第一項若しくは第四項、第七十七条第七項若しくは第八項</p>
<p>第五十三条第一項第三号</p>	<p>第五十条第二項各号又は第三項各号</p>	<p>第五十条第二項各号</p>
<p>第五十三条第一項第五号</p>	<p>第五十二条又は第五十二条の二</p>	<p>第五十二条、第五十二条の二又は第七十六条の二第二項</p>
<p>第五十三条の二の見出し</p>	<p>設計審査等</p>	<p>第十四条又は第六十一条第一項の技能講習</p>
<p>第五十三条の二第一項</p>	<p>による設計審査等</p>	<p>による第十四条又は第六十一条第一項の技能講習</p>

第五十二条の二第二項	設計審査等	第十四条又は第六十一条第一項の技能講習		当該設計審査等	当該第十四条又は第六十一条第一項の技能講習
			に対し設計審査等	により設計審査等	に対し第十四条若しくは第六十一条第一項の技能講習

第七十七条第六項中「登録製造時等検査機関登録簿」を「登録設計審査等機関登録簿」に改める。

第九十六条第三項中「登録製造時等検査機関」を「登録設計審査等機関」に、「外国登録製造時等検査機関等」を「(外国登録設計審査等機関)」に、「外国登録製造時等検査機関等」を「(外国登録製造時等検査機関等)」に、「登録製造時等検査機関等」を「登録設計審査等機関等」に改める。

第九十七条の見出し中「労働者の」を削り、同条第一項中「労働者」を「作業従事者」に改め、同条に

次の一項を加える。

3 注文者、機械等貸与者その他第一項の作業従事者に係る事業を行う者の契約の相手方は、同項の申告をしたことを理由として、当該事業を行う者に対し、取引の停止その他の不利益な取扱いをしてはならない。

第九十八条第二項中「労働者」を「作業従事者」に改め、「請負人又は」の下に「機械等若しくは」を加える。

第九十九条第一項中「事業者」を「事業を行う者」に改め、同条第二項中「労働者」を「作業従事者」に改める。

第一百条第一項中「建築物貸与者」の下に「、通知対象物譲渡者等」を加え、同条第二項中「登録製造時等検査機関等」を「登録設計審査等機関等」に改め、第十章に次の一条を加える。

(災害状況の調査)

第一百条の二 厚生労働大臣は、労働災害の防止に資する施策を推進するため、業務に起因して作業従事者が負傷し、疾病にかかり、又は死亡した災害の発生状況に係る情報その他の必要な事項について調査を

行うことができる。

2 厚生労働大臣は、前項の調査のために必要なときは、厚生労働省令で定めるところにより、事業を行う者及び作業従事者に対し、必要な事項を報告させることができる。

3 前項の厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、都道府県労働局長に委任することができる。

4 前項の規定により都道府県労働局長に委任された権限は、厚生労働省令で定めるところにより、労働基準監督署長に委任することができる。

第一百一条第四項中「により通知された事項」の下に「（同条第三項又は第六項の規定により成分の通知に代えて代替化学名等が通知された場合における当該代替化学名等を含む。）」を加える。

第一百三条第一項中「規定」の下に「（第五十七条の二第四項及びこれに基づく命令の規定を除く。）」を加え、同条第二項中「登録製造時等検査機関」を「登録設計審査等機関」に、「製造時等検査」を「設計審査等」に改め、同条に次の一項を加える。

4 代替化学名等通知者は、厚生労働省令で定めるところにより、第五十七条の二第四項又はこれに基づ

く命令の規定に基づいて作成した書類を、保存しなければならない。

第一百十二条第一項第四号中「登録製造時等検査機関」を「登録設計審査等機関」に改め、同項第四号の二中「第三十八条第一項」を「第三十七条第三項」に改め、同項第五号中「登録製造時等検査機関」を「登録設計審査等機関」に改める。

第一百十二条の二第一項中「官報で告示しなければ」を「公示しなければ」に改め、同項第一号中「第三十八条第一項」を「第三十七条第三項」に改め、同項第四号及び第六号中「登録製造時等検査」を「設計審査等」に改める。

第一百五条の三第一項中「製造時等検査、」を「設計審査等、」に、「登録製造時等検査機関」を「登録設計審査等機関」に改める。

第一百十六条及び第一百七条中「者」を「ときは、当該違反行為をした者」に改める。

第一百十八条中「登録製造時等検査機関等」を「登録設計審査等機関等」に改める。

第一百九条中「者は」を「場合には、当該違反行為をした者は」に改め、同条第一号中「第五十九条第三項」の下に「若しくは第四項」を加え、「第六十五条の四」を「第六十五条の三第一項、第六十五条の

五」に改め、「第九十七条第二項」の下に「若しくは第三項」を加え、「者」を「とき。」に改め、同条第二号及び第三号中「者」を「とき。」に改め、同条第四号中「者」を「とき。」に改め、同号を同条第五号とし、同条第三号の次に次の一号を加える。

四 第五十七条の二第一項の規定による通知をせず、又は虚偽の通知をしたとき。

第二百十条中「者は」を「場合には、当該違反行為をした者は」に改め、同条第一号中「第三十二条第一項から第六項まで」を「第三十条の四第一項、第三十二条第一項から第七項まで」に、「第四十五条第一項若しくは第二項」を「第四十五条第一項から第三項まで」に、「第五十七条の四第一項」を「第五十七条の二第四項、第五十七条の四第一項」に改め、「第二百二条第一項」の下に「若しくは第四項」を加え、「者」を「とき。」に改め、同条第二号から第六号までの規定中「者」を「とき。」に改める。

第二百一十一条中「登録製造時等検査機関等」を「登録設計審査等機関等」に改め、同条第四号中「若しくは」を「又は」に改める。

第二百二十三条第一号中「外国登録製造時等検査機関等」を「外国登録設計審査等機関等」に改める。

附則第四条を削る。

別表第一中「第三十七条」の下に、「第三十八条」を加える。

別表第四に次の一号を加える。

十四 前各号に掲げるもののほか、第四十二条第一項の機械等のうち安全装置又は保護具であつて、規格等を具備しなければ重大な労働災害を生ずるおそれがあり、かつ、個別検定によることが適当でないものとして政令で定めるもの

別表第四の次に次の二表を加える。

別表第四の二（第四十六条関係）

一 条件

イ 学校教育法による大学又は高等専門学校において工学に関する学科を修めて卒業した者（当該学科を修めて専門職大学前期課程を修了した者を含む。以下「工学関係大学等卒業生」という。）で、次の表の上欄に掲げる設計審査を行おうとする機械等の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる研修を行う機械等に係る同表下欄に掲げる要件のいずれにも該当する研修であつて学科研修の時間が百六十時間以上であり、かつ、設計審査実習が一件以上であるものを修了したものであること

と。

<p>設計審査を行おうとする 機械等</p>	<p>研修を行う機械等</p>	<p>要件</p>
<p>別表第一第一号又は第二号に掲げる機械等</p>	<p>別表第一第一号及び第二号に掲げる機械等</p>	<p>(1) 学科研修が、次に掲げる科目について行われるものであること。</p>
<p>別表第一第三号又は第五号に掲げる機械等</p>	<p>別表第一第三号及び第五号に掲げる機械等</p>	<p>イ 特定機械等の構造</p>
<p>別表第一第四号に掲げる機械等</p>	<p>別表第一第四号に掲げる機械等</p>	<p>ロ 材料及び試験方法</p>
<p>別表第一第六号又は第七号に掲げる機械等</p>	<p>別表第一第六号及び第七号に掲げる機械等</p>	<p>ハ 工作及び試験方法</p>
<p>別表第一第八号に掲げる機械等</p>	<p>別表第一第八号に掲げる機械等</p>	<p>ニ 附属装置及び附属品</p>
<p>別表第一第八号に掲げる機械等</p>	<p>別表第一第八号に掲げる機械等</p>	<p>ホ 関係法令、強度計算方法及び検査基準</p>
<p>別表第一第八号に掲げる機械等</p>	<p>別表第一第八号に掲げる機械等</p>	<p>ヘ 登録設計審査等機関が行うものであること。</p>

ロ 学校教育法による高等学校又は中等教育学校において工学に関する学科を修めて卒業した者（以下「工学関係高等学校等卒業生」という。）で、イの表の上欄に掲げる設計審査を行おうとする機械等の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる研修を行う機械等に係る同表下欄に掲げる要件のいずれにも該当する研修であつて学科研修の時間が二百十時間以上であり、かつ、設計審査実習が三件以上であるものを修了したものであること。

ハ イ又はロに掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。

二 数

年間の設計審査の件数を五十で除して得た数（端数があるときは、これを切り上げる。）

別表第四の三（第四十六条関係）

一 工学関係大学等卒業生で、設計審査を行おうとする特定機械等に係る別表第四の二第一号イの表の上欄に掲げる設計審査を行おうとする機械等の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる研修を行う機械等の研究、設計、製作若しくは検査又は当該特定機械等に係る設計審査の業務に十年以上従事した経験を有するものであること。

二 工学関係高等学校等卒業で、設計審査を行おうとする特定機械等に係る別表第四の二第一号の表の上欄に掲げる設計審査を行おうとする機械等の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる研修を行う機械等の研究、設計、製作若しくは検査又は当該特定機械等に係る設計審査の業務に十五年以上従事した経験を有するものであること。

三 前二号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。

別表第五及び別表第六を次のように改める。

別表第五（第四十六条関係）

機 械 等	機械器具その他の設備
別表第一第一号及び第二号に掲げる機械等	超音波厚さ計、超音波探傷器、外観検査用機器、ひずみ測定器及び放射線検査用機器
別表第一第四号に掲げる機械等	超音波厚さ計、超音波探傷器、水準器、距離測定装置及び鋼索用磁気探傷器

別表第一第八号 に掲げる機械等	超音波厚さ計、超音波探傷器、絶縁抵抗計、電気計測器及び鋼索用磁気探傷器
--------------------	-------------------------------------

別表第六（第四十六条関係）

一 条件

イ 工学関係大学等卒業等で、次の表の上欄に掲げる製造時等検査を行おうとする機械等の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる研修を行う機械等に係る同表下欄に掲げる要件のいずれにも該当する研修であつて学科研修の時間が百六十時間以上であり、かつ、検査実習が十件以上であるものを修了したものであること。

製造時等検査を行おうとする機械等	研修を行う機械等	要件
別表第一第一号又は第二号に掲げる機械等	別表第一第一号及び第二号に掲げる機械等	(1) 学科研修が、次に掲げる科目について行われるものであること。 イ 特定機械等の構造

別表第一第四号に掲げる機械等	別表第一第四号に掲げる機械等	ロ 材料及び試験方法 ハ 工作及び試験方法 ニ 附属装置及び附属品 ホ 関係法令、強度計算方法及び 検査基準
別表第一第八号に掲げる機械等	別表第一第八号に掲げる機械等	(2) 登録設計審査等機関が行うものであること。

ロ 工学関係高等学校等卒業で、イの表の上欄に掲げる製造時等検査を行おうとする機械等の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる研修を行う機械等に係る同表下欄に掲げる要件のいずれにも該当する研修であつて学科研修の時間が二百十時間以上であり、かつ、検査実習が十五件以上であるものを修了したものであること。

ハ イ又はロに掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。

二 数

年間の製造時等検査の件数を八百で除して得た数（端数があるときは、これを切り上げる。）

別表第七第一号中「十年以上特別特定機械等」を「製造時等検査を行おうとする特定機械等に係る別表第六第一号イの表の上欄に掲げる製造時等検査を行おうとする機械等の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる研修を行う機械等」に、「又は特別特定機械等」を「又は当該特定機械等」に改め、「業務に」の下に「十年以上」を加え、同表第二号中「十五年以上特別特定機械等」を「製造時等検査を行おうとする特定機械等に係る別表第六第一号イの表の上欄に掲げる製造時等検査を行おうとする機械等の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる研修を行う機械等」に、「又は特別特定機械等」を「又は当該特定機械等」に改め、「業務に」の下に「十五年以上」を加える。

別表第八別表第一第一号及び第二号に掲げる機械等の項中「ファイバースコープ」を「外観検査用機器」に改める。

別表第十一別表第三第二号から第四号までに掲げる機械等の項中「ファイバースコープ」を「外観検査用機器」に、「フィルム観察器及び写真濃度計」を「及び放射線検査用機器」に改める。

別表第十四に次のように加える。

別表第四第十四号に掲げる機械等

型式検定に必要な機械的試験、電気的試験又は寸法検査その他の試験を行うために必要な機械器具その他の設備として政令で定めるもの

別表第十八中第三十一号から第三十三号までを削り、第三十四号を第三十一号とし、第三十五号を第三十二号とし、同号の次に次の一号を加える。

三十三 車両系機械運転技能講習

別表第十八中第三十六号を第三十四号とし、第三十七号を第三十五号とし、同表に備考として次のように加える。

備考 「車両系機械運転技能講習」とは、車両系建設機械その他の政令で定める車両系機械の運転に係る技術を取得させるための講習（第二十九号から第三十二号までに規定する講習を除く。）をいう。

別表第十九車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転技能講習の項から車両系建設機械（基礎工専用）運転技能講習の項までを削り、高所作業車運転技能講習の項の次に次のように加える。

車両系機械運転技能講習

車両系機械及び当該車両系機械を運転することが

できる施設

別表第二十中第十八号及び第十九号を削り、第二十号を第十八号とし、第二十一号を第十九号とし、同号の次に次の一号を加える。

二十 車両系機械運転技能講習

講習科目		条件
学科	走行に関する装置の構造及び取扱いの方法に関する知識	一 大学等において機械工学に関する学科を修めて卒業した者であること。 二 高等学校等において機械工学に関する学科を修めて卒業した者で、その後三年以上自動車の設計、製作、検査又は整備の業務に従事した経験を有するものであること。 三 前二号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。
講習	作業に関する装置の構造、取扱	一 大学等において機械工学に関する学科を修めて卒業した者であること。

<p>い及び作業方法に関する知識</p>	<p>二 高等学校等において機械工学に関する学科を修めて卒業した者で、その後三年以上車両系機械の設計、製作、検査又は整備の業務に従事した経験を有するものであること。</p> <p>三 前二号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。</p>
<p>運転に必要な一般的事項に関する知識</p>	<p>一 大学等において車両系機械を用いる業務に関する学科を修めて卒業した者（当該学科を修めて、専門職大学前期課程を修了した者を含む。）であること。</p> <p>二 高等学校等において車両系機械を用いる業務に関する学科を修めて卒業した者で、その後三年以上車両系機械の運転の業務に従事した経験を有するものであること。</p> <p>三 前二号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。</p>
<p>関係法令</p>	<p>一 大学等を卒業した者で、その後一年以上安全の実務に従事した経験を有するものであること。</p>

実技	走行の操作	二 前号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。
講習	作業のための装置の操作及び合 図	一 大学等において機械工学に関する学科を修めて卒業した者で、その後一年以上車両系機械の運転の業務に従事した経験を有するものであること。 二 高等学校等において機械工学に関する学科を修めて卒業した者で、その後三年以上車両系機械の運転の業務に従事した経験を有するものであること。 三 車両系機械運転技能講習を修了した者で、その後五年以上当該車両系機械の運転の業務に従事した経験を有するものであること。 四 前三号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。

別表第二十中第二十二号を第二十一号とし、第二十三号を第二十二号とする。

(作業環境測定法の一部改正)

第三条 作業環境測定法(昭和五十年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。

第一条中「適正な作業環境」の下に「及び労働者の作業の安全かつ衛生的な遂行」を加える。

第二条第七号を同条第八号とし、同条第四号から第六号までを一号ずつ繰り下げ、同条第三号中「定める作業場」を「定めるもの及び同法第六十五条の三第一項から第三項までの規定により作業環境測定を行う作業場のうち政令で定めるもの」に改め、同号を同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

三 個人ばく露測定 作業環境測定のうち、作業環境における労働者の有害な因子へのばく露の程度を把握するためを行うものをいう。

第三条第一項中「第六十五条第一項」の下に「又は第六十五条の三第一項から第三項まで」を加える。

第四条中「第六十五条第一項」の下に「又は第六十五条の三第一項から第三項まで」を加え、「同条第二項」を「同法第六十五条第二項」に改め、同条に次の一項を加える。

3 作業環境測定士は、個人ばく露測定のうちサンプリング又は分析の業務であつて厚生労働省令で定めるものを行う場合には、厚生労働省令で定める者に補助させることができる。

第五条中「修了した者」の下に「であつて厚生労働省令で定める労働衛生に関する実務に従事した経験

を有するもの、」を加え、「者で、」を「者であつて」に改める。

第九条第二項中「を提出する場合」を削り、「及び申請者の写真を添付し、かつ、申請者が受けている第十六条の合格証及び講習修了証（第五条に規定する厚生労働省令で定める者に該当する者にあつては、これらに代わるべき書面）を提示しなければ」を「その他の厚生労働省令で定める書類を添付しなければ」に改める。

第十五条第一号中「で、その後一年以上労働衛生の実務に従事した経験を有するもの」を削り、同条第二号中「で、その後三年以上労働衛生の実務に従事した経験を有するもの」を削る。

第二十二条第一項及び第三項、第二十九条第二項、第三十条第二項並びに第三十一条第二項中「ときは」の下に、「厚生労働省令で定めるところにより」を加え、「官報で」を削る。

第三十二条第三項中「登録製造時等検査機関登録簿」を「登録設計審査等機関登録簿」に、「製造時等検査」を「設計審査等」に改め、同条第五項中「登録製造時等検査機関登録簿」を「登録設計審査等機関登録簿」に改める。

第三十四条第一項中「第四十七条第一項中「製造時等検査」を「第四十七条第一項中「設計審査等」に

改め、「同条第二項中」の下に「設計審査を行うときは審査員にこれを実施させ、」を加え、同条第二項中「及び申請者の写真を添付し、かつ、申請者が受けている第十六条の合格証及び講習修了証（第五条に規定する厚生労働省令で定める者に該当する者にあつては、これらに代わるべき書面）を提示」を「その他の厚生労働省令で定める書類」に、「書面を添付」を「書面」に改める。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、令和八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中労働安全衛生法第三条第三項及び第五十三条第一項第五号の改正規定並びに次条から附則第四条までの規定並びに附則第九条及び第十二条の規定 公布の日
- 二 第一条の規定（前号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第十三条中労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号。以下「労働者派遣法」という。）第四十五条第三項の改正規定（「（第二項）」の下に「及び第三項」を加える部分に限る。）並び

に同条第四項及び第五項の改正規定 令和八年一月一日

三 第二条中労働安全衛生法第二条第四号の改正規定、同法第六十五条の四を同法第六十五条の五とし、同法第六十五条の三を同法第六十五条の四とし、同法第六十五条の二の次に一条を加える改正規定及び同法第一百九条第一号の改正規定（「第六十五条の四」を「第六十五条の三第一項、第六十五条の五」に改める部分に限る。）及び第三条の規定（作業環境測定法第二十二条、第二十九条から第三十二条まで及び第三十四条第一項の改正規定を除く。）並びに附則第十一条中登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）別表第一第八十四号（一）の改正規定及び附則第十三条中労働者派遣法第四十五条第三項の改正規定（前号に掲げる改正規定を除く。）、同条第六項の改正規定及び労働者派遣法第四十七条第一項の改正規定 令和八年十月一日

四 第二条中労働安全衛生法の目次の改正規定及び同法第十章に一条を加える改正規定及び附則第十四条中労働者派遣法第四十五条の改正規定（同条第十五項中「第百条から第百二条まで」を「第百条、第百一条、第百二条」に改める部分に限る。） 令和九年一月一日

五 第二条中労働安全衛生法第三十条の三の次に一条を加える改正規定、同法第三十二条の改正規定（同

条第四項中「労働者」を「作業従事者」に改め、「事業者である」を削る部分、同条第六項中「労働者」を「作業従事者」に改める部分及び同条第七項中「労働者」を「作業従事者」に改める部分を除く。）、同法第三十六条及び第四十二条の改正規定、同法第四十三条の二の改正規定（同条第二号中「第四号」の下に「及び別表第四第十四号」を加える部分を除く。）、同法第四十四条第一項、第四十四条の二第一項、第四十五条、第五十四条の三第二項第一号、第五十四条の四第二項、第五十九条及び第六十条の二の改正規定、同法第一百十九条第一号の改正規定（「第五十九条第三項」の下に「若しくは第四項」を加える部分に限る。）並びに同法第二百十条第一号の改正規定（「第三十二条第一項から第六項まで」を「第三十条の四第一項、第三十二条第一項から第七項まで」に改める部分及び「第四十五条第一項若しくは第二項」を「第四十五条第一項から第三項まで」に改める部分に限る。）及び附則第十四条の規定（前号に掲げる改正規定を除く。） 令和九年四月一日

六 第二条中労働安全衛生法附則第四条を削る改正規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

七 第二条中労働安全衛生法第五十七条の二第二項の改正規定（「通知するよう努めなければ」を「通知

しなければ」に改める部分に限る。）及び同法第百十九条第四号を同条第五号とし、同条第三号の次に一号を加える改正規定 公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日

（登録設計審査等機関の登録に関する準備行為）

第二条 第二条の規定による改正後の労働安全衛生法（以下「新労働安全衛生法」という。）第三十七条第三項の登録を受けようとする者は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、新労働安全衛生法第四十六条第一項の規定の例により、その申請を行うことができる。

2 厚生労働大臣は、前項の規定により登録の申請があつた場合には、施行日前においても、新労働安全衛生法第四十六条第二項から第四項まで及び第百十二条の二第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定の例により、その登録及び公示をすることができる。この場合において、当該登録及び公示は、施行日以後は、それぞれ新労働安全衛生法第三十七条第三項の登録及び新労働安全衛生法第百十二条の二第一項の規定による公示とみなす。

（登録設計審査等機関の業務規程に関する準備行為）

第三条 前条第二項の規定により登録を受けた者は、施行日前においても、新労働安全衛生法第四十八条の

規定の例により業務規程の届出を行うことができる。この場合において、当該届出は、施行日以後は、同条の規定による届出とみなす。

(指針に関する準備行為)

第四条 厚生労働大臣は、施行日前においても、新労働安全衛生法第五十七条の二第八項の規定の例により、代替化学名等の通知の適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を、又は新労働安全衛生法第六十二条の二第二項の規定の例により、事業者が講ずべき措置に関してその適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を、それぞれ定め、公表することができる。

2 前項の規定により定められ、公表された指針は、施行日においてそれぞれ新労働安全衛生法第五十七条の二第八項又は第六十二条の二第二項の規定により定められ、公表されたものとみなす。

(製造時等検査及び検査証に関する経過措置)

第五条 施行日前にされた第二条の規定による改正前の労働安全衛生法（以下「旧労働安全衛生法」という。）第三十八条第一項の規定による製造時等検査の申請であつて、この法律の施行の際、合格又は不合格の処分がなされていないものについての処分については、なお従前の例による。

2 施行日前に旧労働安全衛生法第三十九条第一項の規定により交付された検査証（前項の規定によりなお従前の例によることとされた製造時等検査の申請に係るもの及び次条第一項の規定によりなお効力を有することとされる旧労働安全衛生法第三十九条第一項の規定により交付されたものを含む。）は、新労働安全衛生法第三十九条第一項の規定により交付されたものとみなす。

（登録製造時等検査機関に関する経過措置）

第六条 施行日において現に旧労働安全衛生法第三十八条第一項の登録を受けている登録製造時等検査機関は、労働安全衛生法第四十六条の二第一項の規定による期間が経過するまでの間は、当該登録に係る製造時等検査を行うことができる。この場合において、旧労働安全衛生法第三十八条第一項及び第二項、第三十九条第一項、第四十六条第三項及び第四項並びに第四十七条から第五十三条の二までの規定（これらの規定に係る罰則を含む。）は、なおその効力を有する。

2 施行日前にされた旧労働安全衛生法第五十三条第一項又は第二項の規定による登録の取消し（前項の規定によりなお効力を有することとされる旧労働安全衛生法第五十三条第一項又は第二項の規定による登録の取消しを含む。）は、労働安全衛生法第四十六条第二項の適用については、それぞれ新労働安全衛生法

第五十三条第一項又は第二項の規定による登録の取消しとみなす。

(技能講習及び技能講習修了証に関する経過措置)

第七条 施行日において現に旧労働安全衛生法第七十六条第一項に規定する技能講習（旧労働安全衛生法別表第十八第三十一号から第三十三号までの区分に限る。）を受講しており、かつ、修了していない者に係る技能講習については、なお従前の例による。

2 施行日前に旧労働安全衛生法第七十六条第二項の規定により交付された技能講習修了証（旧労働安全衛生法別表第十八第三十一号から第三十三号までの区分に係る技能講習に係るものに限る。）は、新労働安全衛生法第七十六条第二項の規定により交付されたものとみなす。

(罰則に関する経過措置)

第八条 施行日前にした行為並びに附則第五条第一項及び前条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第九条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第十条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、これらの法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(登録免許税法の一部改正)

第十一条 登録免許税法の一部を次のように改正する。

別表第一第八十三号中「ボイラー等に係る検査業者の登録又は高圧室内作業等に係る登録教習機関の登録若しくは機械等に係る登録製造時等検査機関、登録性能検査機関、登録個別検定機関若しくは登録型式検定機関の」を「労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）の規定による」に改め、同号(一)中「（昭和四十七年法律第五十七号）」を削り、同号(三)中「第三十八条第一項（登録製造時等検査機関）」を「第三十七条第三項（登録設計審査等機関）」に改め、同表第八十四号(一)中「第二条第五号」を「第二条第六号」に改める。

(登録免許税法の一部改正に伴う経過措置)

第十二条 この法律の公布の日から施行日の前日までの間に受ける附則第二条第二項の登録に係る前条の規定による改正前の登録免許税法の規定の適用については、同法別表第一第八十三号中「登録性能検査機関」とあるのは「登録設計審査等機関、登録性能検査機関」と、同号(三)中「除く。」とあるのは「除く。」又は労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律(令和七年法律第三十三号)附則第二条第二項(登録設計審査等機関の登録に関する準備行為)の登録」とする。

(労働者派遣法の一部改正)

第十三条 労働者派遣法の一部を次のように改正する。

第四十五条第一項中「第六十二条」の下に「第六十二条の二」を加え、同条第三項中「(第二項)の下に「及び第三項」を加え、「第六十五条の四」を「第六十五条の五」に改め、同条第四項中「同項」の下に「及び同条第三項」を加え、同条第五項中「及び」を「並びに」に改め、「第四十五条第二項」の下に「及び第三項」を加え、同条第六項中「第六十五条の四」を「第六十五条の五」に改め、同条第十五項中「事業者、」とあるのは「事業者」を「事業を行う者」とあるのは「事業を行う者」に、「を含む。以下この条において同じ。」、「を」を含む。）」に、「第四項まで、第三十三条第一項、第三十四条」を

「第三項まで」に改め、「第九十九条第一項」を削り、「事業者を含む。」と」の下に「、同法第三十三條第一項、第三十四條及び第九十九条第一項中「事業を行う者」とあるのは「事業を行う者（派遣先の事業者を含む。）」と、同法第三十二條第四項中「請負人」とあるのは「請負人（派遣先の事業者を含む。）」とを加え、「の労働者」とあるのは「の労働者」を「（労働者）」とあるのは「（労働者）」に改め、「派遣中の労働者」という。）を含む」の下に「。以下この項において同じ」を加え、「第三十一條の四並びに第三十二條第四項、第六項及び第七項」を削り、「労働者を含む。」と」の下に「、同法第三十一條の四、第三十二條第四項、第六項及び第七項並びに第九十九条第二項中「作業従事者」とあるのは「作業従事者（派遣中の労働者を含む。）」とを、「第百三條第一項中「この法律又はこれに基づく命令の規定」の下に「（第五十七條の二第四項及びこれに基づく命令の規定を除く。）」を加え、「又はこれに基づく命令の規定（を）」又はこれに基づく命令の規定（第五十七條の二第四項及びこれに基づく命令の規定を除く。）」（に改める。

第四十七條第一項中「労働安全衛生法第六十五條第一項」を「第三項まで」に改める。

第十四條 労働者派遣法の一部を次のように改正する。

第四十五条第一項中「第六十条の二」の下に「（第二項を除く。）」を加え、同条第三項中「第三十条の三まで」を「第三十条の四まで」に、「並びに第三十条の三第一項及び第四項」を「第三十条の三第一項及び第四項並びに第三十条の四第一項」に、「及び第三項」を「から第四項まで」に改め、「含む。」と」の下に「、同法第三十条の四第二項中「第三十条の二第一項に」とあるのは「第三十条の二第一項（これらの規定が労働者派遣法第四十五条の規定により適用される場合を含む。）に」とを加え、同条第四項中「第四十五条第二項」を「第四十五条第三項第一号」に、「及び同条第三項」を「及び同条第四項」に改め、同条第五項中「第四十五条第二項及び第三項」を「第四十五条第三項及び第四項」に改め、同条第十五項中「第百条から第百二条まで」を「第百条、第百一条、第百二条」に改め、「事業者（派遣先の事業者を含む。）」と」の下に「、同法第三十二条第四項中「作業場所管理事業者」とあるのは「作業場所管理事業者（派遣先の事業者を含む。）」と」を加え、「第三十二条第四項中」を「第三十二条第五項中」に、「第三十二条第四項、第六項及び第七項」を「第三十二条第五項、第七項及び第八項」に改め、同条第十六項中「第四十五条第一項若しくは第二項」を「第四十五条第一項から第三項まで」に改める。

- 労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）（抄）（第一条関係）【公布日又は令和八年一月一日施行】 | 1
- 労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）（抄）（第二条関係）【令和八年四月一日、令和八年十月一日、令和九年一月一日、令和九年四月一日、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日又は公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日施行】 | 7
- 作業環境測定法（昭和五十年法律第二十八号）（抄）（第三条関係）【令和八年四月一日又は令和八年十月一日施行】 | 63
- 登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）（抄）（附則第十一条関係）【令和八年四月一日又は令和八年十月一日施行】 | 70
- 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）（抄）（附則第十三条関係）【令和八年一月一日、令和八年四月一日又は令和八年十月一日施行】 | 72
- 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）（抄）（附則第十四条関係）【令和九年一月一日又は令和九年四月一日施行】 | 79

○ 労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）（抄）（第一条関係）【公布日又は令和八年一月一日施行】

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章～第四章（略）</p> <p>第五章 機械等並びに危険物及び有害物に関する規制</p> <p>第一節 機械等に関する規制（第三十七条―第五十四条の七）</p> <p>第二節（略）</p> <p>第六章～第十二章（略）</p> <p>附則</p> <p>（事業者等の責務）</p> <p>第三条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 建設工事の注文者その他の仕事を他人に請け負わせる者は、施工方法、作業方法、工期、納期等について、安全で衛生的な作業の遂行を損なうおそれのある条件を付さないように配慮しなければならない。</p> <p>（定期自主検査）</p> <p>第四十五条（略）</p> <p>2 事業者は、前項の機械等で政令で定めるものについて同項の規定による自主検査のうち厚生労働省令で定める自主検査（以下「特定自主検査」という。）を行うときは、当該事業者（事業者が法人である場合には、その代表者又は役員）で厚生労働省令で定める資格を有するものが自ら実施し、又はその使用する労働者で</p>	<p>目次</p> <p>第一章～第四章（略）</p> <p>第五章 機械等並びに危険物及び有害物に関する規制</p> <p>第一節 機械等に関する規制（第三十七条―第五十四条の六）</p> <p>第二節（略）</p> <p>第六章～第十二章（略）</p> <p>附則</p> <p>（事業者等の責務）</p> <p>第三条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 建設工事の注文者等仕事を他人に請け負わせる者は、施工方法、工期等について、安全で衛生的な作業の遂行をそこなうおそれのある条件を付さないように配慮しなければならない。</p> <p>（定期自主検査）</p> <p>第四十五条（略）</p> <p>2 事業者は、前項の機械等で政令で定めるものについて同項の規定による自主検査のうち厚生労働省令で定める自主検査（以下「特定自主検査」という。）を行うときは、その使用する労働者で厚生労働省令で定める資格を有するもの又は第五十四条の三第一項に規定する登録を受け、他人の求めに応じて当該機械等につい</p>

当該厚生労働省令で定める資格を有するもの若しくは第五十四条の三第一項に規定する登録を受け、他人の求めに応じて当該機械等について特定自主検査を行う者（以下「検査業者」という。）に実施させなければならない。

3| 特定自主検査は、厚生労働大臣の定める基準に従つて行わなければならない。

4| 厚生労働大臣は、第一項の規定による自主検査（特定自主検査を除く。）の適切かつ有効な実施を図るため必要な自主検査指針を公表するものとする。

5| (略)

(登録の取消し等)

第五十三条 厚生労働大臣は、登録製造時等検査機関（外国登録製造時等検査機関を除く。）が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、その登録を取り消し、又は六月を超えない範囲内で期間を定めて製造時等検査の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一～四 (略)

五 第五十二条又は第五十二条の二の規定による命令に違反したとき。

六 (略)

2・3 (略)

(検査業者)

第五十四条の三 (略)

2 次の各号のいずれかに該当する者は、前項の登録を受けることができない。

一 第四十五条第一項若しくは第二項の規定若しくはこれらの規定に基づく命令に違反し、又は第五十四条の七第二項の規定による命令に違反して、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年

て特定自主検査を行う者（以下「検査業者」という。）に実施させなければならない。

(新設)

3| 厚生労働大臣は、第一項の規定による自主検査の適切かつ有効な実施を図るため必要な自主検査指針を公表するものとする。

4| (略)

(登録の取消し等)

第五十三条 厚生労働大臣は、登録製造時等検査機関（外国登録製造時等検査機関を除く。）が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、その登録を取り消し、又は六月を超えない範囲内で期間を定めて製造時等検査の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一～四 (略)

五 第五十二条及び第五十二条の二の規定による命令に違反したとき。

六 (略)

2・3 (略)

(検査業者)

第五十四条の三 (略)

2 次の各号のいずれかに該当する者は、前項の登録を受けることができない。

一 第四十五条第一項若しくは第二項の規定若しくはこれらの規定に基づく命令に違反し、又は第五十四条の六第二項の規定による命令に違反して、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年

を経過しない者

二 第五十四条の七第二項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者

三 法人で、その業務を行う役員のうち前二号のいずれかに該当する者があるもの

355 (略)

第五十四条の四 (略)

2 前項の場合において、検査業者は、第四十五条第三項の基準に従って特定自主検査を行わなければならない。

第五十四条の六 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、検査業者が第五十四条の四の規定に違反していると認めるときは、その検査業者に対し、特定自主検査の方法その他の業務の方法の改善に關し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

第五十四条の七 (略)

2 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、検査業者が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、その登録を取り消し、又は六月を超えない範囲内で期間を定めて特定自主検査の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一・二 (略)

三 前条の規定による命令に違反したとき。

四 (略)

(技能講習修了証の不正交付等への対処)

第七十六条の二 何人も、前条第二項の規定により技能講習修了証を交付する場合を除くほか、技能講習修了証又はこれと紛らわしい書面を交付してはならない。

2 都道府県労働局長は、技能講習の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、前項の規定に違反して技能講習修了証

を経過しない者

二 第五十四条の六第二項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者

三 法人で、その業務を行う役員のうち第一号に該当する者があるもの

355 (略)

第五十四条の四 (略)

(新設)

(新設)

第五十四条の六 (略)

2 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、検査業者が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、その登録を取り消し、又は六月を超えない範囲内で期間を定めて特定自主検査の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一・二 (略)

三 (新設)

(略)

(新設)

を不正に交付し、又はこれと紛らわしい書面を交付した者に対し、当該技能講習修了証又はこれと紛らわしい書面の回収を図ることその他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(登録教習機関)
第七十七条 (略)

2 (略)

3 第四十六条第二項及び第四項の規定は第一項の登録について、第四十七条の二から第四十九条まで、第五十条第一項、第二項及び第四項、第五十二条、第五十二条の二、第五十三条第一項(第四号を除く。以下この項において同じ。)並びに第五十三条の二の規定は第一項の登録を受けて技能講習又は教習を行う者(以下「登録教習機関」という。)について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第四十六条第二項各号列記以外の部分	(略)	二年	(略)	二年(第七十七条第四項の規定により登録を受けることができないう期間を指定した場合は、その期間)	(略)
					(略)
					(略)
					(略)
第五十二条の二	(略)	(略)	(略)	(略)	第七十七条第七項又は第八項

(登録教習機関)
第七十七条 (略)

2 (略)

3 第四十六条第二項及び第四項の規定は第一項の登録について、第四十七条の二から第四十九条まで、第五十条第一項、第二項及び第四項、第五十二条、第五十二条の二、第五十三条第一項(第四号を除く。以下この項において同じ。)並びに第五十三条の二の規定は第一項の登録を受けて技能講習又は教習を行う者(以下「登録教習機関」という。)について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第四十六条第二項各号列記以外の部分	登録	(新設)	(新設)	第七十七条第一項に規定する登録(以下この条、第五十三条第一項及び第五十三条の二第一項において「登録」という。)	(新設)
					(略)
					(略)
					(略)
第五十二条の二	(略)	(略)	(略)	(略)	厚生労働大臣 第四十七条 製造時等検査
					都道府県労働局長 第七十七条第六項又は第七項 第十四条若しくは第六十一条第一項の技能講習若

(略)	(略)	(略)	(略)
第五十三條第一項第二号	(略)	第四十七條の二から第四十九條まで、第五十條第一項若しくは第四項、第七十七條第七項若しくは第八項	(略)
第五十三條第一項第三号	(略)	(略)	(略)
第五十三條第一項第五号	第五十二條又は第五十二條の二	第五十二條、第五十二條の二又は第七十六條の二	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

4 都道府県労働局長は、前条第二項の規定による命令に従わない登録教習機関に対して、前項において準用する第五十三條第一項第五号の規定により登録を取り消したときは、厚生労働大臣が定める基準に従い、十年を超えない範囲内で当該処分を受けた者が第一項の規定による登録を受けることができない期間を指定することができる。

5 | 7 | (略)

8 | 登録教習機関は、公正に、かつ、第七十五條第五項又は第七十六條第三項の規定に従つて技能講習又は教習を行わなければならない。

第九十八條 第五十三條第一項(第五十三條の三から第五十四條の二まで及び第七十七條第三項において準用する場合を含む。)、第五十四條の七第二項又は第七十五條の十一第二項(第八十三條の三及び第八十五條の三において準用する場合を含む。)の規定による業務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした

(略)	(略)	(略)	しくは第七十五條第三項の教習
第五十三條第一項第二号	第四十七條から第四十九條まで、第五十條第一項若しくは第四項	第四十七條の二から第四十九條まで、第五十條第一項若しくは第四項、第七十七條第六項若しくは第七項	(略)
第五十三條第一項第三号	第五十條第二項各号又は第三項各号	第五十條第二項各号	(略)
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
(略)	(略)	(略)	(略)

(新設)

7 | 4 | 6 | (略)

登録教習機関は、公正に、かつ、第七十五條第五項又は前条第三項の規定に従つて技能講習又は教習を行わなければならない。

第九十八條 第五十三條第一項(第五十三條の三から第五十四條の二まで及び第七十七條第三項において準用する場合を含む。)、第五十四條の六第二項又は第七十五條の十一第二項(第八十三條の三及び第八十五條の三において準用する場合を含む。)の規定による業務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした

登録製造時等検査機関等の役員又は職員は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

登録製造時等検査機関等の役員又は職員は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

○ 労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）（抄）（第二条関係）【令和八年四月一日、令和八年十月一日、令和九年一月一日、令和九年四月一日、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日施行】
 【令和八年四月一日、公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日施行】

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>目次 第一章～第九章（略） 第十章 監督等（第八十八条―第一百条の二） 第十一章・第十二章（略） 附則</p> <p>（定義） 第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一～三の二（略） 四 作業環境測定 作業環境の実態（作業環境における労働者の有害な因子へのばく露の程度を含む。）を把握するため空気環境その他の作業環境について行うデザイン、サンプリング及び分析（解析を含む。）をいう。</p> <p>第四条 労働者及び労働者以外の者で労働者との場所において仕事の作業に従事するものは、労働災害を防止するため必要な事項を守るほか、事業者その他の関係者が実施する労働災害の防止に関する措置に協力するように努めなければならない。</p> <p>（勧告等） 第九条 厚生労働大臣は、労働災害防止計画の的確かつ円滑な実施のため必要があると認めるときは、事業を行う者、その団体その他の関係者に対し、労働災害の防止に関する事項について必要な</p>	<p>目次 第一章～第九章（略） 第十章 監督等（第八十八条―第一百条） 第十一章・第十二章（略） 附則</p> <p>（定義） 第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一～三の二（略） 四 作業環境測定 作業環境の実態を把握するため空気環境その他の作業環境について行うデザイン、サンプリング及び分析（解析を含む。）をいう。</p> <p>第四条 労働者は、労働災害を防止するため必要な事項を守るほか、事業者その他の関係者が実施する労働災害の防止に関する措置に協力するように努めなければならない。</p> <p>（勧告等） 第九条 厚生労働大臣は、労働災害防止計画の的確かつ円滑な実施のため必要があると認めるときは、事業者、事業者の団体その他の関係者に対し、労働災害の防止に関する事項について必要な</p>

勧告又は要請をすることができる。

(統括安全衛生責任者)

第十五条 事業者で、一の場所において行う事業の仕事を請負人に請け負わせているもの(当該事業の仕事の一部を請け負わせる契約が二以上あるため、その者が二以上あることとなるときは、当該請負契約のうち最も先次の請負契約における注文者とする。以下「元方事業者」という。)のうち、建設業その他政令で定める業種に属する事業(以下「特定事業」という。)を行う者(以下「特定元方事業者」という。)は、当該一の場所において、その労働者である作業従事者(事業を行う者が行う仕事の作業に従事する者をいう。以下同じ。) (当該労働者である作業従事者のほか、労働者以外の当該特定元方事業者に係る作業従事者がある場合には、当該者を含む。)及びその請負人(元方事業者の当該事業の仕事が数次の請負契約によつて行われるときは、当該請負人の請負契約の後次の全ての請負契約の当事者である請負人を含む。以下「関係請負人」という。)に係る作業従事者が作業を行うときは、これらの作業従事者の作業が同一の場所において行われることによつて生ずる労働災害を防止するため、統括安全衛生責任者を選任し、その者に元方安全衛生管理者の指揮をさせるとともに、第三十条第一項各号の事項を統括管理させなければならない。ただし、これらの作業従事者の数が政令で定める数未満であるときは、この限りでない。

2

(略)

3 第三十条第四項の場合において、同項の全ての作業従事者の数が政令で定める数以上であるときは、当該指名された事業者は、これらの作業従事者に関し、これらの作業従事者の作業が同一の場所において行われることによつて生ずる労働災害を防止するため、統括安全衛生責任者を選任し、その者に元方安全衛生管理者の指揮をさせるとともに、同条第一項各号の事項を統括管理させなければならない。この場合においては、当該指名された事業者

告又は要請をすることができる。

(統括安全衛生責任者)

第十五条 事業者で、一の場所において行う事業の仕事を請負人に請け負わせているもの(当該事業の仕事の一部を請け負わせる契約が二以上あるため、その者が二以上あることとなるときは、当該請負契約のうち最も先次の請負契約における注文者とする。以下「元方事業者」という。)のうち、建設業その他政令で定める業種に属する事業(以下「特定事業」という。)を行う者(以下「特定元方事業者」という。)は、その労働者及びその請負人(元方事業者の当該事業の仕事が数次の請負契約によつて行われるときは、当該請負人の請負契約の後次の全ての請負契約の当事者である請負人を含む。以下「関係請負人」という。)の労働者が当該場所において作業を行うときは、これらの労働者の作業が同一の場所において行われることによつて生ずる労働災害を防止するため、統括安全衛生責任者を選任し、その者に元方安全衛生管理者の指揮をさせるとともに、第三十条第一項各号の事項を統括管理させなければならない。ただし、これらの労働者の数が政令で定める数未満であるときは、この限りでない。

2

(略)

3 第三十条第四項の場合において、同項のすべての労働者の数が政令で定める数以上であるときは、当該指名された事業者は、これらの労働者に関し、これらの労働者の作業が同一の場所において行われることによつて生ずる労働災害を防止するため、統括安全衛生責任者を選任し、その者に元方安全衛生管理者の指揮をさせるとともに、同条第一項各号の事項を統括管理させなければならない。この場合においては、当該指名された事業者及び当該指

及び当該指名された事業者以外の事業者については、第一項の規定は、適用しない。

4・5 (略)

(店社安全衛生管理者)

第十五条の三 建設業に属する事業の元方事業者は、その労働者である作業従事者(当該労働者である作業従事者のほか、労働者以外の当該元方事業者に係る作業従事者がいる場合には、当該者を含む。)及び関係請負人に係る作業従事者が一の場所(これらの作業従事者の数が厚生労働省令で定める数未満である場所及び第十五条第一項又は第三項の規定により統括安全衛生責任者を選任しなければならない場所を除く。)において作業を行うときは、当該場所において行われる仕事に係る請負契約を締結している事業場ごとに、これらの作業従事者の作業が同一の場所で行われることによつて生ずる労働災害を防止するため、厚生労働省令で定める資格を有する者のうちから、厚生労働省令で定めるところにより、店社安全衛生管理者を選任し、その者に、当該事業場で締結している当該請負契約に係る仕事を行う場所における第三十条第一項各号の事項を担当する者に対する指導その他厚生労働省令で定める事項を行わせなければならない。

2 第三十条第四項の場合において、同項の全ての作業従事者の数が厚生労働省令で定める数以上であるとき(第十五条第一項又は第三項の規定により統括安全衛生責任者を選任しなければならないときを除く。)は、当該指名された事業者で建設業に属する事業の仕事を行うものは、当該場所において行われる仕事に係る請負契約を締結している事業場ごとに、これらの作業従事者に関し、これらの作業従事者の作業が同一の場所で行われることによつて生ずる労働災害を防止するため、厚生労働省令で定める資格を有する者のうちから、厚生労働省令で定めるところにより、店社安全衛生管理者を選任し、その者に、当該事業場で締結している当該請負契約に係る仕事を行う場所における第三十条第一項各号

名された事業者以外の事業者については、第一項の規定は、適用しない。

4・5 (略)

(店社安全衛生管理者)

第十五条の三 建設業に属する事業の元方事業者は、その労働者及び関係請負人の労働者が一の場所(これらの労働者の数が厚生労働省令で定める数未満である場所及び第十五条第一項又は第三項の規定により統括安全衛生責任者を選任しなければならない場所を除く。)において作業を行うときは、当該場所において行われる仕事に係る請負契約を締結している事業場ごとに、これらの労働者の作業が同一の場所で行われることによつて生ずる労働災害を防止するため、厚生労働省令で定める資格を有する者のうちから、厚生労働省令で定めるところにより、店社安全衛生管理者を選任し、その者に、当該事業場で締結している当該請負契約に係る仕事を行う場所における第三十条第一項各号の事項を担当する者に対する指導その他厚生労働省令で定める事項を行わせなければならない。

2 第三十条第四項の場合において、同項のすべての労働者の数が厚生労働省令で定める数以上であるとき(第十五条第一項又は第三項の規定により統括安全衛生責任者を選任しなければならないときを除く。)は、当該指名された事業者で建設業に属する事業の仕事を行うものは、当該場所において行われる仕事に係る請負契約を締結している事業場ごとに、これらの労働者に関し、これらの労働者の作業が同一の場所で行われることによつて生ずる労働災害を防止するため、厚生労働省令で定める資格を有する者のうちから、厚生労働省令で定めるところにより、店社安全衛生管理者を選任し、その者に、当該事業場で締結している当該請負契約に係る仕事を行う場所における第三十条第一項各号の事項を担

の事項を担当する者に対する指導その他厚生労働省令で定める事項を行わせなければならない。この場合においては、当該指名された事業者及び当該指名された事業者以外の事業者については、前項の規定は適用しない。

第二十五条の二 建設業その他政令で定める業種に属する事業の仕事で、政令で定めるものを行う事業者は、爆発、火災等が生じたことに伴い作業従事者の救護に関する措置がとられる場合における労働災害の発生を防止するため、次の措置を講じなければならない。

一 作業従事者の救護に関し必要な機械等の備付け及び管理を行うこと。

二 作業従事者の救護に関し必要な事項についての訓練を行うこと。

三 前二号に掲げるもののほか、爆発、火災等に備えて、作業従事者の救護に関し必要な事項を行うこと。

2 (略)

第二十六条 労働者及び労働者と同一の場所において仕事の作業に従事する労働者以外の作業従事者は、事業者が第二十条から第二十五条まで及び前条第一項の規定に基づき講ずる措置に~~応じて~~、必要な事項を守らなければならない。

第二十七条 第二十条から第二十五条まで及び第二十五条の二第一項の規定により事業者が講ずべき措置及び前条の規定により労働者及び労働者と同一の場所において仕事の作業に従事する労働者以外の作業従事者が守らなければならない事項は、厚生労働省令で定める。

2 (略)

(元方事業者の講ずべき措置等)

当する者に対する指導その他厚生労働省令で定める事項を行わせなければならない。この場合においては、当該指名された事業者及び当該指名された事業者以外の事業者については、前項の規定は適用しない。

第二十五条の二 建設業その他政令で定める業種に属する事業の仕事で、政令で定めるものを行う事業者は、爆発、火災等が生じたことに伴い労働者の救護に関する措置がとられる場合における労働災害の発生を防止するため、次の措置を講じなければならない。

一 労働者の救護に関し必要な機械等の備付け及び管理を行うこと。

二 労働者の救護に関し必要な事項についての訓練を行うこと。

三 前二号に掲げるもののほか、爆発、火災等に備えて、労働者の救護に関し必要な事項を行うこと。

2 (略)

第二十六条 労働者は、事業者が第二十条から第二十五条まで及び前条第一項の規定に基づき講ずる措置に~~応じて~~、必要な事項を守らなければならない。

第二十七条 第二十条から第二十五条まで及び第二十五条の二第一項の規定により事業者が講ずべき措置及び前条の規定により労働者が守らなければならない事項は、厚生労働省令で定める。

2 (略)

(元方事業者の講ずべき措置等)

第二十九条 元方事業者は、関係請負人及び関係請負人に係る作業従事者が、当該仕事に関し、この法律又はこれに基づく命令の規定に違反しないよう必要な指導を行わなければならない。

2 元方事業者は、関係請負人又は関係請負人に係る作業従事者が、当該仕事に関し、この法律又はこれに基づく命令の規定に違反していると認めるときは、是正のため必要な指示を行わなければならない。

3 前項の指示を受けた関係請負人又は関係請負人に係る作業従事者は、当該指示に従わなければならない。

第二十九条の二 建設業に属する事業の元方事業者は、土砂等が崩壊するおそれのある場所、機械等が転倒するおそれのある場所その他の厚生労働省令で定める場所において関係請負人に係る作業従事者が当該事業の仕事の作業を行うときは、当該関係請負人が講ずべき当該場所に係る危険を防止するための措置が適正に講ぜられるように、技術上の指導その他の必要な措置を講じなければならない。

(特定元方事業者等の講ずべき措置)

第三十条 特定元方事業者は、その労働者である作業従事者(当該労働者である作業従事者のほか、労働者以外の当該特定元方事業者に係る作業従事者があつた場合には、当該者を含む。)及び関係請負人に係る作業従事者の作業が同一の場所において行われることによつて生ずる労働災害を防止するため、次の事項に関する必要な措置を講じなければならない。

一(六) (略)

2 特定事業の仕事の発注者(注文者のうち、その仕事を他の者から請け負わないで注文している者をいう。以下同じ。)で、特定元方事業者以外のものは、一の場所において行われる特定事業の仕事を上記の請負人に請け負わせている場合において、当該場所において当該仕事に係る二以上の請負人に係る作業従事者(労働者)

第二十九条 元方事業者は、関係請負人及び関係請負人の労働者が、当該仕事に関し、この法律又はこれに基づく命令の規定に違反しないよう必要な指導を行わなければならない。

2 元方事業者は、関係請負人又は関係請負人の労働者が、当該仕事に関し、この法律又はこれに基づく命令の規定に違反していると認めるときは、是正のため必要な指示を行わなければならない。

3 前項の指示を受けた関係請負人又はその労働者は、当該指示に従わなければならない。

第二十九条の二 建設業に属する事業の元方事業者は、土砂等が崩壊するおそれのある場所、機械等が転倒するおそれのある場所その他の厚生労働省令で定める場所において関係請負人の労働者が当該事業の仕事の作業を行うときは、当該関係請負人が講ずべき当該場所に係る危険を防止するための措置が適正に講ぜられるように、技術上の指導その他の必要な措置を講じなければならない。

(特定元方事業者等の講ずべき措置)

第三十条 特定元方事業者は、その労働者及び関係請負人の労働者の作業が同一の場所において行われることによつて生ずる労働災害を防止するため、次の事項に関する必要な措置を講じなければならない。

一(六) (略)

2 特定事業の仕事の発注者(注文者のうち、その仕事を他の者から請け負わないで注文している者をいう。以下同じ。)で、特定元方事業者以外のものは、一の場所において行なわれる特定事業の仕事を上記の請負人に請け負わせている場合において、当該場所において当該仕事に係る二以上の請負人の労働者が作業を行

働者及び労働者と同一の場所において仕事の作業に従事する労働者以外の作業従事者に限る。)が作業を行うときは、厚生労働省令で定めるところにより、請負人で当該仕事を自ら行う事業者であるもののうちから、前項に規定する措置を講ずべき者として一人を指名しなければならぬ。一の場所において行われる特定事業の仕事を請け負つた者で、特定元方事業者以外のもののうち、当該仕事を二以上の請負人に請け負わせている者についても、同様とする。

3 (略)

4 第二項又は前項の規定による指名がされたときは、当該指名された事業者は、当該場所において当該仕事の作業に従事する全ての作業従事者に関し、第一項に規定する措置を講じなければならない。この場合においては、当該指名された事業者及び当該指名された事業者以外の事業者については、同項の規定は、適用しない。

第三十条の二 製造業その他政令で定める業種に属する事業(特定事業を除く。)の元方事業者は、その労働者である作業従事者(当該労働者である作業従事者のほか、労働者以外の当該元方事業者に係る作業従事者がある場合には、当該者を含む。)及び関係請負人に係る作業従事者の作業が同一の場所において行われることによつて生ずる労働災害を防止するため、作業間の連絡及び調整を行うことに関する措置その他必要な措置を講じなければならない。

2・3 (略)

4 第二項において準用する前条第二項又は前項の規定による指名がされたときは、当該指名された事業者は、当該場所において当該仕事の作業に従事する全ての作業従事者に関し、第一項に規定する措置を講じなければならない。この場合においては、当該指名された事業者及び当該指名された事業者以外の事業者については、同項の規定は、適用しない。

なうときは、厚生労働省令で定めるところにより、請負人で当該仕事を自ら行なう事業者であるもののうちから、前項に規定する措置を講ずべき者として一人を指名しなければならない。一の場所において行なわれる特定事業の仕事の全部を請け負つた者で、特定元方事業者以外のもののうち、当該仕事を二以上の請負人に請け負わせている者についても、同様とする。

3 (略)

4 第二項又は前項の規定による指名がされたときは、当該指名された事業者は、当該場所において当該仕事の作業に従事するすべての労働者に関し、第一項に規定する措置を講じなければならない。この場合においては、当該指名された事業者及び当該指名された事業者以外の事業者については、第一項の規定は、適用しない。

第三十条の二 製造業その他政令で定める業種に属する事業(特定事業を除く。)の元方事業者は、その労働者及び関係請負人の労働者の作業が同一の場所において行われることによつて生ずる労働災害を防止するため、作業間の連絡及び調整を行うことに関する措置その他必要な措置を講じなければならない。

2・3 (略)

4 第二項において準用する前条第二項又は前項の規定による指名がされたときは、当該指名された事業者は、当該場所において当該仕事の作業に従事するすべての労働者に関し、第一項に規定する措置を講じなければならない。この場合においては、当該指名された事業者及び当該指名された事業者以外の事業者については、同項の規定は、適用しない。

第三十条の三 第二十五条の二第一項に規定する仕事为数次の請負契約によつて行われる場合（第四項の場合を除く。）においては、元方事業者は、当該場所において当該仕事の作業に従事する全ての作業従事者に関し、同条第一項各号の措置を講じなければならない。この場合においては、当該元方事業者及び当該元方事業者以外の事業者については、同項の規定は、適用しない。

2・3 (略)

4 第二項において準用する第三十条第二項又は前項の規定による指名がされたときは、当該指名された事業者は、当該場所において当該仕事の作業に従事する全ての作業従事者に関し、第二十五条の二第一項各号の措置を講じなければならない。この場合においては、当該指名された事業者及び当該指名された事業者以外の事業者については、同項の規定は、適用しない。

5 (略)

(作業場所管理事業者の講ずべき措置)

第三十条の四 仕事を自ら行う事業者であつて、当該仕事を行う場所を管理するもの（以下この項並びに第三十二条第四項及び第八項において「作業場所管理事業者」という。）は、その管理する一の場所においてその労働者である作業従事者（当該労働者である作業従事者のほか、労働者以外の当該作業場所管理事業者に係る作業従事者がある場合には、当該者を含む。）及びその請負人（当該仕事为数次の請負契約によつて行われるときは、当該請負人の請負契約の後次の全ての請負契約の当事者である請負人を含む。）に係る作業従事者が作業を行う場合であつて、これらの作業従事者のいずれかが、危険性又は有害性等を勘案して厚生労働省令で定める業務に係る作業を行うときは、当該作業が行われることによつて生ずる労働災害を防止するため、作業間の連絡及び調整を行うことに関する措置その他必要な措置を講じなければならない。

第三十条の三 第二十五条の二第一項に規定する仕事为数次の請負契約によつて行われる場合（第四項の場合を除く。）においては、元方事業者は、当該場所において当該仕事の作業に従事するすべての労働者に関し、同条第一項各号の措置を講じなければならない。この場合においては、当該元方事業者及び当該元方事業者以外の事業者については、同項の規定は、適用しない。

2・3 (略)

4 第二項において準用する第三十条第二項又は前項の規定による指名がされたときは、当該指名された事業者は、当該場所において当該仕事の作業に従事するすべての労働者に関し、第二十五条の二第一項各号の措置を講じなければならない。この場合においては、当該指名された事業者及び当該指名された事業者以外の事業者については、同項の規定は、適用しない。

5 (略)

(新設)

2 前項の規定は、当該場所において一の仕事のみが行われる場合において、当該仕事に係る全ての作業従事者に関して、第三十条第一項又は第三十条の二第一項に規定する措置が講じられることとなるときは、適用しない。

(注文者の講ずべき措置)

第三十一条 特定事業の仕事を行おう注文者は、建設物、設備又は原材料(以下「建設物等」という。)を、当該仕事を行う場所においてその請負人(当該仕事が数次の請負契約によつて行われるときは、当該請負人の請負契約の後次の全ての請負契約の当事者である請負人を含む。)に係る作業従事者(労働者及び労働者と同一の場所において仕事の仕事に従事する労働者以外の作業従事者に限る。)に使用させるときは、当該建設物等について、労働災害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

2 (略)

第三十一条の三 建設業に属する事業の仕事を行う二以上の事業者又は個人事業者(事業を行う者で、労働者を使用しないものをいう。以下同じ。)に係る作業従事者(労働者及び労働者と同一の場所において仕事の仕事に従事する労働者以外の作業従事者に限る。)が一の場所において機械で厚生労働省令で定めるものに係る作業(以下この条において「特定作業」という。)を行う場合において、特定作業に係る仕事を自ら行う発注者又は当該仕事の一部を請け負った者で、当該場所において当該仕事の一部を請け負わせているものは、厚生労働省令で定めるところにより、当該場所において特定作業に従事する全ての労働者の労働災害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

2 (略)

(違法な指示の禁止)

第三十一条の四 注文者は、その請負人(仕事の数次の請負契約に

(注文者の講ずべき措置)

第三十一条 特定事業の仕事を行おう注文者は、建設物、設備又は原材料(以下「建設物等」という。)を、当該仕事を行う場所においてその請負人(当該仕事が数次の請負契約によつて行われるときは、当該請負人の請負契約の後次のすべての請負契約の当事者である請負人を含む。第三十一条の四において同じ。)の労働者に使用させるときは、当該建設物等について、当該労働者の労働災害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

2 (略)

第三十一条の三 建設業に属する事業の仕事を行う二以上の事業者の労働者が一の場所において機械で厚生労働省令で定めるものに係る作業(以下この条において「特定作業」という。)を行う場合において、特定作業に係る仕事を自ら行う発注者又は当該仕事の一部を請け負った者で、当該場所において当該仕事の一部を請け負わせているものは、厚生労働省令で定めるところにより、当該場所において特定作業に従事するすべての労働者の労働災害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

2 (略)

(違法な指示の禁止)

第三十一条の四 注文者は、その請負人に対し、当該仕事に関し、

よつて行われるときは、当該請負人の請負契約の後次の全ての請負契約の当事者である請負人を含む。）に対し、当該仕事に關し、その指示に従つて当該請負人に係る作業従事者が作業を行ったならば、この法律又はこれに基づく命令の規定に違反することとなる指示をしてはならない。

(請負人の講ずべき措置等)

第三十二条 (略)

2・3 (略)

4| 第三十条の四第一項の場合において、作業場所管理事業者の請負人で、当該場所において仕事を自ら行うものは、同項の規定により講ぜられる措置に應じて、必要な措置を講じなければならぬ。

5| 第三十一条第一項の場合において、当該建設物等を使用する作業従事者に係る請負人は、同項の規定により講ぜられる措置に應じて、必要な措置を講じなければならない。

6| (略)

7| 第三十条第一項若しくは第四項、第三十条の二第一項若しくは第四項、第三十条の三第一項若しくは第四項、第三十一条第一項又は第三十一条の二の場合において、作業従事者は、これらの規定又は前各項の規定により講ぜられる措置に應じて、必要な事項を守らなければならない。

8| 第一項から第六項までの請負人及び前項の作業従事者は、第三十条第一項の特定元方事業者等、第三十条の二第一項若しくは第三十条の三第一項の元方事業者等、第三十条の四第一項の作業場所管理事業者、第三十一条第一項若しくは第三十一条の二の注文中者又は第一項から第六項までの請負人が第三十条第一項若しくは第四項、第三十条の二第一項若しくは第四項、第三十条の三第一項若しくは第四項、第三十条の四第一項、第三十一条第一項、第三十一条の二又は第一項から第六項までの規定に基づく措置の実施を確保するためにする指示に従わなければならない。

その指示に従つて当該請負人の労働者を労働させたならば、この法律又はこれに基づく命令の規定に違反することとなる指示をしてはならない。

(請負人の講ずべき措置等)

第三十二条 (略)

2・3 (略)

(新設)

4| 第三十一条第一項の場合において、当該建設物等を使用する労働者に係る事業者である請負人は、同項の規定により講ぜられる措置に應じて、必要な措置を講じなければならない。

5| (略)

6| 第三十条第一項若しくは第四項、第三十条の二第一項若しくは第四項、第三十条の三第一項若しくは第四項、第三十一条第一項又は第三十一条の二の場合において、労働者は、これらの規定又は前各項の規定により講ぜられる措置に應じて、必要な事項を守らなければならない。

7| 第一項から第五項までの請負人及び前項の労働者は、第三十条第一項の特定元方事業者等、第三十条の二第一項若しくは第三十条の三第一項の元方事業者等、第三十一条第一項若しくは第三十一条の二の注文中者又は第一項から第五項までの請負人が第三十条第一項若しくは第四項、第三十条の二第一項若しくは第四項、第三十条の三第一項若しくは第四項、第三十一条第一項、第三十一条の二又は第一項から第五項までの規定に基づく措置の実施を確保するためにする指示に従わなければならない。

(機械等貸与者等の講ずべき措置等)

第三十三条 機械等で、政令で定めるものを事業を行う者に貸与する者で、厚生労働省令で定めるもの(以下「機械等貸与者」という。)は、当該機械等の貸与を受けた事業を行う者の事業場における当該機械等による労働災害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

2・3 (略)

(建築物貸与者の講ずべき措置)

第三十四条 建築物で、政令で定めるものを事業を行う者に貸与する者(以下「建築物貸与者」という。)は、当該建築物の貸与を受けた者の事業に係る当該建築物による労働災害を防止するため必要な措置を講じなければならない。ただし、当該建築物の全部を一の事業者若しくは個人事業者に貸与するとき、又は二以上の個人事業者のみに貸与するときは、この限りでない。

(厚生労働省令への委任)

第三十六条 第三十条第一項若しくは第四項、第三十条の二第一項若しくは第四項、第三十条の三第一項若しくは第四項、第三十条の四第一項、第三十一条第一項、第三十一条の二、第三十二条第一項から第六項まで、第三十三条第一項若しくは第二項又は第三十四条の規定によりこれらの規定に定める者が講ずべき措置及び第三十二条第七項又は第三十三条第三項の規定によりこれらの規定に定める者が守らなければならない事項は、厚生労働省令で定める。

(製造の許可)

第三十七条 (略)

2 (略)

3 第一項の許可の申請は、厚生労働省令で定めるところにより、

(機械等貸与者等の講ずべき措置等)

第三十三条 機械等で、政令で定めるものを他の事業者に貸与する者で、厚生労働省令で定めるもの(以下「機械等貸与者」という。)は、当該機械等の貸与を受けた事業者の事業場における当該機械等による労働災害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

2・3 (略)

(建築物貸与者の講ずべき措置)

第三十四条 建築物で、政令で定めるものを他の事業者に貸与する者(以下「建築物貸与者」という。)は、当該建築物の貸与を受けた事業者の事業に係る当該建築物による労働災害を防止するため必要な措置を講じなければならない。ただし、当該建築物の全部を一の事業者に貸与するときは、この限りでない。

(厚生労働省令への委任)

第三十六条 第三十条第一項若しくは第四項、第三十条の二第一項若しくは第四項、第三十条の三第一項若しくは第四項、第三十一条第一項、第三十一条の二、第三十二条第一項から第五項まで、第三十三条第一項若しくは第二項又は第三十四条の規定によりこれらの規定に定める者が講ずべき措置及び第三十二条第六項又は第三十三条第三項の規定によりこれらの規定に定める者が守らなければならない事項は、厚生労働省令で定める。

(製造の許可)

第三十七条 (略)

2 (略)

(新設)

別表第一に掲げる機械等に係る特定機械等ごとに厚生労働大臣の登録を受けた者（以下「登録設計審査等機関」という。）が行つた当該申請に係る特定機械等の設計が前項の基準のうち特定機械等の構造に係る部分に適合しているかどうかの審査（以下「設計審査」という。）の結果を記載した書類を添付して行わなければならない。ただし、第五十三条の二第一項の規定により都道府県労働局長が当該申請に係る特定機械等の設計審査の業務を行うときは、この限りでない。

（製造時等検査等）

第三十八条 特定機械等（別表第一第一号、第二号、第四号及び第八号に掲げる機械等に係るものに限る。以下この項及び次項並びに次条第一項において同じ。）を製造し、若しくは輸入した者、特定機械等で厚生労働省令で定める期間設置されなかつたものを設置しようとする者又は特定機械等で使用を廃止したものを再び設置し、若しくは使用しようとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、当該特定機械等及びこれに係る厚生労働省令で定める事項について、登録設計審査等機関の検査を受けなければならない。ただし、輸入された特定機械等及びこれに係る厚生労働省令で定める事項（次項において「輸入時等検査対象機械等」という。）について当該特定機械等を外国において製造した者が同項の規定による検査を受けた場合は、この限りでない。

2 前項に定めるもののほか、次に掲げる場合には、外国において特定機械等を製造した者は、厚生労働省令で定めるところにより、輸入時等検査対象機械等について、自ら登録設計審査等機関の検査を受けることができる。

一・二 (略)

（製造時等検査等）

第三十八条 特定機械等を製造し、若しくは輸入した者、特定機械等で厚生労働省令で定める期間設置されなかつたものを設置しようとする者又は特定機械等で使用を廃止したものを再び設置し、若しくは使用しようとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、当該特定機械等及びこれに係る厚生労働省令で定める事項について、当該特定機械等が、特別特定機械等（特定機械等のうち厚生労働省令で定めるものをいう。以下同じ。）以外のものであるときは都道府県労働局長の、特別特定機械等であるときは厚生労働大臣の登録を受けた者（以下「登録製造時等検査機関」という。）の検査を受けなければならない。ただし、輸入された特定機械等及びこれに係る厚生労働省令で定める事項（次項において「輸入時等検査対象機械等」という。）について当該特定機械等を外国において製造した者が次項の規定による検査を受けた場合は、この限りでない。

2 前項に定めるもののほか、次に掲げる場合には、外国において特定機械等を製造した者は、厚生労働省令で定めるところにより、輸入時等検査対象機械等について、自ら、当該特定機械等が、特別特定機械等以外のものであるときは都道府県労働局長の、特別特定機械等であるときは登録製造時等検査機関の検査を受けることができる。

一・二 (略)

3 (略)

(検査証の交付等)

第三十九条 登録設計審査等機関は、前条第一項又は第二項の検査(以下「製造時等検査」という。)に合格した移動式の特定機械等について、厚生労働省令で定めるところにより、検査証を交付する。

2・3 (略)

(譲渡等の制限等)

第四十二条 (略)

2 事業者は、前項の機械等については、同項の規格又は安全装置を具備しなければ、労働者に使用させてはならない。

3 事業者(厚生労働省令で定める数以下の労働者を使用する者に限る。)又は個人事業者(これらの者が法人である場合には、その代表者又は役員)である作業従事者(以下「作業従事役員等」という。)は、自ら第一項の機械等を使用して、労働者同一の場所において仕事の作業を行う場合には、当該機械等については、同項の規格又は安全装置を具備しなければ、これを使用してはならない。

第四十三条の二 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、第四十二条第一項の機械等を製造し、又は輸入した者が、当該機械等で、次の各号のいずれかに該当するものを譲渡し、又は貸与した場合には、その者に対し、当該機械等の回収又は改善を図ること、当該機械等を使用している者へ厚生労働省令で定める事項を通知することその他当該機械等が使用されることによる労働災害を防止するため必要な措置を講ずることを命ずることができる。

一 (略)

二 第四十四条の二第三項に規定する型式検定に合格した型式の機械等で、第四十二条第一項の厚生労働大臣が定める規格又は

3 (略)

(検査証の交付等)

第三十九条 都道府県労働局長又は登録製造時等検査機関は、前条第一項又は第二項の検査(以下「製造時等検査」という。)に合格した移動式の特定機械等について、厚生労働省令で定めるところにより、検査証を交付する。

2・3 (略)

(譲渡等の制限等)

第四十二条 (略)

(新設)

(新設)

第四十三条の二 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、第四十二条の機械等を製造し、又は輸入した者が、当該機械等で、次の各号のいずれかに該当するものを譲渡し、又は貸与した場合には、その者に対し、当該機械等の回収又は改善を図ること、当該機械等を使用している者へ厚生労働省令で定める事項を通知することその他当該機械等が使用されることによる労働災害を防止するため必要な措置を講ずることを命ずることができる。

一 (略)

二 第四十四条の二第三項に規定する型式検定に合格した型式の機械等で、第四十二条の厚生労働大臣が定める規格又は安全装

安全装置（第四号及び別表第四第十四号において「規格等」という。）を具備していないもの
三・四（略）

（個別検定）

第四十四条 第四十二条第一項の機械等（次条第一項に規定する機械等を除く。）のうち、別表第三に掲げる機械等で政令で定めるものを製造し、又は輸入した者は、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣の登録を受けた者（以下「登録個別検定機関」という。）が個々に行う当該機械等についての検定を受けなければならぬ。

2 5 6（略）

（型式検定）

第四十四条の二 第四十二条第一項の機械等のうち、別表第四に掲げる機械等で政令で定めるものを製造し、又は輸入した者は、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣の登録を受けた者（以下「登録型式検定機関」という。）が行う当該機械等の型式についての検定を受けなければならない。ただし、当該機械等のうち輸入された機械等で、その型式について次項の検定が行われた機械等に該当するものは、この限りでない。

2 5 7（略）

（定期自主検査）

第四十五条（略）

2 個人事業者は、当該個人事業者に係る作業従事役員等が労働者と同じ場所において仕事の作業を行う場合には、前項の機械等について、厚生労働省令で定めるところにより、定期に自主検査を行い、及びその結果を記録しておかなければならない。

置（第四号において「規格等」という。）を具備していないもの
の
三・四（略）

（個別検定）

第四十四条 第四十二条の機械等（次条第一項に規定する機械等を除く。）のうち、別表第三に掲げる機械等で政令で定めるものを製造し、又は輸入した者は、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣の登録を受けた者（以下「登録個別検定機関」という。）が個々に行う当該機械等についての検定を受けなければならぬ。

2 5 6（略）

（型式検定）

第四十四条の二 第四十二条の機械等のうち、別表第四に掲げる機械等で政令で定めるものを製造し、又は輸入した者は、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣の登録を受けた者（以下「登録型式検定機関」という。）が行う当該機械等の型式についての検定を受けなければならない。ただし、当該機械等のうち輸入された機械等で、その型式について次項の検定が行われた機械等に該当するものは、この限りでない。

2 5 7（略）

（定期自主検査）

第四十五条（略）

2 事業者は、前項の機械等で政令で定めるものについて同項の規定による自主検査のうち厚生労働省令で定める自主検査（以下「特定自主検査」という。）を行うときは、当該事業者（事業者が法人である場合には、その代表者又は役員）で厚生労働省令で定める資格を有するものが自ら実施し、又はその使用する労働者で当該厚生労働省令で定める資格を有するもの若しくは第五十四条

3 |

第一項の機械等で政令で定めるものについて行う前二項の自主検査であつて厚生労働省令で定めるもの（以下「特定自主検査」という。）は、次の各号に掲げる特定自主検査を行う者の区分に応じ、当該各号に定める方法によつて行わなければならない。

一 事業者 当該事業者（当該事業者が法人である場合には、その代表者又は役員）である作業従事者で厚生労働省令で定める資格を有するものが自ら実施し、又はその使用する労働者で当該厚生労働省令で定める資格を有するもの若しくは第五十四条の三第一項に規定する登録を受け、他人の求めに応じて機械等について特定自主検査を行う者（以下「検査業者」という。）に実施させる方法

二 個人事業者 当該個人事業者に係る作業従事役員等で厚生労働省令で定める資格を有するものが自ら実施し、又は検査業者に実施させる方法

4 | 5 | (略)

6 | 厚生労働大臣は、前項の自主検査指針を公表した場合において必要があると認めるときは、事業を行う者若しくは検査業者又はこれらの団体に対し、当該自主検査指針に関し必要な指導等を行うことができる。

(登録設計審査等機関の登録)

第四十六条 第三十七条第三項の登録（以下この条、次条、第五十三條第一項及び第二項並びに第五十三條の二第一項において「登録」という。）は、厚生労働省令で定めるところにより、次の各号に掲げる特定機械等の区分に応じ当該各号に定める業務を行うことについて、厚生労働省令で定める地域の区分ごとに、設計審査又は製造時等検査（以下「設計審査等」という。）を行おうとする者の申請により行う。

(新設)
の三第一項に規定する登録を受け、他人の求めに応じて当該機械等について特定自主検査を行う者（以下「検査業者」という。）に実施させなければならない。

3 | 4 | (略)

5 | 厚生労働大臣は、前項の自主検査指針を公表した場合において必要があると認めるときは、事業者若しくは検査業者又はこれらの団体に対し、当該自主検査指針に関し必要な指導等を行うことができる。

(登録製造時等検査機関の登録)

第四十六条 第三十八条第一項の規定による登録（以下この条、次条、第五十三條第一項及び第二項並びに第五十三條の二第一項において「登録」という。）は、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働省令で定める区分ごとに、製造時等検査を行おうとする者の申請により行う。

- 一 次に掲げる機械等に係る特定機械等 設計審査及び製造時等
検査
- イ 別表第一第一号又は第二号に掲げる機械等
- ロ 別表第一第四号に掲げる機械等
- ハ 別表第一第八号に掲げる機械等
- 二 次に掲げる機械等に係る特定機械等 設計審査
- イ 別表第一第三号又は第五号に掲げる機械等
- ロ 別表第一第六号又は第七号に掲げる機械等
(略)
- 3 2
(略)
- 一 厚生労働大臣は、第一項の規定により登録を申請した者（以下この項において「登録申請者」という。）が次に掲げる要件の全てに適合しているときは、登録をしなければならぬ。
- 一 設計審査を実施する者（別表第四の二第一号に掲げる条件のいずれかに適合する知識経験を有する者に限る。以下「審査員」という。）の数が同表第二号に掲げる数以上であること。
- 二 審査員であつて別表第四の三に掲げる条件のいずれかに適合する知識経験を有するものが審査員を指揮するとともに設計審査の業務を管理するものであること。
- 三 製造時等検査を行う者にあつては、別表第五の上欄に掲げる機械等の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる機械器具その他の設備を用いて製造時等検査を行うものであること。
- 四 製造時等検査を行う者にあつては、製造時等検査を実施する者（別表第六第一号に掲げる条件のいずれかに適合する知識経験を有する者に限る。以下「検査員」という。）の数が同表第二号に掲げる数以上であること。
- 五 製造時等検査を行う者にあつては、検査員であつて別表第七に掲げる条件のいずれかに適合する知識経験を有するものが検査員を指揮するとともに製造時等検査の業務を管理するものであること。
- 六 登録申請者が、特定機械等を製造し、又は輸入する者（以下この号において「製造者等」という。）に支配されているもの

- (新設)
- (新設)
- 3 2
(略)
- 一 厚生労働大臣は、第一項の規定により登録を申請した者（以下この項において「登録申請者」という。）が次に掲げる要件の全てに適合しているときは、登録をしなければならぬ。
- (新設)
- (新設)
- 一 別表第五に掲げる機械器具その他の設備を用いて製造時等検査を行うものであること。
- 二 製造時等検査を実施する者（別表第六第一号に掲げる条件のいずれかに適合する知識経験を有する者に限る。以下「検査員」という。）が同表第二号に掲げる数以上であること。
- 三 検査員であつて別表第七に掲げる条件のいずれかに適合する知識経験を有する者が検査員を指揮するとともに製造時等検査の業務を管理するものであること。
- 四 登録申請者が、特別特定機械等を製造し、又は輸入する者（以下この号において「製造者等」という。）に支配されているもの

として次のいずれかに該当するものでないこと。

イ 登録申請者が株式会社である場合にあつては、製造者等がその親法人（会社法（平成十七年法律第八十六号）第八百七十九条第一項に規定する親法人をいい、当該登録申請者が外国にある事務所において設計審査等の業務を行おうとする者である場合にあつては、外国における同法の親法人に相当するものを含む。）であること。

ロ・ハ（略）

4 登録は、登録設計審査等機関登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

一〜四（略）

（設計審査等の義務等）

第四十七条 登録設計審査等機関は、設計審査等を行うべきことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、設計審査等を行わなければならない。

2 登録設計審査等機関は、設計審査を行うときは審査員にこれを実施させ、製造時等検査を行うときは検査員にこれを実施させなければならない。

3 登録設計審査等機関は、第三十七条第二項の基準のうち構造に係る部分及び厚生労働大臣が定める方法に従つて、かつ、公正に設計審査等を行わなければならない。

4 登録設計審査等機関は、製造時等検査を行うときは、製造時等検査の検査方法から生ずる危険を防止するために必要な措置として厚生労働省令で定める措置を講じなければならない。

（変更の届出）

第四十七条の二 登録設計審査等機関は、第四十六条第四項第二号又は第三号の事項を変更したときは、変更の日から二週間以内に、厚生労働大臣に届け出なければならない。

ものとして次のいずれかに該当するものでないこと。

イ 登録申請者が株式会社である場合にあつては、製造者等がその親法人（会社法（平成十七年法律第八十六号）第八百七十九条第一項に規定する親法人をいい、当該登録申請者が外国にある事務所において製造時等検査の業務を行おうとする者である場合にあつては、外国における同法の親法人に相当するものを含む。）であること。

ロ・ハ（略）

4 登録は、登録製造時等検査機関登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

一〜四（略）

（製造時等検査の義務等）

第四十七条 登録製造時等検査機関は、製造時等検査を行うべきことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、製造時等検査を行わなければならない。

2 登録製造時等検査機関は、製造時等検査を行うときは、検査員にこれを実施させなければならない。

3 登録製造時等検査機関は、公正に、かつ、第三十七条第二項の基準のうち特別特定機械等の構造に係るものに適合する方法により製造時等検査を行わなければならない。

4 登録製造時等検査機関は、製造時等検査を行うときは、製造時等検査の検査方法から生ずる危険を防止するために必要な措置として厚生労働省令で定める措置を講じなければならない。

（変更の届出）

第四十七条の二 登録製造時等検査機関は、第四十六条第四項第二号又は第三号の事項を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、厚生労働大臣に届け出なければならない。

(業務規程)

第四十八条 登録設計審査等機関は、設計審査等の業務に関する規程（以下「業務規程」という。）を定め、設計審査等の業務の開始の日の二週間前までに、厚生労働大臣に届け出なければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 業務規程には、設計審査等の実施方法、設計審査等に関する料金その他の厚生労働省令で定める事項を定めておかなければならない。

(業務の休廃止)

第四十九条 登録設計審査等機関は、設計審査等の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

(財務諸表等の備付け及び閲覧等)

第五十条 登録設計審査等機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支決算書並びに事業報告書（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項及び第二百二十三条第一号において「財務諸表等」という。）を作成し、五年間事務所に備えて置かなければならない。

2 設計審査等を受けようとする者その他の利害関係人は、登録設計審査等機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号及び第四号の請求をするには、登録設計審査等機関の定めた費用を支払わなければならない。

(業務規程)

第四十八条 登録製造時等検査機関は、製造時等検査の業務に関する規程（以下「業務規程」という。）を定め、製造時等検査の業務の開始の日の二週間前までに、厚生労働大臣に届け出なければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 業務規程には、製造時等検査の実施方法、製造時等検査に関する料金その他の厚生労働省令で定める事項を定めておかなければならない。

(業務の休廃止)

第四十九条 登録製造時等検査機関は、製造時等検査の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

(財務諸表等の備付け及び閲覧等)

第五十条 登録製造時等検査機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支決算書並びに事業報告書（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項及び第二百二十三条第一号において「財務諸表等」という。）を作成し、五年間事務所に備えて置かなければならない。

2 製造時等検査を受けようとする者その他の利害関係人は、登録製造時等検査機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号及び第四号の請求をするには、登録製造時等検査機関の定めた費用を支払わなければならない。

一〇四 (略)

3 設計審査等を受けようとする者その他の利害関係人は、登録設計審査等機関が設計審査等に関し生じた損害を賠償するために必要な金額を担保することができる保険契約（以下この項において「損害保険契約」という。）を締結しているときは、登録設計審査等機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号及び第四号の請求をするには、登録設計審査等機関の定めた費用を支払わなければならない。

一〇四 (略)

4 登録設計審査等機関は、毎事業年度経過後三月以内に、第一項の規定により作成した損益計算書又は収支決算書及び事業報告書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

(審査員又は検査員の選任等の届出)

第五十一条 登録設計審査等機関は、審査員又は検査員を選任し、又は解任したときは、厚生労働省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

(適合命令)

第五十二条 厚生労働大臣は、登録設計審査等機関（外国にある事務所において設計審査等の業務を行う登録設計審査等機関（以下「外国登録設計審査等機関」という。）を除く。）が第四十六条第三項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その登録設計審査等機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(改善命令)

第五十二条の二 厚生労働大臣は、登録設計審査等機関（外国登録設計審査等機関を除く。）が第四十七条の規定に違反していると認めるときは、その登録設計審査等機関に対し、設計審査等を行

一〇四 (略)

3 製造時等検査を受けようとする者その他の利害関係人は、登録製造時等検査機関が製造時等検査に関し生じた損害を賠償するために必要な金額を担保することができる保険契約（以下この項において「損害保険契約」という。）を締結しているときは、登録製造時等検査機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号及び第四号の請求をするには、登録製造時等検査機関の定めた費用を支払わなければならない。

一〇四 (略)

4 登録製造時等検査機関は、毎事業年度経過後三月以内に、第一項の規定により作成した損益計算書又は収支決算書及び事業報告書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

(検査員の選任等の届出)

第五十一条 登録製造時等検査機関は、検査員を選任し、又は解任したときは、厚生労働省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

(適合命令)

第五十二条 厚生労働大臣は、登録製造時等検査機関（外国にある事務所において製造時等検査の業務を行う登録製造時等検査機関（以下「外国登録製造時等検査機関」という。）を除く。）が第四十六条第三項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その登録製造時等検査機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(改善命令)

第五十二条の二 厚生労働大臣は、登録製造時等検査機関（外国登録製造時等検査機関を除く。）が第四十七条の規定に違反していると認めるときは、その登録製造時等検査機関に対し、製造時等

すべきこと又は設計審査等の方法その他の業務の方法の改善に
し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(準用)

第五十二条の三 前二条の規定は、外国登録設計審査等機関につ
いて準用する。この場合において、前二条中「命ずる」とあるのは
、「請求する」と読み替えるものとする。

(登録の取消し等)

第五十三条 厚生労働大臣は、登録設計審査等機関(外国登録設計
審査等機関を除く。)が次の各号のいずれかに該当するに至つた
ときは、その登録を取り消し、又は六月を超えない範囲内で期間
を定めて設計審査等の業務の全部若しくは一部の停止を命ずるこ
とができる。

一 一六 (略)

2 厚生労働大臣は、外国登録設計審査等機関が次の各号のい
ずれかに該当するに至つたときは、その登録を取り消すことができ
る。

一・二 (略)

三 厚生労働大臣が、外国登録設計審査等機関が前二号のい
ずれかに該当すると認めて、六月を超えない範囲内で期間を定めて
設計審査等の業務の全部又は一部の停止を請求した場合におい
て、その請求に応じなかつたとき。

四 厚生労働大臣が、外国登録設計審査等機関の業務の適正な運
営を確保するため必要があると認めて、その職員をして外国登
録設計審査等機関の事務所に立ち入らせ、関係者に質問させ、
又はその業務に係る帳簿、書類その他の物件を検査させ
ようとした場合において、その立入り若しくは検査が拒まれ、
妨げられ、若しくは忌避され、又は質問に対して陳述がされず
、若しくは虚偽の陳述がされたとき。

五 厚生労働大臣が、この法律を施行するため必要があると認め

検査を行うべきこと又は製造時等検査の方法その他の業務の方法
の改善にし必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(準用)

第五十二条の三 前二条の規定は、外国登録製造時等検査機関につ
いて準用する。この場合において、前二条中「命ずる」とあるの
は、「請求する」と読み替えるものとする。

(登録の取消し等)

第五十三条 厚生労働大臣は、登録製造時等検査機関(外国登録製
造時等検査機関を除く。)が次の各号のいずれかに該当するに至
つたときは、その登録を取り消し、又は六月を超えない範囲内
で期間を定めて製造時等検査の業務の全部若しくは一部の停止を命
ずることができる。

一 一六 (略)

2 厚生労働大臣は、外国登録製造時等検査機関が次の各号のい
ずれかに該当するに至つたときは、その登録を取り消すことができ
る。

一・二 (略)

三 厚生労働大臣が、外国登録製造時等検査機関が前二号のい
ずれかに該当すると認めて、六月を超えない範囲内で期間を定め
て製造時等検査の業務の全部又は一部の停止を請求した場合に
おいて、その請求に応じなかつたとき。

四 厚生労働大臣が、外国登録製造時等検査機関の業務の適正な
運営を確保するため必要があると認めて、その職員をして外国
登録製造時等検査機関の事務所に立ち入らせ、関係者に質問さ
せ、又はその業務に係る帳簿、書類その他の物件を検査させ
ようとした場合において、その立入り若しくは検査が拒ま
れ、妨げられ、若しくは忌避され、又は質問に対して陳述がさ
れず、若しくは虚偽の陳述がされたとき。

五 厚生労働大臣が、この法律を施行するため必要があると認め

て、外国登録設計審査等機関に対し、必要な事項の報告を求めた場合において、その報告がされず、又は虚偽の報告がされたとき。

六 (略)

- 3 前項第四号の検査に要する費用（政令で定めるものに限る。）は、当該検査を受ける外国登録設計審査等機関の負担とする。

(都道府県労働局長による設計審査等の実施)

第五十三条の二 都道府県労働局長は、登録を受ける者がいないとき、第四十九条の規定による設計審査等の業務の全部又は一部の休止又は廃止の届出があつたとき、前条第一項若しくは第二項の規定により登録を取り消し、又は登録設計審査等機関に対し設計審査等の業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、登録設計審査等機関が天災その他の事由により設計審査等の業務の全部又は一部を実施することが困難となつたときその他必要があると認めるときは、当該設計審査等の業務の全部又は一部を自ら行うことができる。

- 2 都道府県労働局長が前項の規定により設計審査等の業務の全部又は一部を自ら行う場合における設計審査等の業務の引継ぎその他の必要な事項については、厚生労働省令で定める。

(登録性能検査機関)

第五十三条の三 第四十六条（第一項（各号に係る部分に限る。）及び第三項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）を除く。）及び第四十六条の二の規定は第四十一条第二項の登録について、第四十七条から前条までの規定は登録性能検査機関について準用する。この場合において、第四十七条（見出しを含む。）から第五十条まで及び前条（見出しを含む。）の規定中「設計審査等」とあるのは「性能検査」と、第五十二条から第五十三条までの規定中「外国登録設計審査等機関」とあるのは「外国登録性能検査機関」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中

て、外国登録製造時等検査機関に対し、必要な事項の報告を求めた場合において、その報告がされず、又は虚偽の報告がされたとき。

六 (略)

- 3 前項第四号の検査に要する費用（政令で定めるものに限る。）は、当該検査を受ける外国登録製造時等検査機関の負担とする。

(都道府県労働局長による製造時等検査の実施)

第五十三条の二 都道府県労働局長は、登録を受ける者がいないとき、第四十九条の規定による製造時等検査の業務の全部又は一部の休止又は廃止の届出があつたとき、前条第一項若しくは第二項の規定により登録を取り消し、又は登録製造時等検査機関に対し製造時等検査の業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、登録製造時等検査機関が天災その他の事由により製造時等検査の業務の全部又は一部を実施することが困難となつたときその他必要があると認めるときは、当該製造時等検査の業務の全部又は一部を自ら行うことができる。

- 2 都道府県労働局長が前項の規定により製造時等検査の業務の全部又は一部を自ら行う場合における製造時等検査の業務の引継ぎその他の必要な事項については、厚生労働省令で定める。

(登録性能検査機関)

第五十三条の三 第四十六条及び第四十六条の二の規定は第四十一条第二項の登録について、第四十七条から前条までの規定は登録性能検査機関について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第四十六條第一項	第三十七條第三項	第四十一條第二項
次の各号に掲げる特定機械等の区分に応じ当該各号に定める業務を行うことについて、厚生労働省令で定める地域の区分	第四十一條第二項の性能検査(以下「性能検査」という。)	厚生労働省令で定める区分
設計審査又は製造時等検査(以下「設計審査等」という。)	別表第八	
製造時等検査を行う者にあつては、別表第五	性能検査を行うもの	
製造時等検査を行うもの	別表第九の上欄に掲げる機械等に応じ、性能検査は、製造時等検査	
別表第六第一号	同表の中欄	
同表第二号	同表の下欄	
製造時等検査を行う者にあつては、検査員	検査員	
別表第七	別表第十	

第四十六條第一項	第三十八條第一項	第四十一條第二項
製造時等検査	第四十一條第二項の性能検査(以下「性能検査」という。)	別表第八の上欄に掲げる機械等に応じ、それぞれ同表の下欄
別表第五	別表第九の上欄に掲げる機械等に応じ、性能検査	別表第九の上欄に掲げる機械等に応じ、性能検査
製造時等検査	製造時等検査	製造時等検査
製造時等検査	別表第六第一号	別表第六第一号
別表第二号	同表の中欄	同表の中欄
同表第二号	同表の下欄	同表の下欄
別表第七	別表第十	別表第十
製造時等検査	性能検査	性能検査
特別特定機械等を製造し、若しくは輸入する者又は特定機械等の整備を業とする者	特別特定機械等を製造し、若しくは輸入する者又は特定機械等の整備を業とする者	特別特定機械等を製造し、若しくは輸入する者又は特定機械等の整備を業とする者
製造時等検査	性能検査	性能検査
登録製造時等検査	登録性能検査	登録性能検査
登録製造時等検査	登録性能検査	登録性能検査
製造時等検査	性能検査	性能検査
特別特定機械等	特定機械等	特定機械等
製造時等検査	性能検査	性能検査
製造時等検査	性能検査	性能検査
製造時等検査	性能検査	性能検査

第四十六條第三項第六号	製造時等検査の 又は輸入する者	性能検査の 若しくは輸入する者又は 特定機械等の整備を業と する者
第四十六條第四項	設計審査等 登録設計審査等 機関登録簿	性能検査 登録性能検査機関登録簿
第四十七條第二項	設計審査を行う ときは審査員に これを実施させ 、製造時等検査 を行うときは 製造時等検査	性能検査を行うときは、 性能検査
第四十七條第四項	製造時等検査	性能検査
第四十九條	あらかじめ	休止又は廃止の日の三十 日前までに
第五十一條（見出しを含む。）	審査員又は検査 員	検査員
第五十二條	設計審査等の 設計審査等を	性能検査の 性能検査を
第五十二條の二	設計審査等の 設計審査等を	性能検査の 性能検査を
第五十三條第一項及び第二項第三号	設計審査等の 設計審査等の	性能検査の 性能検査の
前条（見出しを含む。）	都道府県労働局 長	労働基準監督署長

（登録個別検定機関）

第五十四條 第四十六條（第一項（各号に係る部分に限る。）及び第三項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）を除く。）及び第四十六條の二の規定は第四十四條第一項の登録について、第四

第四十九條	製造時等検査 あらかじめ	性能検査 休止又は廃止の日の三十 日前までに
第五十條第二項及び第三項	製造時等検査	性能検査
第五十二條及び第五十二條の二	製造時等検査 外国登録製造時 等検査機関	性能検査 外国登録性能検査機関
第五十二條の三	外国登録製造時 等検査機関	外国登録性能検査機関
第五十三條第一項及び第二項	外国登録製造時 等検査機関 製造時等検査	外国登録性能検査機関 性能検査
第五十三條第三項	外国登録製造時 等検査機関	外国登録性能検査機関
前条	都道府県労働局 長 製造時等検査	労働基準監督署長 性能検査

（登録個別検定機関）

第五十四條 第四十六條及び第四十六條の二の規定は第四十四條第一項の登録について、第四十七條から第五十三條の二までの規定は登録個別検定機関について準用する。この場合において、次の

十七条から第五十三条の二までの規定は登録個別検定機関について準用する。この場合において、第四十七条（見出しを含む。）から第五十条まで及び第五十三条の二（見出しを含む。）の規定中「設計審査等」とあるのは「個別検定」と、第五十二条から第五十三条までの規定中「外国登録設計審査等機関」とあるのは「外国登録個別検定機関」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第四十六条第一項	第三十七条第三項	第四十四条第一項
次の各号に掲げる特定機械等の区分に応じ当該各号に定める業務を行うことについて、厚生労働省令で定める地域の区分	厚生労働省令で定める区分	
設計審査又は製造時等検査（以下「設計審査等」という。）	個別検定	
第四十六条第三項第三号	製造時等検査を行う者にあつては、別表第五	別表第十一
製造時等検査を行うもの	個別検定を行うもの	
第四十六条第三項第四号	製造時等検査を行う者にあつては、製造時等検査	別表第十二の上欄に掲げる機械等に応じ、個別検定

表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

第四十六条第一項	第三十八条第一項	第四十四条第一項
製造時等検査	製造時等検査	個別検定
第四十六条第三項第一号	別表第五	別表第十一の上欄に掲げる機械等に応じ、それぞれ同表の下欄
製造時等検査	製造時等検査	個別検定
第四十六条第三項第二号	製造時等検査	別表第十二の上欄に掲げる機械等に応じ、個別検定
別表第六第一号	別表第六第一号	同表の中欄
検査員	検査員	検査員
同表第二号	同表第二号	同表の下欄
検査員	検査員	検査員
第四十六条第三項第三号	別表第七	別表第十三
製造時等検査	特別特定機械等	個別検定
特別特定機械等	特別特定機械等	第四十四条第一項の政令で定める機械等
第四十六条第三項第四号	製造時等検査	個別検定
製造時等検査	製造時等検査	個別検定
第四十六条第四項	登録製造時等検査機関登録簿	登録個別検定機関登録簿
登録製造時等検査	登録製造時等検査機関登録簿	登録個別検定機関登録簿
第四十七条第一項	製造時等検査	個別検定

第四十六條第三項第五号	製造時等検査を行う者にあつては、検査員	別表第七	別表第十三	同表の下欄	同表の中欄
第四十六條第三項	検査員を	別表第七	別表第十三	同表の下欄	同表の中欄
第四十六條第三項	製造時等検査の	別表第七	別表第十三	同表の下欄	同表の中欄
第四十六條第三項	特定機械等	別表第七	別表第十三	同表の下欄	同表の中欄
第四十六條第三項第六号	設計審査等	別表第七	別表第十三	同表の下欄	同表の中欄
第四十六條第四項	登録設計審査等 機関登録簿	別表第七	別表第十三	同表の下欄	同表の中欄
第四十七條第二項	設計審査を行うときは審査員にこれを実施させ、製造時等検査を行うときは検査員	別表第七	別表第十三	同表の下欄	同表の中欄
第四十七條第三項	第三十七條第二項の基準のうち構造に係る部分	別表第七	別表第十三	同表の下欄	同表の中欄
第四十七條第四項	製造時等検査 検査方法	別表第七	別表第十三	同表の下欄	同表の中欄
第五十一條（見出しを含む。）	審査員又は検査員	別表第七	別表第十三	同表の下欄	同表の中欄
第五十二條	設計審査等の	別表第七	別表第十三	同表の下欄	同表の中欄
第五十二條の二	設計審査等の	別表第七	別表第十三	同表の下欄	同表の中欄
第五十三條第一	設計審査等の	別表第七	別表第十三	同表の下欄	同表の中欄

第四十七條第二項	製造時等検査	個別検定
第四十七條第三項	第三十七條第二項の基準のうち特別特定機械等の構造に係るもの	個別検定
第四十七條第四項	製造時等検査	個別検定
第四十七條第四項	製造時等検査	個別検定
第四十七條第四項	検査方法	個別検定
第四十八條、第四十九條並びに第五十條第二項及び第三項	製造時等検査	個別検定
第五十一條	検査員	検定員
第五十二條及び第五十二條の二	製造時等検査	個別検定
第五十二條の二	外国登録製造時等検査機関	外国登録個別検定機関
第五十二條の三	外国登録製造時等検査機関	外国登録個別検定機関
第五十三條第一項及び第二項	外国登録製造時等検査機関	外国登録個別検定機関
第五十三條第三項	製造時等検査	個別検定
第五十三條第三項	外国登録製造時等検査機関	外国登録個別検定機関
第五十三條の二	都道府県労働局長	厚生労働大臣又は都道府県労働局長
第五十三條の二	製造時等検査	個別検定

項及び第二項第三号	都道府県労働局長	厚生労働大臣又は都道府県労働局長
第五十三条の二（見出しを含む。）		

（登録型式検定機関）

第五十四条の二 第四十六条（第一項（各号に係る部分に限る。）及び第三項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）を除く。）及び第四十六条の二の規定は第四十四条の二第一項の登録について、第四十七条から第五十三条の二までの規定は登録型式検定機関について準用する。この場合において、第四十七条（見出しを含む。）から第五十条まで及び第五十三条の二（見出しを含む。）の規定中「設計審査等」とあるのは「型式検定」と、第五十二条から第五十三条までの規定中「外国登録設計審査等機関」とあるのは「外国登録型式検定機関」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第四十六条第一項	第三十七条第三項	第四十四条の二第一項
項	項	項
次の各号に掲げる特定機械等の区分に応じ当該各号に定める業務を行うことについて、厚生労働省令で定める地域の区分	厚生労働省令で定める区分	
設計審査又は製造時等検査（以下「設計審査等	型式検定	

（登録型式検定機関）

第五十四条の二 第四十六条及び第四十六条の二の規定は第四十四条の二第一項の登録について、第四十七条から第五十三条の二までの規定は登録型式検定機関について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

第四十六条第一項	第三十八条第一項	第四十四条の二第一項
項	項	項
第四十六条第三項第一号	製造時等検査 別表第五	型式検定 別表第十四の上欄に掲げる機械等に応じ、それぞれ同表の下欄
第四十六条第三項第二号	製造時等検査 別表第六第一号	型式検定 別表第十五第一号
第四十六条第三項第三号	検査員	検定員
第四十六条第三項第七号	別表第七	別表第十六
製造時等検査	製造時等検査	型式検定

第四十六條第三項第三号	製造時等検査を行う者にあつては、別表第五	別表第十四
第四十六條第三項第四号	製造時等検査を行うもの 製造時等検査を行う者にあつては、製造時等検査	型式検定
第四十六條第三項第五号	製造時等検査を行う者にあつては、検査員	別表第十六
第四十六條第三項第六号	製造時等検査の特定機械等	第四十四條の二第一項の政令で定める機械等
第四十六條第四項	設計審査等 登録設計審査等 機関登録簿	型式検定 登録型式検定機関登録簿
第四十七條第二項	設計審査を行うときは審査員にこれを実施させ、製造時等検査を行うときは検査員	型式検定を行うときは、検定員
第四十七條第三項	第三十七條第二項の基準のうち	第四十四條の二第三項の基準

第四十六條第三項第四号	特別特定機械等	第四十四條の二第一項の政令で定める機械等
第四十六條第四項	製造時等検査 登録製造時等検査機関登録簿	型式検定 登録型式検定機関登録簿
第四十七條第一項	製造時等検査	型式検定
第四十七條第二項	製造時等検査 検査員	型式検定 検定員
第四十七條第三項	第三十七條第二項の基準のうち特別特定機械等の構造に係るもの	第四十四條の二第三項の基準
第四十七條第四項	製造時等検査	型式検定
第四十七條第五項	製造時等検査 検査方法	型式検定 検定方法
第四十八條、第四十九條並びに第五十條第二項及び第三項	製造時等検査	型式検定
第五十一條	検査員	検定員
第五十二條及び第五十三條の二	製造時等検査 外国登録製造時等検査機関	型式検定 外国登録型式検定機関
第五十二條の三	外国登録製造時等検査機関	外国登録型式検定機関
第五十三條第一項及び第二項	外国登録製造時等検査機関	外国登録型式検定機関
第五十三條第三項	製造時等検査 外国登録製造時	型式検定 外国登録型式検定機関

第四十七条第四項	構造に係る部分	製造時等検査	型式検定
第五十一条(見出しを含む。)	審査員又は検査員	審査員又は検査員	検定員
第五十二条	設計審査等の	設計審査等の	型式検定の
第五十二条の二	設計審査等の	設計審査等の	型式検定を
第五十二条の二	設計審査等の	設計審査等の	型式検定の
第五十三条第一項及び第二項第三号			型式検定の
第五十三条の二(見出しを含む。)	都道府県労働局長		厚生労働大臣

(検査業者)

第五十四条の三 (略)

2 次の各号のいずれかに該当する者は、前項の登録を受けることができない。

一 第四十五条第一項から第三項までの規定若しくはこれらの規定に基づく命令に違反し、又は第五十四条の七第二項の規定による命令に違反して、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者

二・三 (略)

3 5 (略)

第五十四条の四 (略)

2 前項の場合において、検査業者は、第四十五条第四項の基準に従つて特定自主検査を行わなければならない。

項	等検査機関	
第五十三条の二	都道府県労働局長	厚生労働大臣
	製造時等検査	型式検定

(検査業者)

第五十四条の三 (略)

2 次の各号のいずれかに該当する者は、前項の登録を受けることができない。

一 第四十五条第一項若しくは第二項の規定若しくはこれらの規定に基づく命令に違反し、又は第五十四条の七第二項の規定による命令に違反して、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者

二・三 (略)

3 5 (略)

第五十四条の四 (略)

2 前項の場合において、検査業者は、第四十五条第三項の基準に従つて特定自主検査を行わなければならない。

(文書の交付等)

第五十七条の二 労働者に危険若しくは健康障害を生ずるおそれのある物で政令で定めるもの又は第五十六条第一項の物（以下この条及び次条第一項において「通知対象物」という。）を譲渡し、又は提供する者（次項、第三項及び第九項並びに第百条第一項において「通知対象物譲渡者等」という。）は、文書の交付その他厚生労働省令で定める方法により通知対象物に関する次の事項（前条第二項に規定する者にあつては、同項に規定する事項を除く。）を、譲渡し、又は提供する相手方に通知しなければならない。ただし、主として一般消費者の生活の用に供される製品として通知対象物を譲渡し、又は提供する場合には、この限りでない。

一〇七 (略)

2 通知対象物譲渡者等は、前項の規定により通知した事項に変更を行う必要が生じたときは、文書の交付その他厚生労働省令で定める方法により、変更後の同項各号の事項を、速やかに、譲渡し、又は提供した相手方に通知しなければならない。

3 通知対象物譲渡者等は、通知対象物に関する第一項第二号の成分（労働者に危険又は健康障害を生ずるおそれの程度を勘案して厚生労働省令で定める化学物質である成分に限る。）の情報、秘密として管理されている製品の情報その他の事業活動に有用な情報であつて、公然と知られていないものである場合には、その旨を当該通知対象物を譲渡し、又は提供する相手方にあらかじめ明示した上で、当該成分の化学名における成分の構造又は構成要素を表す文字の一部を省略し、若しくは置き換えた化学名又は厚生労働省令で定める事項（以下「代替化学名等」という。）を定め、これを通知することをもつて前二項の規定による通知に代えることができる。

4 前項の規定に基づき代替化学名等の通知を行った者（次項及び第百三条第四項において「代替化学名等通知者」という。）は、

(文書の交付等)

第五十七条の二 労働者に危険若しくは健康障害を生ずるおそれのある物で政令で定めるもの又は第五十六条第一項の物（以下この条及び次条第一項において「通知対象物」という。）を譲渡し、又は提供する者は、文書の交付その他厚生労働省令で定める方法により通知対象物に関する次の事項（前条第二項に規定する者にあつては、同項に規定する事項を除く。）を、譲渡し、又は提供する相手方に通知しなければならない。ただし、主として一般消費者の生活の用に供される製品として通知対象物を譲渡し、又は提供する場合には、この限りでない。

一〇七 (略)

2 通知対象物を譲渡し、又は提供する者は、前項の規定により通知した事項に変更を行う必要が生じたときは、文書の交付その他厚生労働省令で定める方法により、変更後の同項各号の事項を、速やかに、譲渡し、又は提供した相手方に通知するよう努めなければならない。

(新設)

(新設)

厚生労働省令で定めるところにより、当該通知に係る通知対象物の成分、通知した代替化学名等その他の厚生労働省令で定める事項を記録しなければならない。

5 代替化学名等通知者は、通知対象物による健康障害が生じ、又は生ずるおそれがある場合において、医師による診断、治療その他の厚生労働省令で定める行為のために必要があるときは、当該医師の求めに応じて、厚生労働省令で定めるところにより、当該通知対象物の成分の情報を当該医師に開示しなければならない。

6 第三項の規定により通知対象物の成分について代替化学名等を通知された者は、当該通知対象物を譲渡し、又は提供する場合には、当該通知対象物の成分について代替化学名等を通知された旨を当該通知対象物を譲渡し、又は提供する相手方にあらかじめ明示した上で、代替化学名等を通知することをもって第一項又は第二項の規定に代えることができる。この項の規定により代替化学名等を通知された者についても、同様とする。

7 前各項に定めるもののほか、第一項及び第二項の通知に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

8 厚生労働大臣は、第三項及び第六項の代替化学名等の通知の適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

9 厚生労働大臣は、前項の指針に従い、通知対象物譲渡者等に対し、必要な指導等を行うことができる。

(安全衛生教育)

第五十九条 (略)

2・3 (略)

4 作業従事役員等は、労働者と同一の場所において前項の業務に就くときは、同項に規定する教育を受けなければならない。

第六十条の二 事業者は、前二条（第五十九条第四項を除く。）に定めるもののほか、その事業場における安全衛生の水準の向上を図るため、危険又は有害な業務に現に就いている労働者に対し、

(新設)

(新設)

3 前二項に定めるもののほか、前二項の通知に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

(新設)

(新設)

(安全衛生教育)

第五十九条 (略)

2・3 (略)

(新設)

第六十条の二 事業者は、前二条に定めるもののほか、その事業場における安全衛生の水準の向上を図るため、危険又は有害な業務に現に就いている者に対し、その従事する業務に関する安全又は

その従事する業務に関する安全又は衛生のための教育を行うように努めなければならない。

- 2| 作業従事役員等は、労働者と同一の場所において危険又は有害な業務に就くときは、第五十九条第四項に定めるもののほか、当該作業を行う場所における安全衛生の水準の向上を図るため、安全又は衛生のための教育を受けるように努めなければならない。
- 3| 厚生労働大臣は、前二項の教育の適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。
- 4| 厚生労働大臣は、前項の指針に従い、事業を行う者又はその団体に對し、必要な指導等を行うことができる。

(高年齢者の労働災害防止のための措置)

- 第六十二条の二 事業者は、高年齢者の労働災害の防止を図るため、高年齢者の特性に配慮した作業環境の改善、作業の管理その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- 2| 厚生労働大臣は、前項の事業者が講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

- 3| 厚生労働大臣は、前項の指針に従い、事業者又はその団体に對し、必要な指導、援助等を行うことができる。

(健康障害の防止のための措置等に当たつて行う作業環境測定)

- 第六十五条の三 事業者は、第六十五条第一項に規定するもののほか、第二十二条の措置を講ずる場合であつて厚生労働省令で定めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、作業環境測定を行わなければならない。

- 2| 事業者は、第六十五条第一項及び前項に規定するもののほか、前条第一項の措置を講ずる場合であつて厚生労働省令で定めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、作業環境測定を行わなければならない。

- 3| 事業者は、第五十七条の三第一項の規定による調査を行うに当

衛生のための教育を行うように努めなければならない。

(新設)

- 2| 厚生労働大臣は、前項の教育の適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。
- 3| 厚生労働大臣は、前項の指針に従い、事業者又はその団体に對し、必要な指導等を行うことができる。

(新設)

(新設)

4 前項の規定による作業環境測定は、第六十五条第二項に規定する作業環境測定基準に従って行わなければならない。

第六十五条の四・第六十五条の五 (略)

(登録教習機関)

第七十七条 (略)

2 (略)

3 第四十六条第二項及び第四項の規定は第一項の登録について、第四十七条の二から第四十九条まで、第五十条第一項、第二項及び第四項、第五十二条、第五十二条の二、第五十三条第一項(第四号を除く。)並びに第五十三条の二の規定は第一項の登録を受けて技能講習又は教習を行う者(以下「登録教習機関」という。)について準用する。この場合において、これらの規定中「厚生労働大臣」とあるのは、「都道府県労働局長」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第四十六条第二項各号列記以外の部分	登録	第七十七条第一項の登録(以下この条、第五十三条第一項及び第五十三条の二第一項において「登録」という。)
第四十六条第二項第二号	二年	二年(第七十七条第四項の規定により登録を受けることができない期間を指定した場合は、その期間)
第四十六条第四項	登録設計審査等 機関登録簿	登録教習機関登録簿
第四十八条、第四項	設計審査等	第十四条若しくは第六十

第六十五条の三・第六十五条の四 (略)

(登録教習機関)

第七十七条 (略)

2 (略)

3 第四十六条第二項及び第四項の規定は第一項の登録について、第四十七条の二から第四十九条まで、第五十条第一項、第二項及び第四項、第五十二条、第五十二条の二、第五十三条第一項(第四号を除く。以下この項において同じ。)並びに第五十三条の二の規定は第一項の登録を受けて技能講習又は教習を行う者(以下「登録教習機関」という。)について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第四十六条第二項各号列記以外の部分	登録	第七十七条第一項に規定する登録(以下この条、第五十三条第一項及び第五十三条の二第一項において「登録」という。)
第四十六条第二項第二号	二年	二年(第七十七条第四項の規定により登録を受けることができない期間を指定した場合は、その期間)
第四十六条第四項	登録製造時等検査機関登録簿	登録教習機関登録簿
第四十七条の二	厚生労働大臣	都道府県労働局長

四十九条及び第五十条第二項	第五十条第一項及び第四項	第五十二条	第五十二条の二	第五十三条第一項各号列記以外
事業報告書	(外国にある事務所において設計審査等の業務を行う登録設計審査等機関(以下「外国登録設計審査等機関」という。)を除く。)が第四十六条第三項各号(外国登録設計審査等機関を除く。)が第四十七条	(外国にある事務所において設計審査等の業務を行う登録設計審査等機関(以下「外国登録設計審査等機関」という。)を除く。)が第四十六条第三項各号	設計審査等を	審査等機関を除
は第一条第一項の技能講習又は第七十五条第三項の講習	事業報告書(登録教育機関が国又は地方公共団体である場合にあつては、事業報告書)	が第七十七条第二項各号	第十四条若しくは第六十一条第一項の技能講習若しくは第七十五条第三項の講習を	が次の各号

第四十八条第一項	第四十八条第二項	第四十九条	第五十条第一項	第五十条第二項	第五十条第四項	第五十二条	第五十二条の二
製造時等検査	製造時等検査	製造時等検査	製造時等検査	製造時等検査	事業報告書	厚生労働大臣 厚生労働大臣 第四十六条第三項各号	厚生労働大臣
第十四条若しくは第六十一条第一項の技能講習又は第七十五条第三項の講習	第十四条若しくは第六十一条第一項の技能講習又は第七十五条第三項の講習	第十四条若しくは第六十一条第一項の技能講習又は第七十五条第三項の講習	第十四条若しくは第六十一条第一項の技能講習又は第七十五条第三項の講習	第十四条若しくは第六十一条第一項の技能講習又は第七十五条第三項の講習	事業報告書(登録教育機関が国又は地方公共団体である場合にあつては、事業報告書)	都道府県労働局長 都道府県労働局長 第七十七条第二項各号	都道府県労働局長

6 第二項並びに第四十六条第二項及び第四項の規定は、前項の更新について準用する。この場合において、第四十六条第二項各号列記以外の部分中「登録」とあるのは「第七十七条第一項の登録（以下この条において同じ。）」と、同条第四項中「登録設計審査等機関登録簿」とあるのは「登録教習機関登録簿」と読み替えるものとする。

7・8 (略)

(厚生労働大臣等の権限)

第九十六条 (略)

2 (略)

3 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、登録設計審査等機関、登録性能検査機関、登録個別検定機関、登録型式検定機関、検査業者、指定試験機関、登録教習機関、指定コンサルタント試験機関又は指定登録機関（外国登録設計審査等機関、外国登録性能検査機関、外国登録個別検定機関及び外国登録型式検定機関（第二百二十三条第一号において「外国登録設計審査等機関等」という。）を除く。）（以下「登録設計審査等機関等」という。）の業務の適正な運営を確保するため必要があるときは、その職員をしてこれらの事務所に立ち入り、関係者に質問させ、又はその業務に係る帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

4・5 (略)

(申告)

第九十七条 作業従事者は、事業場にこの法律又はこれに基づく命令の規定に違反する事実があるときは、その事実を都道府県労働局長、労働基準監督署長又は労働基準監督官に申告して是正のため適当な措置をとるよう求めることができる。

2 (略)

3 | 注文者、機械等貸与者その他第一項の作業従事者に係る事業を

6 第二項並びに第四十六条第二項及び第四項の規定は、前項の更新について準用する。この場合において、第四十六条第二項各号列記以外の部分中「登録」とあるのは「第七十七条第一項の登録（以下この条において同じ。）」と、同条第四項中「登録製造時等検査機関登録簿」とあるのは「登録教習機関登録簿」と読み替えるものとする。

7・8 (略)

(厚生労働大臣等の権限)

第九十六条 (略)

2 (略)

3 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、登録製造時等検査機関、登録性能検査機関、登録個別検定機関、登録型式検定機関、検査業者、指定試験機関、登録教習機関、指定コンサルタント試験機関又は指定登録機関（外国登録製造時等検査機関、外国登録性能検査機関、外国登録個別検定機関及び外国登録型式検定機関（第二百二十三条第一号において「外国登録製造時等検査機関等」という。）を除く。）（以下「登録製造時等検査機関等」という。）の業務の適正な運営を確保するため必要があるときは、その職員をしてこれらの事務所に立ち入り、関係者に質問させ、又はその業務に係る帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

4・5 (略)

(労働者の申告)

第九十七条 労働者は、事業場にこの法律又はこれに基づく命令の規定に違反する事実があるときは、その事実を都道府県労働局長、労働基準監督署長又は労働基準監督官に申告して是正のため適当な措置をとるよう求めることができる。

2 (新設)

(新設)

行う者の契約の相手方は、同項の申告をしたことを理由として、当該事業を行う者に対し、取引の停止その他の不利益な取扱いをしてはならない。

(使用停止命令等)

第九十八条 (略)

2 都道府県労働局長又は労働基準監督署長は、前項の規定により命じた事項について必要な事項を作業従事者、請負人又は機械等若しくは建築物の貸与を受けている者に命ずることができる。

3・4 (略)

第九十九条 都道府県労働局長又は労働基準監督署長は、前条第一項の場合以外の場合において、労働災害発生の急迫した危険があり、かつ、緊急の必要があるときは、必要な限度において、事業を行う者に対し、作業の全部又は一部の一時停止、建設物等の全部又は一部の使用の一時停止その他当該労働災害を防止するため必要な応急の措置を講ずることを命ずることができる。

2 都道府県労働局長又は労働基準監督署長は、前項の規定により命じた事項について必要な事項を作業従事者に命ずることができる。

(報告等)

第一百条 厚生労働大臣、都道府県労働局長又は労働基準監督署長は、この法律を施行するため必要があるときは、厚生労働省令で定めるところにより、事業者、労働者、機械等貸与者、建築物貸与者、通知対象物譲渡者等又はコンサルタントに対し、必要な事項を報告させ、又は出頭を命ずることができる。

2 厚生労働大臣、都道府県労働局長又は労働基準監督署長は、この法律を施行するため必要があるときは、厚生労働省令で定めるところにより、登録設計審査等機関等に対し、必要な事項を報告させることができる。

(使用停止命令等)

第九十八条 (略)

2 都道府県労働局長又は労働基準監督署長は、前項の規定により命じた事項について必要な事項を労働者、請負人又は建築物の貸与を受けている者に命ずることができる。

3・4 (略)

第九十九条 都道府県労働局長又は労働基準監督署長は、前条第一項の場合以外の場合において、労働災害発生の急迫した危険があり、かつ、緊急の必要があるときは、必要な限度において、事業者に対し、作業の全部又は一部の一時停止、建設物等の全部又は一部の使用の一時停止その他当該労働災害を防止するため必要な応急の措置を講ずることを命ずることができる。

2 都道府県労働局長又は労働基準監督署長は、前項の規定により命じた事項について必要な事項を労働者に命ずることができる。

(報告等)

第一百条 厚生労働大臣、都道府県労働局長又は労働基準監督署長は、この法律を施行するため必要があるときは、厚生労働省令で定めるところにより、事業者、労働者、機械等貸与者、建築物貸与者又はコンサルタントに対し、必要な事項を報告させ、又は出頭を命ずることができる。

2 厚生労働大臣、都道府県労働局長又は労働基準監督署長は、この法律を施行するため必要があるときは、厚生労働省令で定めるところにより、登録製造時等検査機関等に対し、必要な事項を報告させることができる。

3 (略)

(災害状況の調査)

第百条の二 厚生労働大臣は、労働災害の防止に資する施策を推進するため、業務に起因して作業従事者が負傷し、疾病にかかり、又は死亡した災害の発生状況に係る情報その他の必要な事項について調査を行うことができる。

2 厚生労働大臣は、前項の調査のために必要なときは、厚生労働省令で定めるところにより、事業を行う者及び作業従事者に対し、必要な事項を報告させることができる。

3 前項の厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、都道府県労働局長に委任することができる。

4 前項の規定により都道府県労働局長に委任された権限は、厚生労働省令で定めるところにより、労働基準監督署長に委任することができる。

(法令等の周知)

第百一条 (略)

2・3 (略)

4 事業者は、第五十七条の二第一項又は第二項の規定により通知された事項(同条第三項又は第六項の規定により成分の通知に代えて代替化学名等が通知された場合における当該代替化学名等を含む。)を、化学物質、化学物質を含有する製剤その他の物で当該通知された事項に係るものを取り扱う各作業場の見やすい場所に常時掲示し、又は備え付けることその他の厚生労働省令で定める方法により、当該物を取り扱う労働者に周知させなければならない。

(書類の保存等)

第百三条 事業者は、厚生労働省令で定めるところにより、この法律又はこれに基づく命令の規定(第五十七条の二第四項及びこれ

3 (略)

(新設)

(法令等の周知)

第百一条 (略)

2・3 (略)

4 事業者は、第五十七条の二第一項又は第二項の規定により通知された事項を、化学物質、化学物質を含有する製剤その他の物で当該通知された事項に係るものを取り扱う各作業場の見やすい場所に常時掲示し、又は備え付けることその他の厚生労働省令で定める方法により、当該物を取り扱う労働者に周知させなければならない。

(書類の保存等)

第百三条 事業者は、厚生労働省令で定めるところにより、この法律又はこれに基づく命令の規定に基づいて作成した書類(次項及

に基づく命令の規定を除く。)に基づいて作成した書類(次項及び第三項の帳簿を除く。)を、保存しなければならない。

2 登録設計審査等機関、登録性能検査機関、登録個別検定機関、登録型式検定機関、検査業者、指定試験機関、登録教習機関、指定コンサルタント試験機関又は指定登録機関は、厚生労働省令で定めるところにより、設計審査等、性能検査、個別検定、型式検定、特定自主検査、免許試験、技能講習、教習、労働安全コンサルタント試験、労働衛生コンサルタント試験又はコンサルタントの登録に関する事項で、厚生労働省令で定めるものを記載した帳簿を備え、これを保存しなければならない。

3 (略)

4 代替化学名等通知者は、厚生労働省令で定めるところにより、第五十七条の二第四項又はこれに基づく命令の規定に基づいて作成した書類を、保存しなければならない。

(手数料)

第一百十二条 次の者は、政令で定めるところにより、手数料を国(指定試験機関が行う免許試験を受けようとする者)にあつては指定試験機関、指定コンサルタント試験機関が行う労働安全コンサルタント試験又は労働衛生コンサルタント試験を受けようとする者にあつては指定コンサルタント試験機関、指定登録機関が行う登録を受けようとする者)にあつては指定登録機関)に納付しなければならない。

一 三 (略)

四 第三十八条の検査(登録設計審査等機関が行うものを除く。)を受けようとする者

四の二 第三十七条第三項、第四十一条第二項、第四十四条第一項若しくは第四十四条の二第一項の登録又はその更新を受けようとする者

五 検査証の再交付又は書替え(登録設計審査等機関が行うものを除く。)を受けようとする者

び第三項の帳簿を除く。)を、保存しなければならない。

2 登録製造時等検査機関、登録性能検査機関、登録個別検定機関、登録型式検定機関、検査業者、指定試験機関、登録教習機関、指定コンサルタント試験機関又は指定登録機関は、厚生労働省令で定めるところにより、製造時等検査、性能検査、個別検定、型式検定、特定自主検査、免許試験、技能講習、教習、労働安全コンサルタント試験、労働衛生コンサルタント試験又はコンサルタントの登録に関する事項で、厚生労働省令で定めるものを記載した帳簿を備え、これを保存しなければならない。

3 (新設)

(手数料)

第一百十二条 次の者は、政令で定めるところにより、手数料を国(指定試験機関が行う免許試験を受けようとする者)にあつては指定試験機関、指定コンサルタント試験機関が行う労働安全コンサルタント試験又は労働衛生コンサルタント試験を受けようとする者)にあつては指定コンサルタント試験機関、指定登録機関が行う登録を受けようとする者)にあつては指定登録機関)に納付しなければならない。

一 三 (略)

四 第三十八条の検査(登録製造時等検査機関が行うものを除く。)を受けようとする者

四の二 第三十八条第一項、第四十一条第二項、第四十四条第一項若しくは第四十四条の二第一項の登録又はその更新を受けようとする者

五 検査証の再交付又は書替え(登録製造時等検査機関が行うものを除く。)を受けようとする者

六十三 (略)
2 (略)

(公示)

第十二条の二 厚生労働大臣は、次の場合には、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

一 第三十七条第三項、第四十一条第二項、第四十四条第一項又は第四十四条の二第一項の規定による登録をしたとき。

二・三 (略)

四 第五十三条第一項（第五十三条の三から第五十四条の二までにおいて準用する場合を含む。）の規定により登録を取り消し、又は設計審査等、性能検査、個別検定若しくは型式検定の業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。

五 (略)

六 第五十三条の二（第五十三条の三から第五十四条の二まで及び第七十七条第三項において準用する場合を含む。）の規定により都道府県労働局長、労働基準監督署長若しくは厚生労働大臣が設計審査等、性能検査、個別検定、型式検定若しくは技能講習の業務の全部若しくは一部を自ら行うものとするとき、又は都道府県労働局長、労働基準監督署長若しくは厚生労働大臣が自ら行っていた設計審査等、性能検査、個別検定、型式検定若しくは技能講習の業務の全部若しくは一部を行わないものとするとき。

七十一 (略)
2 (略)

第十五条の三 設計審査等、性能検査、個別検定又は型式検定の業務（以下この条において「特定業務」という。）に従事する登録設計審査等機関、登録性能検査機関、登録個別検定機関又は登録型式検定機関（以下この条において「特定機関」という。）の役員又は職員が、その職務に関して、賄賂を收受し、要求し、又

六十三 (略)
2 (略)

(公示)

第十二条の二 厚生労働大臣は、次の場合には、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を官報で告示しなければならない。

一 第三十八条第一項、第四十一条第二項、第四十四条第一項又は第四十四条の二第一項の規定による登録をしたとき。

二・三 (略)

四 第五十三条第一項（第五十三条の三から第五十四条の二までにおいて準用する場合を含む。）の規定により登録を取り消し、又は製造時等検査、性能検査、個別検定若しくは型式検定の業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。

五 (略)

六 第五十三条の二（第五十三条の三から第五十四条の二まで及び第七十七条第三項において準用する場合を含む。）の規定により都道府県労働局長、労働基準監督署長若しくは厚生労働大臣が製造時等検査、性能検査、個別検定、型式検定若しくは技能講習の業務の全部若しくは一部を自ら行うものとするとき、又は都道府県労働局長、労働基準監督署長若しくは厚生労働大臣が自ら行っていた製造時等検査、性能検査、個別検定、型式検定若しくは技能講習の業務の全部若しくは一部を行わないものとするとき。

七十一 (略)
2 (略)

第十五条の三 製造時等検査、性能検査、個別検定又は型式検定の業務（以下この条において「特定業務」という。）に従事する登録製造時等検査機関、登録性能検査機関、登録個別検定機関又は登録型式検定機関（以下この条において「特定機関」という。）の役員又は職員が、その職務に関して、賄賂を收受し、要求し

は約束したときは、五年以下の拘禁刑に処する。これによつて不正の行為をし、又は相当の行為をしなかつたときは、七年以下の拘禁刑に処する。

254 (略)

第百十六条 第五十五条の規定に違反したときは、当該違反行為をした者は、三年以下の拘禁刑又は三百万円以下の罰金に処する。

第百十七条 第三十七条第一項、第四十四条第一項、第四十四条の二第一項、第五十六条第一項、第七十五条の八第一項(第八十三条の三及び第八十五条の三において準用する場合を含む。)又は第八十六条第二項の規定に違反したときは、当該違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

第百十八条 第五十三条第一項(第五十三条の三から第五十四条の二まで及び第七十七条第三項において準用する場合を含む。)、第五十四条の七第二項又は第七十五条の十一第二項(第八十三条の三及び第八十五条の三において準用する場合を含む。)の規定による業務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした登録設計審査等機関等の役員又は職員は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

第百十九条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、六月以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第十四条、第二十条から第二十五条まで、第二十五条の二第一項、第三十条の三第一項若しくは第四項、第三十一条第一項、第三十一条の二、第三十三条第一項若しくは第二項、第三十四条、第三十五条、第三十八条第一項、第四十条第一項、第四十二条、第四十三条、第四十四条第六項、第四十四条の二第七項、第五十六条第三項若しくは第四項、第五十七条の四第五項

、又は約束したときは、五年以下の拘禁刑に処する。これによつて不正の行為をし、又は相当の行為をしなかつたときは、七年以下の拘禁刑に処する。

254 (略)

第百十六条 第五十五条の規定に違反した者は、三年以下の拘禁刑又は三百万円以下の罰金に処する。

第百十七条 第三十七条第一項、第四十四条第一項、第四十四条の二第一項、第五十六条第一項、第七十五条の八第一項(第八十三条の三及び第八十五条の三において準用する場合を含む。)又は第八十六条第二項の規定に違反した者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

第百十八条 第五十三条第一項(第五十三条の三から第五十四条の二まで及び第七十七条第三項において準用する場合を含む。)、第五十四条の七第二項又は第七十五条の十一第二項(第八十三条の三及び第八十五条の三において準用する場合を含む。)の規定による業務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした登録製造時等検査機関等の役員又は職員は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

第百十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第十四条、第二十条から第二十五条まで、第二十五条の二第一項、第三十条の三第一項若しくは第四項、第三十一条第一項、第三十一条の二、第三十三条第一項若しくは第二項、第三十四条、第三十五条、第三十八条第一項、第四十条第一項、第四十二条、第四十三条、第四十四条第六項、第四十四条の二第七項、第五十六条第三項若しくは第四項、第五十七条の四第五項

、第五十七条の五第五項、第五十九条第三項若しくは第四項、第六十一条第一項、第六十五条第一項、第六十五条の三第一項、第六十五条の五、第六十八条、第八十九条第五項（第八十九条の二第二項において準用する場合を含む。）、第九十七条第二項若しくは第三項、第二百五条又は第百八条の二第四項の規定に違反したとき。

二 第四十三条の二、第五十六条第五項、第八十八条第六項、第九十八条第一項又は第九十九条第一項の規定による命令に違反したとき。

三 第五十七条第一項の規定による表示をせず、若しくは虚偽の表示をし、又は同条第二項の規定による文書を交付せず、若しくは虚偽の文書を交付したとき。

四 第五十七条の二第一項の規定による通知をせず、又は虚偽の通知をしたとき。

五 第六十一条第四項の規定に基づく厚生労働省令に違反したとき。

第二百二十条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第十条第一項、第十一条第一項、第十二条第一項、第十三条第一項、第十五条第一項、第三項若しくは第四項、第十五条の二第一項、第十六条第一項、第十七条第一項、第十八条第一項、第二十五条の二第二項（第三十条の三第五項において準用する場合を含む。）、第二十六条、第三十条第一項若しくは第四項、第三十条の二第二項若しくは第四項、第三十条の四第一項、第三十二条第一項から第七項まで、第三十三条第三項、第四十条第二項、第四十四条第五項、第四十四条の二第六項、第四十五条第一項から第三項まで、第五十七条の二第四項、第五十七条の四第一項、第五十九条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第六十一条第二項、第六十六条第一項から第三項まで、第六十六条の三、第六十六条の六、第六十六条

、第五十七条の五第五項、第五十九条第三項、第六十一条第一項、第六十五条第一項、第六十五条の四、第六十八条、第八十九条第五項（第八十九条の二第二項において準用する場合を含む。）、第九十七条第二項、第二百五条又は第百八条の二第四項の規定に違反した者

二 第四十三条の二、第五十六条第五項、第八十八条第六項、第九十八条第一項又は第九十九条第一項の規定による命令に違反した者

三 第五十七条第一項の規定による表示をせず、若しくは虚偽の表示をし、又は同条第二項の規定による文書を交付せず、若しくは虚偽の文書を交付した者
(新設)

四 第六十一条第四項の規定に基づく厚生労働省令に違反した者

第二百二十条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第十条第一項、第十一条第一項、第十二条第一項、第十三条第一項、第十五条第一項、第三項若しくは第四項、第十五条の二第一項、第十六条第一項、第十七条第一項、第十八条第一項、第二十五条の二第二項（第三十条の三第五項において準用する場合を含む。）、第二十六条、第三十条第一項若しくは第四項、第三十条の二第二項若しくは第四項、第三十条の四第一項から第六項まで、第三十三条第三項、第四十条第二項、第四十四条第五項、第四十四条の二第六項、第四十五条第一項若しくは第二項、第五十七条の四第一項、第五十九条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第六十一条第二項、第六十六条第一項から第三項まで、第六十六条の三、第六十六条の六、第六十六条の八の二第一項、第六十六条の八の四第一項、

の八の二第一項、第六十六条の八の四第一項、第八十七条第六項、第八十八条第一項から第四項まで、第一百一条第一項又は第一百三十一条第一項若しくは第四項の規定に違反したとき。

二 第十一条第二項（第十二条第二項及び第十五条の二第二項において準用する場合を含む。）、第五十七条の五第一項、第六十五条第五項、第六十六条第四項、第九十八条第二項又は第九十九条第二項の規定による命令又は指示に違反したとき。

三 第四十四条第四項又は第四十四条の二第五項の規定による表示をせず、又は虚偽の表示をしたとき。

四 第九十一条第一項若しくは第二項、第九十四条第一項又は第九十六条第一項、第二項若しくは第四項の規定による立入り、検査、作業環境測定、収去若しくは検診を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

五 第百条第一項又は第三項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は出頭しなかつたとき。

六 第百三条第三項の規定による帳簿の備付け若しくは保存をせず、又は同項の帳簿に虚偽の記載をしたとき。

第百二十一条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした登録設計審査等機関等の役員又は職員は、五十万円以下の罰金に処する。

一 三（略）

四 第百条第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

五（略）

第百二十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の過料に処する。

一 第五十条第一項（第五十三条の三から第五十四条の二まで及び第七十七条第三項において準用する場合を含む。）の規定に

第八十七条第六項、第八十八条第一項から第四項まで、第一百一条第一項又は第一百三十一条第一項の規定に違反した者

二 第十一条第二項（第十二条第二項及び第十五条の二第二項において準用する場合を含む。）、第五十七条の五第一項、第六十五条第五項、第六十六条第四項、第九十八条第二項又は第九十九条第二項の規定による命令又は指示に違反した者

三 第四十四条第四項又は第四十四条の二第五項の規定による表示をせず、又は虚偽の表示をした者

四 第九十一条第一項若しくは第二項、第九十四条第一項又は第九十六条第一項、第二項若しくは第四項の規定による立入り、検査、作業環境測定、収去若しくは検診を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

五 第百条第一項又は第三項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は出頭しなかつた者

六 第百三条第三項の規定による帳簿の備付け若しくは保存をせず、又は同項の帳簿に虚偽の記載をした者

第百二十一条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした登録製造時等検査機関等の役員又は職員は、五十万円以下の罰金に処する。

一 三（略）

四 第百条第二項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をしたとき。

五（略）

第百二十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の過料に処する。

一 第五十条第一項（第五十三条の三から第五十四条の二まで及び第七十七条第三項において準用する場合を含む。）の規定に

違反して財務諸表等を備えて置かず、財務諸表等に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに第五十条第二項（第五十三条の三から第五十四条の二まで及び第七十七条第三項において準用する場合を含む。）の規定による請求を拒んだ者（外国登録設計審査等機関等を除く。）

二（略）

附則

（削る）

別表第一（第三十七条、第三十八条関係）

一～八（略）

別表第四（第四十四条の二関係）

一～十三（略）

十四 前各号に掲げるもののほか、第四十二条第一項の機械等のうち安全装置又は保護具であつて、規格等を具備しなければ重大な労働災害を生ずるおそれがあり、かつ、個別検定によることが適当でないものとして政令で定めるもの

別表第四の二（第四十六条関係）

一 条件

イ 学校教育法による大学又は高等専門学校において工学に関する学科を修めて卒業した者（当該学科を修めて専門職大学前期課程を修了した者を含む。以下「工学関係大学等卒業者」という。）で、次の表の上欄に掲げる設計審査を行おうと

違反して財務諸表等を備えて置かず、財務諸表等に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに第五十条第二項（第五十三条の三から第五十四条の二まで及び第七十七条第三項において準用する場合を含む。）の規定による請求を拒んだ者（外国登録製造時等検査機関等を除く。）

二（略）

附則

（心理的な負担の程度を把握するための検査等に関する特例）

第四条 第十三条第一項の事業場以外の事業場についての第六十六条の十の規定の適用については、当分の間、同条第一項中「行わなければ」とあるのは、「行うよう努めなければ」とする。

別表第一（第三十七条関係）

一～八（略）

別表第四（第四十四条の二関係）

一～十三（略）

（新設）

（新設）

する機械等の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる研修を行う機械等に係る同表下欄に掲げる要件のいずれにも該当する研修であつて学科研修の時間が百六十時間以上であり、かつ、設計審査実習が一件以上であるものを修了したものであること。

設計審査を行う おうとする機 械等	別表第一第一 号又は第二号 に掲げる機械 等	別表第一第三 号又は第五号 に掲げる機械 等	別表第一第四 号に掲げる機 械等	別表第一第六 号又は第七号 に掲げる機械 等	別表第一第八 号に掲げる機 械等
研修を行う機 械等	別表第一第一 号及び第二号 に掲げる機械 等	別表第一第三 号及び第五号 に掲げる機械 等	別表第一第四 号に掲げる機 械等	別表第一第六 号及び第七号 に掲げる機械 等	別表第一第八 号に掲げる機 械等
要件					
<p>(1) 学科研修が、次に掲げる科目について行われるものであること。</p> <p>イ 特定機械等の構造</p> <p>ロ 材料及び試験方法</p> <p>ハ 工作及び試験方法</p> <p>ニ 附属装置及び附属品</p> <p>ホ 関係法令、強度計算方法及び検査基準</p> <p>(2) 登録設計審査等機関が行うものであること。</p>					

械等

械等

ロ 学校教育法による高等学校又は中等教育学校において工学に関する学科を修めて卒業した者（以下「工学関係高等学校等卒業者」という。）で、イの表の上欄に掲げる設計審査を行おうとする機械等の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる研修を行う機械等に係る同表下欄に掲げる要件のいずれにも該当する研修であつて学科研修の時間が二十時間以上であり、かつ、設計審査実習が三件以上であるものを修了したものであること。

ハ イ又はロに掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。

二 数

年間の設計審査の件数を五十で除して得た数（端数があるときは、これを切り上げる。）

別表第四の三（第四十六条関係）

一 工学関係大学等卒業者で、設計審査を行おうとする特定機械等に係る別表第四の二第一号イの表の上欄に掲げる設計審査を行おうとする機械等の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる研修を行う機械等の研究、設計、製作若しくは検査又は当該特定機械等に係る設計審査の業務に十年以上従事した経験を有するものであること。

二 工学関係高等学校等卒業者で、設計審査を行おうとする特定機械等に係る別表第四の二第一号イの表の上欄に掲げる設計審査を行おうとする機械等の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる研修を行う機械等の研究、設計、製作若しくは検査又は当該特定機械等に係る設計審査の業務に十五年以上従事した経験を有するものであること。

三 前二号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。

（新設）

別表第五（第四十六條関係）

機械等	機械器具その他の設備
別表第一第一号及び第二号に掲げる機械等	超音波厚さ計、超音波探傷器、外觀検査用機器、ひずみ測定器及び放射線検査用機器
別表第一第四号に掲げる機械等	超音波厚さ計、超音波探傷器、水準器、距離測定装置及び鋼索用磁気探傷器
別表第一第八号に掲げる機械等	超音波厚さ計、超音波探傷器、絶縁抵抗計、電気計測器及び鋼索用磁気探傷器

別表第六（第四十六條関係）

一 条件

イ 工学関係大学等卒業業者で、次の表の上欄に掲げる製造時等検査を行おうとする機械等の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる研修を行う機械等に係る同表下欄に掲げる要件のいずれにも該当する研修であつて学科研修の時間が百六十時間以上であり、かつ、検査実習が十件以上であるものを修了したものであること。

製造時等検査を行おうとする機械等	研修を行う機械等	要件 (1) 学科研修が、次に掲げる科目について行わ
別表第一第一号又は第二号	別表第一第一号及び第二号	

別表第五（第四十六條関係）

- 一 超音波厚さ計
- 二 超音波探傷器
- 三 ファイバースコープ
- 四 ひずみ測定器
- 五 フィルム観察器
- 六 写真濃度計

別表第六（第四十六條関係）

一 条件

(一) 学校教育法による大学又は高等専門学校において工学に関する学科を修めて卒業した者（当該学科を修めて専門職大学前期課程を修了した者を含む。以下「工学関係大学等卒業業者」という。）で、次のいずれにも該当する研修であつて学科研修の時間が百六十時間以上であり、かつ、検査実習が十件以上であるものを修了したものであること。

- (1) 学科研修が、次に掲げる科目について行われるものであること。
 - イ 特別特定機械等の構造
 - ロ 材料及び試験方法
 - ハ 工作及び試験方法
 - ニ 附属装置及び附属品
 - ホ 関係法令、強度計算方法及び検査基準

に掲げる機械等	に掲げる機械等	れるものであること。 イ 特定機械等の構造材料及び試験方法 ロ 工作及び試験方法 ハ 附属装置及び附属品 ホ 関係法令、強度計算方法及び検査基準 ニ 登録設計審査等機関が行うものであること
別表第一第四号に掲げる機械等	別表第一第四号に掲げる機械等	
別表第一第八号に掲げる機械等	別表第一第八号に掲げる機械等	(2) 登録設計審査等機関が行うものであること

- ロ 工学関係高等学校等卒業業者で、イの表の上欄に掲げる製造時等検査を行おうとする機械等の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる研修を行う機械等に係る同表下欄に掲げる要件のいずれにも該当する研修であつて学科研修の時間が二十時間以上であり、かつ、検査実習が十五件以上であるものを修了したものであること。
- ハ イ又はロに掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。
- 二 数 年間の製造時等検査の件数を八百で除して得た数（端数があるときは、これを切り上げる。）

別表第七（第四十六条関係）

- 一 工学関係大学等卒業業者で、製造時等検査を行おうとする特定機械等に係る別表第六第一号イの表の上欄に掲げる製造時等検査を行おうとする機械等の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる研修を行う機械等の研究、設計、製作若しくは検査又は当該特定機械等に係る製造時等検査の業務に十年以上従事した経験を有するものであること。

- (2) 登録製造時等検査機関が行うものであること。
- (二) 学校教育法による高等学校又は中等教育学校において工学に関する学科を修めて卒業した者（以下「工学関係高等学校等卒業業者」という。）で、(一)の(1)及び(2)のいずれにも該当する研修であつて学科研修の時間が二十時間以上であり、かつ、検査実習が十五件以上であるものを修了したものであること。
- (三) (一)又は(二)に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。
- 二 数 年間の製造時等検査の件数を八百で除して得た数（端数があるときは、これを切り上げる。）

別表第七（第四十六条関係）

- 一 工学関係大学等卒業業者で、十年以上特別特定機械等の研究、設計、製作若しくは検査又は特別特定機械等に係る製造時等検査の業務に従事した経験を有するものであること。

二 工学関係高等学校等卒業者で、製造時等検査を行おうとする特定機械等に係る別表第六第一号イの表の上欄に掲げる製造時等検査を行おうとする機械等の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる研修を行う機械等の研究、設計、製作若しくは検査又は当該特定機械等に係る製造時等検査の業務に十五年以上従事した経験を有するものであること。

三 (略)

別表第八 (第五十三条の三関係)

機械等	機械器具その他の設備
別表第一第一号及び第二号に掲げる機械等	超音波厚さ計、超音波探傷器及び外觀検査用機器
(略)	(略)

別表第十一 (第五十四条関係)

機械等	機械器具その他の設備
(略)	(略)
別表第三第二号から第四号までに掲げる機械等	超音波厚さ計、超音波探傷器、外觀検査用機器、ひずみ測定器及び放射線検査用機器

別表第十四 (第五十四条の二関係)

二 工学関係高等学校等卒業者で、十五年以上特別特定機械等の研究、設計、製作若しくは検査又は特別特定機械等に係る製造時等検査の業務に従事した経験を有するものであること。

三 (略)

別表第八 (第五十三条の三関係)

機械等	機械器具その他の設備
別表第一第一号及び第二号に掲げる機械等	超音波厚さ計、超音波探傷器及びファイバースコープ
(略)	(略)

別表第十一 (第五十四条関係)

機械等	機械器具その他の設備
(略)	(略)
別表第三第二号から第四号までに掲げる機械等	超音波厚さ計、超音波探傷器、ファイバースコープ、ひずみ測定器、フィルム観察器及び写真濃度計

別表第十四 (第五十四条の二関係)

機械等	(略)	機械器具その他の設備
別表第四第十四号に掲げる機械等	(略)	型式検定に必要な機械的試験、電氣的試験又は寸法検査その他の試験を行うために必要な機械器具その他の設備として政令で定めるもの

別表第十八(第七十六条関係)

一〇三十 (略)

(削る)

(削る)

(削る)

三十一・三十二 (略)

三十三 車両系機械運転技能講習

三十四・三十五 (略)

備考 「車両系機械運転技能講習」とは、車両系建設機械その他の政令で定める車両系機械の運転に係る技術を取得させるための講習(第二十九号から第三十二号までに規定する講習を除く。)をいう。

別表第十九(第七十七条関係)

技能講習又は教習	機械器具その他の設備及び施設
(略)	(略)

機械等	(略)	機械器具その他の設備
(新設)	(新設)	

別表第十八(第七十六条関係)

一〇三十 (略)

三十一 車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)運転技能講習

三十二 車両系建設機械(解体用)運転技能講習

三十三 車両系建設機械(基礎工事用)運転技能講習

三十四・三十五 (略)

(新設)

三十六・三十七 (略)

別表第十九(第七十七条関係)

技能講習又は教習	機械器具その他の設備及び施設
(略)	(略)

(削る)		(削る)	
(削る)		(削る)	
(削る)		(削る)	
(略)	高所作業車運転技能講習	(略)	
	車両系機械運転技能講習	車両系機械及び当該車両系機械を運転することができる施設	
(略)		(略)	

別表第二十(第七十七条関係)
一〇十七 (略) (削る)

	車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用) 運転技能講習	車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用) 及び車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用) を運転することができる施設
車両系建設機械(解体用) 運転技能講習	車両系建設機械(基礎工用) 運転技能講習	車両系建設機械(基礎工用) 及び車両系建設機械(基礎工用) を運転することができる施設
(略)	(略)	(略)
高所作業車運転技能講習	高所作業車	
(新設)	(新設)	
(略)		(略)

別表第二十(第七十七条関係)
一〇十七 (略) (削る)
十八 車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用) 運転技能講習及び車両系建設機械(解体用) 運転技能講習

講習科目	条件
学科講習 走行に関する装置の構造及び取扱いの方法に関する知識	一 大学等において機械工学に関する学科を修めて卒業した者であること。 二 高等学校等において機械工学に関する学科を修めて卒業した者で、その後三年以上自動車の設計、製作、検査又は整備の業務に従事した経験を有するものであること。 三 前二号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。
作業に関する装置の構造、取扱い及び作業方法に関する知識	一 大学等において機械工学に関する学科を修めて卒業した者であること。 二 高等学校等において機械工学に関する学科を修めて卒業した者で、その後三年以上車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）又は車両系建設機械（解体用）の設計、製作、検査又は整備の業務に従事した経験を有するものであること。 三 前二号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。
運転に必要な一般的な事項に関する知識	一 大学等において土木に関する学科を修めて卒業した者（当該学科を修めて専門職大学前期課程を修了した者を含む。以下同じ。）であること。 二 高等学校等において土木に関する学科を修めて卒業した者で、その後三年

	実技 講習
関係法令	走行の操作 作業のため の装置の操 作
<p>以上車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）又は車両系建設機械（解体用）の運転の業務に従事した経験を有するものであること。</p> <p>三 前二号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。</p>	<p>一 大学等において機械工学に関する学科を修めて卒業した者で、その後一年以上車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）又は車両系建設機械（解体用）の運転の業務に従事した経験を有するものであること。</p> <p>二 高等学校等において機械工学に関する学科を修めて卒業した者で、その後三年以上車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）又は車両系建設機械（解体用）の運転の業務に従事した経験を有するものであること。</p> <p>三 車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転技能講習又は車両系建設機械（解体用）運転技能講習を修了した者で、その後五年以上車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）又は車両系建設機械（解体</p>

(削る)

		<p>十九 車両系建設機械（基礎工専用）運転技能講習</p> <p>（用）の運転の業務に従事した経験を有するものであること。 四 前三号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。</p>
<p>学科講習</p>	<p>講習科目</p>	<p>条件</p>
<p>走行に関する装置の構造及び取扱いの方法に関する知識</p>	<p>作業に関する装置の構造、取扱い及び作業方法に関する知識</p>	<p>一 大学等において機械工学に関する学科を修めて卒業した者であること。 二 高等学校等において機械工学に関する学科を修めて卒業した者で、その後三年以上自動車の設計、製作、検査又は整備の業務に従事した経験を有するものであること。 三 前二号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。</p>
<p>運転に必要</p>		<p>一 大学等において土木に関する学科を 三 前二号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。</p>

	<p>な一般的事項に関する知識</p>	<p>修めて卒業した者であること。 二 高等学校等において土木に関する学科を修めて卒業した者で、その後三年以上車両系建設機械（基礎工所用）の運転の業務に従事した経験を有するものであること。 三 前二号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。</p>
<p>実技講習</p>	<p>関係法令</p>	<p>一 大学等を卒業した者で、その後一年以上安全の実務に従事した経験を有するものであること。 二 前号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。 一 大学等において機械工学に関する学科を修めて卒業した者で、その後一年以上車両系建設機械（基礎工所用）の運転の業務に従事した経験を有するものであること。 二 高等学校等において機械工学に関する学科を修めて卒業した者で、その後三年以上車両系建設機械（基礎工所用）の運転の業務に従事した経験を有するものであること。 三 車両系建設機械（基礎工所用）運転技能講習を修了した者で、その後五年以上車両系建設機械（基礎工所用）の運転の業務に従事した経験を有するものであること。 四 前三号に掲げる者と同等以上の知識</p>
<p>走行の操作作業のための装置の操作及び合図</p>		

十八・十九 (略)
二十 車両系機械運転技能講習

講 習 科 目	条 件
<p>学科 講習</p> <p>走行に関する装置の構造及び取扱いの方法に関する知識</p>	<p>一 大学等において機械工学に関する学科を修めて卒業した者であること。</p> <p>二 高等学校等において機械工学に関する学科を修めて卒業した者で、その後三年以上自動車の設計、製作、検査又は整備の業務に従事した経験を有するものであること。</p> <p>三 前二号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。</p>
<p>作業に関する装置の構造、取扱い及び作業方法に関する知識</p>	<p>一 大学等において機械工学に関する学科を修めて卒業した者であること。</p> <p>二 高等学校等において機械工学に関する学科を修めて卒業した者で、その後三年以上車両系機械の設計、製作、検査又は整備の業務に従事した経験を有するものであること。</p> <p>三 前二号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。</p>
<p>運転に必要な一般的な事項に関する知識</p>	<p>一 大学等において車両系機械を用いる業務に関する学科を修めて卒業した者(当該学科を修めて、専門職大学前期課程を修了した者を含む。)であること。</p>

二十・二十一 (略)
(新設)

経験を有する者であること。

二十二・二十二 (略)

実技 講習	走行の操作 作業のため の装置の操 作及び合図	関係法令	
四 前三号に掲げる者と同等以上の知識 経験を有する者であること。	一 大学等において機械工学に関する学 科を修めて卒業した者で、その後一年 以上車両系機械の運転の業務に従事し た経験を有するものであること。 二 高等学校等において機械工学に関す る学科を修めて卒業した者で、その後 三年以上車両系機械の運転の業務に従 事した経験を有するものであること。 三 車両系機械運転技能講習を修了した 者で、その後五年以上当該車両系機械 の運転の業務に従事した経験を有する ものであること。	二 高等学校等において車両系機械を用 いる業務に関する学科を修めて卒業し た者で、その後三年以上車両系機械の 運転の業務に従事した経験を有するも のであること。 三 前二号に掲げる者と同等以上の知識 経験を有する者であること。	

二十二・二十三 (略)



改 正 案	現 行
<p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）と相まつて、作業環境の測定に關し作業環境測定士の資格及び作業環境測定機関等について必要な事項を定めることにより、適正な作業環境及び労働者の作業の安全かつ衛生的な遂行を確保し、もつて職場における労働者の健康を保持することを目的とする。</p> <p>（定義）</p> <p>第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 個人ばく露測定 作業環境測定のうち、作業環境における労働者の有害な因子へのばく露の程度を把握するために行うものをいう。</p> <p>四 指定作業場 労働安全衛生法第六十五条第一項の作業場のうち政令で定めるもの及び同法第六十五条の三第一項から第三項までの規定により作業環境測定を行う作業場のうち政令で定めるものをいう。</p> <p>五〇八 （略）</p> <p>（作業環境測定の実施）</p> <p>第三条 事業者は、労働安全衛生法第六十五条第一項又は第六十五条の三第一項から第三項までの規定により、指定作業場について作業環境測定を行うときは、厚生労働省令で定めるところにより、その使用する作業環境測定士にこれを実施させなければならない。</p>	<p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）と相まつて、作業環境の測定に關し作業環境測定士の資格及び作業環境測定機関等について必要な事項を定めることにより、適正な作業環境を確保し、もつて職場における労働者の健康を保持することを目的とする。</p> <p>（定義）</p> <p>第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>（新設）</p> <p>三 指定作業場 労働安全衛生法第六十五条第一項の作業場のうち政令で定める作業場をいう。</p> <p>四〇七 （略）</p> <p>（作業環境測定の実施）</p> <p>第三条 事業者は、労働安全衛生法第六十五条第一項の規定により、指定作業場について作業環境測定を行うときは、厚生労働省令で定めるところにより、その使用する作業環境測定士にこれを実施させなければならない。</p>

2 い。
2 (略)

第四条 作業環境測定士は、労働安全衛生法第六十五条第一項又は第六十五条の三第一項から第三項までの規定による作業環境測定を実施するときは、同法第六十五条第二項の作業環境測定基準に従つてこれを実施しなければならない。

2 作業環境測定機関は、他人の求めに応じて労働安全衛生法第六十五条第一項又は第六十五条の三第一項から第三項までの規定による作業環境測定を行うときは、同法第六十五条第二項の作業環境測定基準に従つてこれを行わなければならない。

3 作業環境測定士は、個人ばく露測定のうちサンプリング又は分析の業務であつて厚生労働省令で定めるものを行う場合には、厚生労働省令で定める者に補助させることができる。

(作業環境測定士の資格)

第五条 作業環境測定士試験（以下「試験」という。）に合格し、かつ、厚生労働大臣又は都道府県労働局長の登録を受けた者が行う講習（以下「講習」という。）を修了した者であつて厚生労働省令で定める労働衛生に関する実務に従事した経験を有するもの、その他これと同等以上の能力を有すると認められる者であつて厚生労働省令で定めるものは、作業環境測定士となる資格を有する。

(登録の手続)

第九条 (略)

2 前項の申請書には、厚生労働省令で定めるところにより、第七条第二号から第四号までに掲げる事項を証する書面その他の厚生労働省令で定める書類を添付しなければならない。

2 (略)

第四条 作業環境測定士は、労働安全衛生法第六十五条第一項の規定による作業環境測定を実施するときは、同条第二項の作業環境測定基準に従つてこれを実施しなければならない。

2 作業環境測定機関は、他人の求めに応じて労働安全衛生法第六十五条第一項の規定による作業環境測定を行うときは、同条第二項の作業環境測定基準に従つてこれを行わなければならない。

(新設)

(作業環境測定士の資格)

第五条 作業環境測定士試験（以下「試験」という。）に合格し、かつ、厚生労働大臣又は都道府県労働局長の登録を受けた者が行う講習（以下「講習」という。）を修了した者その他これと同等以上の能力を有すると認められる者で、厚生労働省令で定めるものは、作業環境測定士となる資格を有する。

(登録の手続)

第九条 (略)

2 前項の申請書を提出する場合には、厚生労働省令で定めるところにより、第七条第二号から第四号までに掲げる事項を証する書面及び申請者の写真を添付し、かつ、申請者が受けている第十六条の合格証及び講習修了証（第五条に規定する厚生労働省令で定める者に該当する者にあつては、これらに代わるべき書面）を提

3・4 (略)

(受験資格)

第十五条 次の各号のいずれかに該当する者でなければ、試験を受けることができない。

一 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)による大学又は高等専門学校において理科系統の正規の課程を修めて卒業した者(当該課程を修めて同法による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。以下「理科系統大学等卒業者」という。)

二 学校教育法による高等学校又は中等教育学校において理科系統の正規の学科を修めて卒業した者

三 (略)

(指定の公示等)

第二十二条 厚生労働大臣は、指定をしたときは、厚生労働省令で定めるところにより、指定試験機関の名称及び住所、試験事務を行う事務所の所在地並びに試験事務の開始の日を公示しなければならない。

2 (略)

3 厚生労働大臣は、前項の届出があつたときは、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

(試験事務の休廃止)

第二十九条 (略)

2 厚生労働大臣は、前項の許可をしたときは、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

(指定の取消し等)

示しなければならない。
3・4 (略)

(受験資格)

第十五条 次の各号のいずれかに該当する者でなければ、試験を受けることができない。

一 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)による大学又は高等専門学校において理科系統の正規の課程を修めて卒業した者(当該課程を修めて同法による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。以下「理科系統大学等卒業者」という。)で、その後一年以上労働衛生の実務に従事した経験を有するもの

二 学校教育法による高等学校又は中等教育学校において理科系統の正規の学科を修めて卒業した者で、その後三年以上労働衛生の実務に従事した経験を有するもの

三 (略)

(指定の公示等)

第二十二条 厚生労働大臣は、指定をしたときは、指定試験機関の名称及び住所、試験事務を行う事務所の所在地並びに試験事務の開始の日を官報で公示しなければならない。

2 (略)

3 厚生労働大臣は、前項の届出があつたときは、その旨を官報で公示しなければならない。

(試験事務の休廃止)

第二十九条 (略)

2 厚生労働大臣は、前項の許可をしたときは、その旨を官報で公示しなければならない。

(指定の取消し等)

第三十条 (略)

2 厚生労働大臣は、前項の規定により指定を取り消し、又は試験事務に関する業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

第三十一条 (略)
(厚生労働大臣による試験事務の実施)

2 厚生労働大臣は、前項の規定により試験事務を自ら行うものとし、又は同項の規定により自ら行っている試験事務を行わないものとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を公示しなければならない。

3 (略)

第三十二条 (略)

2 (略)

3 労働安全衛生法第四十六条第二項及び第四項の規定は第一項の登録について、同法第四十七条の二から第四十九条まで、第五十条第一項、第二項及び第四項、第五十二条、第五十二条の二、第五十三条第一項(第四号を除く。以下この項において同じ。)並びに第五十三条の二の規定は第一項の登録を受けて講習又は第四十四条第一項に規定する研修を行う者(以下「登録講習機関」という。)について準用する。この場合において、同法第四十六条第二項第一号中「この法律又はこれに基づく命令」とあるのは「この法律若しくは作業環境測定法又はこれらに基づく命令」と、同条第四項中「登録設計審査等機関登録簿」とあるのは「登録講習機関登録簿」と、同項第四号中「第一項の区分」とあるのは「作業環境測定法第五条に規定する講習又は同法第四十四条第一項に規定する研修の種類」と、同法第四十七条の二、第四十八条第一項、第四十九条、第五十条第四項、第五十二条、第五十二条の二及び第五十三条第一項の規定中「厚生労働大臣」とあるのは「

第三十条 (略)

2 厚生労働大臣は、前項の規定により指定を取り消し、又は試験事務に関する業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を官報で公示しなければならない。

第三十一条 (略)
(厚生労働大臣による試験事務の実施)

2 厚生労働大臣は、前項の規定により試験事務を自ら行うものとし、又は同項の規定により自ら行っている試験事務を行わないものとするときは、あらかじめ、その旨を官報で公示しなければならない。

3 (略)

第三十二条 (略)

2 (略)

3 労働安全衛生法第四十六条第二項及び第四項の規定は第一項の登録について、同法第四十七条の二から第四十九条まで、第五十条第一項、第二項及び第四項、第五十二条、第五十二条の二、第五十三条第一項(第四号を除く。以下この項において同じ。)並びに第五十三条の二の規定は第一項の登録を受けて講習又は第四十四条第一項に規定する研修を行う者(以下「登録講習機関」という。)について準用する。この場合において、同法第四十六条第二項第一号中「この法律又はこれに基づく命令」とあるのは「この法律若しくは作業環境測定法又はこれらに基づく命令」と、同条第四項中「登録製造時等検査機関登録簿」とあるのは「登録講習機関登録簿」と、同項第四号中「第一項の区分」とあるのは「作業環境測定法第五条に規定する講習又は同法第四十四条第一項に規定する研修の種類」と、同法第四十七条の二、第四十八条第一項、第四十九条、第五十条第四項、第五十二条、第五十二条の二及び第五十三条第一項の規定中「厚生労働大臣」とあるのは「

厚生労働大臣又は都道府県労働局長」と、同法第四十八条、第四十九条及び第五十条第二項中「設計審査等」とあるのは「作業環境測定法第五条に規定する講習又は同法第四十四条第一項に規定する研修」と、同法第五十条第一項中「第二百二十三条」とあるのは「作業環境測定法第五十七条」と、同法第五十二条中「第四十六条第三項各号のいずれか」とあるのは「作業環境測定法第三十二条第二項各号のいずれか」と、同法第五十二条の二中「第四十七条」とあるのは「作業環境測定法第三十二条第六項若しくは第七項」と、同条並びに同法第五十三条第一項及び第五十三条の二中「設計審査等」とあるのは「作業環境測定法第五条に規定する講習若しくは同法第四十四条第一項に規定する研修」と、同項中「又は六月を超えない範囲内で」とあるのは「又は」と、同項第二号中「第四十七条から第四十九条まで、第五十条第一項若しくは第四項又は第四百三十九条まで、第五十条第一項若しくは第四十九号まで、第五十条第一項若しくは第四項又は作業環境測定法第三十二条第六項若しくは第七項若しくは第四十三条」と、同項第三号中「第五十条第二項各号又は第三項各号」とあるのは「第五十条第二項各号」と読み替えるものとする。

4 (略)

5 第二項並びに労働安全衛生法第四十六条第二項及び第四項の規定は、前項の更新について準用する。この場合において、同条第四項中「登録設計審査等機関登録簿」とあるのは、「登録講習機関登録簿」と読み替えるものとする。

6・7 (略)

(準用)

第三十四条 労働安全衛生法第四十六条第二項の規定は前条第一項の登録について、同法第四十七条第一項及び第二項、第五十条第四項並びに第五十四条の五の規定は作業環境測定機関について準用する。この場合において、同法第四十六条第二項第一号中「この法律又はこれに基づく命令」とあるのは「この法律若しくは作

「厚生労働大臣又は都道府県労働局長」と、同法第四十八条、第四十九条及び第五十条第二項中「製造時等検査」とあるのは「作業環境測定法第五条に規定する講習又は同法第四十四条第一項に規定する研修」と、同法第五十条第一項中「第二百二十三条」とあるのは「作業環境測定法第五十七条」と、同法第五十二条中「第四十六条第三項各号のいずれか」とあるのは「作業環境測定法第三十二条第二項各号のいずれか」と、同法第五十二条の二中「第四十七条」とあるのは「作業環境測定法第三十二条第六項若しくは第七項」と、同条並びに同法第五十三条第一項及び第五十三条の二中「製造時等検査」とあるのは「作業環境測定法第五条に規定する講習若しくは同法第四十四条第一項に規定する研修」と、同項中「又は六月を超えない範囲内で」とあるのは「又は」と、同項第二号中「第四十七条から第四十九条まで、第五十条第一項若しくは第四項又は第四百三十九条まで、第五十条第一項若しくは第四十九号まで、第五十条第一項若しくは第四項又は作業環境測定法第三十二条第六項若しくは第七項若しくは第四十三条」と、同項第三号中「第五十条第二項各号又は第三項各号」とあるのは「第五十条第二項各号」と読み替えるものとする。

4 (略)

5 第二項並びに労働安全衛生法第四十六条第二項及び第四項の規定は、前項の更新について準用する。この場合において、同条第四項中「登録製造時等検査機関登録簿」とあるのは、「登録講習機関登録簿」と読み替えるものとする。

6・7 (略)

(準用)

第三十四条 労働安全衛生法第四十六条第二項の規定は前条第一項の登録について、同法第四十七条第一項及び第二項、第五十条第四項並びに第五十四条の五の規定は作業環境測定機関について準用する。この場合において、同法第四十六条第二項第一号中「この法律又はこれに基づく命令」とあるのは「この法律若しくは作

業環境測定法又はこれらに基づく命令」と、同項第二号中「第五十三條第一項又は第二項」とあるのは「作業環境測定法第三十五條の三」と、同項第三号中「前二号のいずれか」とあるのは「第一号」と、同法第四十七條第一項中「設計審査等」とあるのは「作業環境測定法第三條第二項の規定による作業環境測定を」と、同法第二項中「設計審査を行うときは審査員にこれを実施させ製造時等検査を」とあるのは「他人の求めに応じて作業環境測定を」と、「検査員」とあるのは「厚生労働省令で定めるところにより、作業環境測定士」と、同法第五十條第四項中「第一項の規定により作成した損益計算書又は収支決算書及び事業報告書を作成し、」とあるのは「その事業年度の事業報告書を作成し、」と、同法第五十四條の五第一項中「第五十四條の三第二項各号」とあるのは「作業環境測定法第三十四條第一項において読み替えて準用する第四十六條第二項各号」と読み替えるものとする。

2 第八條から第十條まで、第十二條第二項、第十三條及び第十九條の規定は、作業環境測定機関に關して準用する。この場合において、第八條中「作業環境測定士名簿」とあるのは「作業環境測定機関名簿」と、同條第一項中「厚生労働省」とあるのは「厚生労働省又は都道府県労働局」と、第九條第一項及び第三項並びに第十條中「第七條」とあるのは「第三十三條第一項」と、第九條第一項中「から第四号まで」とあるのは「及び第三号」と、同條第一項、第三項及び第四項、第十條、第十二條第二項並びに第十三條中「厚生労働大臣」とあるのは「厚生労働大臣又は都道府県労働局長」と、第九條第二項中「第七條第二号から第四号までに掲げる事項を証する書面その他の厚生労働省令で定める書類」とあるのは「第三十三條第一項第二号及び第三号に掲げる事項を証する書面」と、第十條中「作業環境測定士登録証」とあるのは「作業環境測定機関登録証」と、第十二條第二項各号列記以外の部分中「指定作業場についての作業環境測定の業務の停止若しくはその名称の使用の停止」とあるのは「作業環境測定の業務の全部若しくは一部の停止」と、同項第二号中「第四條第一項、前條又

業環境測定法又はこれらに基づく命令」と、同項第二号中「第五十三條第一項又は第二項」とあるのは「作業環境測定法第三十五條の三」と、同項第三号中「前二号のいずれか」とあるのは「第一号」と、同法第四十七條第一項中「製造時等検査を」とあるのは「作業環境測定法第三條第二項の規定による作業環境測定を」と、同法第二項中「製造時等検査を」とあるのは「他人の求めに応じて作業環境測定を」と、「検査員」とあるのは「厚生労働省令で定めるところにより、作業環境測定士」と、同法第五十條第四項中「第一項の規定により作成した損益計算書又は収支決算書及び事業報告書を作成し、」とあるのは「その事業年度の事業報告書を作成し、」と、同法第五十四條の五第一項中「第五十四條の三第二項各号」とあるのは「作業環境測定法第三十四條第一項において読み替えて準用する第四十六條第二項各号」と読み替えるものとする。

2 第八條から第十條まで、第十二條第二項、第十三條及び第十九條の規定は、作業環境測定機関に關して準用する。この場合において、第八條中「作業環境測定士名簿」とあるのは「作業環境測定機関名簿」と、同條第一項中「厚生労働省」とあるのは「厚生労働省又は都道府県労働局」と、第九條第一項及び第三項並びに第十條中「第七條」とあるのは「第三十三條第一項」と、第九條第一項中「から第四号まで」とあるのは「及び第三号」と、同條第一項、第三項及び第四項、第十條、第十二條第二項並びに第十三條中「厚生労働大臣」とあるのは「厚生労働大臣又は都道府県労働局長」と、第九條第二項中「第七條第二号から第四号までに掲げる事項を証する書面及び申請者の写真を添付し、かつ、申請者が受けている第十六條の合格証及び講習修了証（第五條に規定する厚生労働省令で定める者に該当する者にあつては、これらに代わるべき書面）を提示」とあるのは「第三十三條第一項第二号及び第三号に掲げる事項を証する書面を添付」と、第十條中「作業環境測定士登録証」とあるのは「作業環境測定機関登録証」と、第十二條第二項各号列記以外の部分中「指定作業場についての

は第四十四条第四項」とあるのは「第四条第二項」と、同項第五号中「作業環境測定業務（当該作業環境測定士が作業環境測定機関の行う作業環境測定業務に従事する場合における当該業務を含む。）」とあるのは「作業環境測定業務」と、第十九条中「この節に定めるもののほか、試験の科目、登録の申請その他試験、講習及び登録（作業環境測定士登録証を含む。）について必要な事項」とあるのは「登録の申請その他登録（作業環境測定機関登録証を含む。）について必要な事項」と読み替えるものとする。

作業環境測定業務の停止若しくはその名称の使用の停止」とあるのは「作業環境測定業務の全部若しくは一部の停止」と、同項第二号中「第四条第一項、前条又は第四十四条第四項」とあるのは「第四条第二項」と、同項第五号中「作業環境測定業務（当該作業環境測定士が作業環境測定機関の行う作業環境測定業務に従事する場合における当該業務を含む。）」とあるのは「作業環境測定業務」と、第十九条中「この節に定めるもののほか、試験の科目、登録の申請その他試験、講習及び登録（作業環境測定士登録証を含む。）について必要な事項」とあるのは「登録の申請その他登録（作業環境測定機関登録証を含む。）について必要な事項」と読み替えるものとする。

○ 登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）（抄）（附則第十二条関係）【令和八年四月一日又は令和八年十月一日施行】

（傍線部分は改正部分）

改正案			現行					
<p>別表第一 課税範囲、課税標準及び税率の表（第二条、第五条、第九条、第十条、第十三条、第十五条―第十七条、第十七条の三―第十九条、第二十三条、第二十四条、第三十四条―第三十四条の六関係）</p>	登記、登録、特許、免許、許可、認可、認定、指定又は技能証明の事項	課税標準	税率	<p>別表第一 課税範囲、課税標準及び税率の表（第二条、第五条、第九条、第十条、第十三条、第十五条―第十七条、第十七条の三―第十九条、第二十三条、第二十四条、第三十四条―第三十四条の六関係）</p>	登記、登録、特許、免許、許可、認可、認定、指定又は技能証明の事項	課税標準	税率	
	一〇八十二（略）				一〇八十二（略）			
	八十三 労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）の規定による登録				八十三 ボイラー等に係る検査業者の登録又は高压室内作業等に係る登録教習機関の登録若しくは機械等に係る登録製造等検査機関、登録性能検査機関、登録個別検定機関若しくは登録型式検定機関の登録			
<p>(一) 労働安全衛生法第五十四条の三第一項（検査業者）の検査業者の登録</p> <p>(二) (略)</p> <p>(三) 労働安全衛生法第三十七条第三項（登録設計審査等機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）</p> <p>(四) (六) (略)</p>	(略)	(略)	<p>(一) 労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第五十四条の三第一項（検査業者）の検査業者の登録</p> <p>(二) (略)</p> <p>(三) 労働安全衛生法第三十八条第一項（登録製造等検査機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）</p> <p>(四) (六) (略)</p>	登録件数	登録件数	一件につき九万円	一件につき(略)	

八十四の二く百六十 (略)	<p>(一) 作業環境測定法第三十三条第一項（作業環境測定機関）の作業環境測定機関の登録（同法第二条第六号（定義）に規定する第一種作業環境測定士が受ける登録を除く。）</p> <p>(二) (略)</p>	<p>八十四 作業環境測定機関の登録又は作業環境測定士に係る登録講習機関の登録</p>
	(略)	(略)
	(略)	(略)

八十四の二く百六十 (略)	<p>(一) 作業環境測定法第三十三条第一項（作業環境測定機関）の作業環境測定機関の登録（同法第二条第五号（定義）に規定する第一種作業環境測定士が受ける登録を除く。）</p> <p>(二) (略)</p>	<p>八十四 作業環境測定機関の登録又は作業環境測定士に係る登録講習機関の登録</p>
	(略)	登録件数
	(略)	一件につき 九万円

○ 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）（抄）（附則第十三条関係）【令和八年一月一日、令和八年四月一日又は令和八年十月一日施行】

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（労働安全衛生法の適用に関する特例等）</p> <p>第四十五条 労働者がその事業における派遣就業のために派遣されている派遣先の事業に関しては、当該派遣先の事業を行う者もまた当該派遣中の労働者を使用する事業者（労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第二条第三号に規定する事業者をいう。以下この条において同じ。）と、当該派遣中の労働者を当該派遣先の事業を行う者にもまた使用される労働者とみなして、同法第三条第一項、第四条、第十条、第十二条から第十三条（第二項及び第三項を除く。）まで、第十三条の二、第十三条の三、第十八条、第十九条の二、第五十九条第二項、第六十条の二、第六十二条、第六十二条の二、第六十六条の五第一項、第六十九条及び第七十条の規定（これらの規定に係る罰則の規定を含む。）を適用する。この場合において、同法第十条第一項中「第二十五条の二第二項」とあるのは「第二十五条の二第二項（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（以下「労働者派遣法」という。）第四十五条第三項の規定により適用される場合を含む。）」と、「次の業務」とあるのは「次の業務（労働者派遣法第四十四条第一項に規定する派遣中の労働者（以下単に「派遣中の労働者」という。））に關しては、第二号の業務（第五十九条第三項に規定する安全又は衛生のための特別の教育に係るものを除く。）、第三号の業務（第六十六条第一項の規定による健康診断（同条第二項後段の規定による健康診断であつて厚生労働省令で定めるものを含む。）及び当該健康診断に係る同条第四項の規定による健康診断並びにこれらの健康診断に係る同条第五項ただし書の規定による健康診断に係るものに限る。）及</p>	<p>（労働安全衛生法の適用に関する特例等）</p> <p>第四十五条 労働者がその事業における派遣就業のために派遣されている派遣先の事業に関しては、当該派遣先の事業を行う者もまた当該派遣中の労働者を使用する事業者（労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第二条第三号に規定する事業者をいう。以下この条において同じ。）と、当該派遣中の労働者を当該派遣先の事業を行う者にもまた使用される労働者とみなして、同法第三条第一項、第四条、第十条、第十二条から第十三条（第二項及び第三項を除く。）まで、第十三条の二、第十三条の三、第十八条、第十九条の二、第五十九条第二項、第六十条の二、第六十二条、第六十二条の二、第六十六条の五第一項、第六十九条及び第七十条の規定（これらの規定に係る罰則の規定を含む。）を適用する。この場合において、同法第十条第一項中「第二十五条の二第二項」とあるのは「第二十五条の二第二項（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（以下「労働者派遣法」という。）第四十五条第三項の規定により適用される場合を含む。）」と、「次の業務」とあるのは「次の業務（労働者派遣法第四十四条第一項に規定する派遣中の労働者（以下単に「派遣中の労働者」という。））に關しては、第二号の業務（第五十九条第三項に規定する安全又は衛生のための特別の教育に係るものを除く。）、第三号の業務（第六十六条第一項の規定による健康診断（同条第二項後段の規定による健康診断であつて厚生労働省令で定めるものを含む。）及び当該健康診断に係る同条第四項の規定による健康診断並びにこれらの健康診断に係る同条第五項ただし書の規定による健康診断に係るものに限る。）及</p>

び第五号の業務（厚生労働省令で定めるものに限る。）を除く。）を
第十二条第一項及び第十二条の二において「派遣先安全衛生管理
業務」という。）と、同法第十二条第一項及び第十二条の二
「第十条第一項各号の業務」とあるのは「派遣先安全衛生管理業
務」と、「第二十五条の第二項」とあるのは「第二十五条の二
第二項（労働者派遣法第四十五条第三項の規定により適用される
場合を含む。）」と、「同条第一項各号」とあるのは「第二十五
条の第二項各号」と、同法第十三条第一項中「健康管理その他
の厚生労働省令で定める事項（以下」とあるのは「健康管理その
他の厚生労働省令で定める事項（派遣中の労働者に関しては、当
該事項のうち厚生労働省令で定めるものを除く。第四項及び第五
項、次条並びに第十三条の三において」と、同条第四項中「定め
るもの」とあるのは「定めるもの（派遣中の労働者に関しては、
当該情報のうち第一項の厚生労働省令で定めるものに関するもの
を除く。）」と、同法第十八条第一項中「次の事項」とあるのは
「次の事項（派遣中の労働者に関しては、当該事項のうち厚生労
働省令で定めるものを除く。）」とする。

2
(略)

3 労働者³がその事業における派遣就業のために派遣されている派
遣先の事業に関しては、当該派遣先の事業を行う者を当該派遣中
の労働者を使用する事業者と、当該派遣中の労働者を当該派遣先
の事業を行う者に使用される労働者とみなして、労働安全衛生法
第十一条、第十四条から第十五条の三まで、第十七条、第二十二
条から第二十七条まで、第二十八条の二から第三十条の三まで、第
三十一条の三、第三十六条（同法第三十条第一項及び第四項、第
三十条の二第一項及び第四項並びに第三十条の三第一項及び第四
項の規定に係る部分に限る。）、第四十五条（第二項及び第三項
を除く。）、第五十七条の三から第五十八条まで、第五十九条第
三項、第六十条、第六十一条第一項、第六十五条から第六十五
条の五まで、第六十六条第二項前段及び後段（派遣先の事業を行う
者が同項後段の政令で定める業務に従事させたことのある労働者

厚生労働省令で定めるものに限る。）を除く。第十二条第一項及
び第十二条の二において「派遣先安全衛生管理業務」という。）
と、同法第十二条第一項及び第十二条の二中「第十条第一項各
号の業務」とあるのは「派遣先安全衛生管理業務」と、「第二十
五条の第二項」とあるのは「第二十五条の第二項（労働者派
遣法第四十五条第三項の規定により適用される場合を含む。）」
と、「同条第一項各号」とあるのは「第二十五条の第二項各号
」と、同法第十三条第一項中「健康管理その他の厚生労働省令で
定める事項（以下」とあるのは「健康管理その他の厚生労働省令
で定める事項（派遣中の労働者に関しては、当該事項のうち厚生
労働省令で定めるものを除く。第四項及び第五項、次条並びに第
十三条の三において」と、同条第四項中「定めるもの」とあるの
は「定めるもの（派遣中の労働者に関しては、当該情報のうち第
一項の厚生労働省令で定めるものに関するものを除く。）」と、
同法第十八条第一項中「次の事項」とあるのは「次の事項（派遣
中の労働者に関しては、当該事項のうち厚生労働省令で定めるも
のを除く。）」とする。

2
(略)

3 労働者³がその事業における派遣就業のために派遣されている派
遣先の事業に関しては、当該派遣先の事業を行う者を当該派遣中
の労働者を使用する事業者と、当該派遣中の労働者を当該派遣先
の事業を行う者に使用される労働者とみなして、労働安全衛生法
第十一条、第十四条から第十五条の三まで、第十七条、第二十二
条から第二十七条まで、第二十八条の二から第三十条の三まで、第
三十一条の三、第三十六条（同法第三十条第一項及び第四項、第
三十条の二第一項及び第四項並びに第三十条の三第一項及び第四
項の規定に係る部分に限る。）、第四十五条（第二項を除く。）、
第五十七条の三から第五十八条まで、第五十九条第三項、第六
十条、第六十一条第一項、第六十五条から第六十五条の四まで、
第六十六条第二項前段及び後段（派遣先の事業を行う者が同項後
段の政令で定める業務に従事させたことのある労働者（派遣中の

(派遣中の労働者を含む。)に係る部分に限る。以下この条において同じ。)、第三項、第四項(同法第六十六条第二項前段及び後段並びに第三項の規定に係る部分に限る。以下この条において同じ。))並びに第五項(同法第六十六条第二項前段及び後段、第三項並びに第四項の規定に係る部分に限る。以下この条において同じ。)、第六十六条の三(同法第六十六条第二項前段及び後段、第三項、第四項並びに第五項の規定に係る部分に限る。以下この条において同じ。)、第六十六条の四、第六十六条の八の三、第六十八条、第六十八条の二、第七十一条の二、第九章第一節並びに第八十八条から第八十九条の二までの規定並びに当該規定に基づく命令の規定(これらの規定に係る罰則を含む。)を適用する。この場合において、同法第二十九条第一項中「この法律又はこれに基づく命令の規定」とあるのは「この法律若しくはこれに基づく命令の規定(労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(以下「労働者派遣法」という。))第四十五条の規定により適用される場合を含む。))又は同条第十項の規定若しくは同項の規定に基づく命令の規定」と、同条第二項中「この法律又はこれに基づく命令の規定」とあるのは「この法律若しくはこれに基づく命令の規定(労働者派遣法第四十五条の規定により適用される場合を含む。))又は同条第十項の規定若しくは同項の規定に基づく命令の規定」と、同法第三十条第一項第五号及び第八十八条第六項中「この法律又はこれに基づく命令の規定」とあるのは「この法律又はこれに基づく命令の規定(労働者派遣法第四十五条の規定により適用される場合を含む。))」
と、同法第六十六条の四中「第六十六条第一項から第四項まで若しくは第五項ただし書又は第六十六条の二」とあるのは「第六十六条第二項前段若しくは後段(派遣先の事業を行う者が同項後段の政令で定める業務に従事させたことのある労働者(労働者派遣法第四十四条第一項に規定する派遣中の労働者を含む。))に係る部分に限る。以下この条において同じ。)、第三項、第四項(第六十六条第二項前段及び後段並びに第三項の規定に係る部分に限

労働者を含む。))に係る部分に限る。以下この条において同じ。)、第三項、第四項(同法第六十六条第二項前段及び後段並びに第三項の規定に係る部分に限る。以下この条において同じ。))並びに第五項(同法第六十六条第二項前段及び後段、第三項並びに第四項の規定に係る部分に限る。以下この条において同じ。)、第六十六条の三(同法第六十六条第二項前段及び後段、第三項、第四項並びに第五項の規定に係る部分に限る。以下この条において同じ。)、第六十六条の四、第六十六条の八の三、第六十八条、第六十八条の二、第七十一条の二、第九章第一節並びに第八十八条から第八十九条の二までの規定並びに当該規定に基づく命令の規定(これらの規定に係る罰則を含む。)を適用する。この場合において、同法第二十九条第一項中「この法律又はこれに基づく命令の規定」とあるのは「この法律若しくはこれに基づく命令の規定(労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(以下「労働者派遣法」という。))第四十五条の規定により適用される場合を含む。))又は同条第十項の規定若しくは同項の規定に基づく命令の規定」と、同条第二項中「この法律又はこれに基づく命令の規定」とあるのは「この法律若しくはこれに基づく命令の規定(労働者派遣法第四十五条の規定により適用される場合を含む。))又は同条第十項の規定若しくは同項の規定に基づく命令の規定」と、同法第三十条第一項第五号及び第八十八条第六項中「この法律又はこれに基づく命令の規定」とあるのは「この法律又はこれに基づく命令の規定(労働者派遣法第四十五条の規定により適用される場合を含む。))」
と、同法第六十六条の四中「第六十六条第一項から第四項まで若しくは第五項ただし書又は第六十六条の二」とあるのは「第六十六条第二項前段若しくは後段(派遣先の事業を行う者が同項後段の政令で定める業務に従事させたことのある労働者(労働者派遣法第四十四条第一項に規定する派遣中の労働者を含む。))に係る部分に限る。以下この条において同じ。)、第三項、第四項(第六十六条第二項前段及び後段並びに第三項の規定に係る部分に限る。以下こ

る。以下この条において同じ。）又は第五項ただし書（第六十六条第二項前段及び後段、第三項並びに第四項の規定に係る部分に限る。）と、同法第六十六条の八の三中「第六十六条の八第一項」とあるのは「派遣元の事業（労働者派遣法第四十四条第三項に規定する派遣元の事業をいう。）の事業者が、第六十六条の八第一項」とする。

4 前項の規定により派遣中の労働者を使用する事業者とみなされた者に関しては、労働安全衛生法第四十五条第二項中「事業者」とあるのは、「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第四十五条第三項の規定により同法第四十四条第一項に規定する派遣中の労働者を使用する事業者とみなされた者」として、同項及び同条第三項の規定を適用する。

5 その事業に使用する労働者が派遣先の事業における派遣就業のために派遣されている派遣元の事業に関する第三項前段に掲げる規定並びに労働安全衛生法第四十五条第二項及び第三項の規定の適用については、当該派遣元の事業者は当該派遣中の労働者を使用しないものと、当該派遣中の労働者は当該派遣元の事業者の事業者者に使用されないとみなす。

6 派遣元の事業者は、労働者派遣をする場合であつて、第三項の規定によりその事業における当該派遣就業のために派遣される労働者を使用する事業者とみなされることとなる者が当該労働者派遣に係る労働者派遣契約に定める派遣就業の条件に従つて当該労働者派遣に係る派遣労働者を労働させたならば、同項の規定により適用される労働安全衛生法第五十九条第三項、第六十一条第一項、第六十五条の五又は第六十八条の規定（次項において単に「労働安全衛生法の規定」という。）に抵触することとなるときにおいては、当該労働者派遣をしてはならない。

7
7
14
(略)

15 前各項の規定による労働安全衛生法の特例については、同法第九条中「事業者」とあるのは「事業を行う者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（

の条において同じ。）又は第五項ただし書（第六十六条第二項前段及び後段、第三項並びに第四項の規定に係る部分に限る。）と、同法第六十六条の八の三中「第六十六条の八第一項」とあるのは「派遣元の事業（労働者派遣法第四十四条第三項に規定する派遣元の事業をいう。）の事業者が、第六十六条の八第一項」とする。

4 前項の規定により派遣中の労働者を使用する事業者とみなされた者に関しては、労働安全衛生法第四十五条第二項中「事業者」とあるのは、「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第四十五条第三項の規定により同法第四十四条第一項に規定する派遣中の労働者を使用する事業者とみなされた者」として、同項の規定を適用する。

5 その事業に使用する労働者が派遣先の事業における派遣就業のために派遣されている派遣元の事業に関する第三項前段に掲げる規定及び労働安全衛生法第四十五条第二項の規定の適用については、当該派遣元の事業者は当該派遣中の労働者を使用しないものと、当該派遣中の労働者は当該派遣元の事業者の事業者者に使用されないとみなす。

6 派遣元の事業者は、労働者派遣をする場合であつて、第三項の規定によりその事業における当該派遣就業のために派遣される労働者を使用する事業者とみなされることとなる者が当該労働者派遣に係る労働者派遣契約に定める派遣就業の条件に従つて当該労働者派遣に係る派遣労働者を労働させたならば、同項の規定により適用される労働安全衛生法第五十九条第三項、第六十一条第一項、第六十五条の四又は第六十八条の規定（次項において単に「労働安全衛生法の規定」という。）に抵触することとなるときにおいては、当該労働者派遣をしてはならない。

7
7
14
(略)

15 前各項の規定による労働安全衛生法の特例については、同法第九条中「事業者」とあるのは「事業者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（以下「労働

以下「労働者派遣法」という。）第四十四条第一項に規定する派遣先の事業を行う者（以下「派遣先の事業者」という。）を含む。）と、同法第二十八条第四項、第三十二条第一項から第三項まで、第六十三条、第六十六条の五第三項、第七十条の二第二項、第七十一条の三第二項、第七十一条の四、第九十三条第二項及び第三項、第九十七条第二項、第九十八条第一項、第九十九条の二第一項及び第二項、第百条から第百二条まで、第百三条第一項、第百四条第一項、第二項及び第四項、第百六条第一項並びに第百八条の二第三項中「事業者」とあるのは「事業者（派遣先の事業者を含む。）」と、同法第三十三条第一項、第三十四条及び第九十九条第一項中「事業を行う者」とあるのは「事業を行う者（派遣先の事業者を含む。）」と、同法第三十二条第四項中「請負人」とあるのは「請負人（派遣先の事業者を含む。）」と、同法第三十一条第一項中「（労働者）」とあるのは「（労働者（労働者派遣法第四十四条第一項に規定する派遣中の労働者（以下単に「派遣中の労働者」という。）を含む。以下この項において同じ。））」と、同法第三十一条の二中「労働者」とあるのは「労働者（派遣中の労働者を含む。）」と、同法第三十一条の四、第三十二条第四項、第六項及び第七項並びに第九十九条第二項中「作業従事者」とあるのは「作業従事者（派遣中の労働者を含む。）」と、同法第三十一条の四及び第九十七条第一項中「この法律又はこれに基づく命令の規定」とあるのは「この法律若しくはこれに基づく命令の規定（労働者派遣法第四十五条の規定により適用される場合を含む。）又は同条第六項、第十項若しくは第十一項の規定若しくはこれらの規定に基づく命令の規定」と、同法第九十条、第九十一条第一項及び第百条中「この法律」とあるのは「この法律及び労働者派遣法第四十五条の規定」と、同法第九十二条中「この法律の規定に違反する罪」とあるのは「この法律の規定（労働者派遣法第四十五条の規定に違反する罪（同条第七項の規定により適用される場合を含む。））」と、同法第九十二条中「この法律の規定に違反する罪」とあるのは「この法律の規定（労働者派遣法第四十五条の規定に違反する罪（同条第七項の規定により適用される場合を含む。））」並びに労働者派遣法第四十二条の罪を含む。）並びに労働者派遣法第四十五条第十二項及び

者派遣法」という。）第四十四条第一項に規定する派遣先の事業を行う者（以下「派遣先の事業者」という。）を含む。以下この条において同じ。）と、同法第二十八条第四項、第三十二条第一項から第四項まで、第三十三条第一項、第三十四条、第六十三条、第六十六条の五第三項、第七十条の二第二項、第七十一条の三第二項、第七十一条の四、第九十三条第二項及び第三項、第九十七条第二項、第九十八条第一項、第九十九条第一項、第九十九条の二第一項及び第二項、第百条から第百二条まで、第百三条第一項、第百四条第一項、第二項及び第四項、第百六条第一項並びに第百八条の二第三項中「事業者」とあるのは「事業者（派遣先の事業者を含む。）」と、同法第三十一条第一項中「労働者」とあるのは「労働者（労働者派遣法第四十四条第一項に規定する派遣中の労働者（以下単に「派遣中の労働者」という。）を含む。）」と、同法第三十一条の二、第三十一条の四並びに第三十二条第四項、第六項及び第七項中「労働者」とあるのは「労働者（派遣中の労働者を含む。）」と、同法第三十一条の四及び第九十七条第一項中「この法律又はこれに基づく命令の規定」とあるのは「この法律若しくはこれに基づく命令の規定（労働者派遣法第四十五条の規定により適用される場合を含む。）又は同条第六項、第十項若しくは第十一項の規定若しくはこれらの規定に基づく命令の規定」と、同法第九十条、第九十一条第一項及び第百条中「この法律」とあるのは「この法律及び労働者派遣法第四十五条の規定」と、同法第九十二条中「この法律の規定に違反する罪」とあるのは「この法律の規定（労働者派遣法第四十五条の規定に違反する罪（同条第七項の規定により適用される場合を含む。））」に違反する罪（同条第七項の規定による第百十九条及び第百二十二条の罪を含む。）並びに労働者派遣法第四十五条第十二項及び第十三項の罪」と、同法第九十八条第一項中「第三十四条の規定」とあるのは「第三十四条の規定（労働者派遣法第四十五条の規定により適用される場合を含む。））」と、同法第一百一条第一項中「この法律」とあるのは「この法律（労働者派遣法第四十五条の規定を含む。）」と、同法第

第十三項の罪」と、同法第九十八条第一項中「第三十四条の規定」とあるのは「第三十四条の規定（労働者派遣法第四十五条の規定により適用される場合を含む。）」と、同法第一百一条第一項中「この法律」とあるのは「この法律（労働者派遣法第四十五条の規定を含む。）」と、同法第一百三十三条第一項中「この法律又はこれに基づく命令の規定（第五十七条の二第四項及びこれに基づく命令の規定を除く。）」とあるのは「この法律又はこれに基づく命令の規定（第五十七条の二第四項及びこれに基づく命令の規定を除く。）」（労働者派遣法第四十五条の規定により適用される場合を含む。）」と、同法第四百四条第一項中「この法律又はこれに基づく命令の規定」とあるのは「この法律若しくはこれに基づく命令の規定（労働者派遣法第四十五条の規定により適用される場合を含む。）」又は同法第十項若しくは第十一項の規定若しくはこれらの規定に基づく命令の規定」と、同法第一百五十五条第一項中「（第二章の規定を除く。）及び労働者派遣法第四十五条の規定」として、これらの規定（これらの規定に係る罰則の規定を含む。）を適用する。

16
・ 17 (略)

(作業環境測定法の適用の特例)

第四十七条 第四十五条第三項の規定により派遣中の労働者を使用する事業者とみなされた者は、作業環境測定法（昭和五十年法律第二十八号）第二条第一号に規定する事業者に含まれるものとして、同法第一章、第八条第二項（同法第三十四条第二項において準用する場合を含む。）、第四章及び第五章の規定を適用する。この場合において、同法第三条第一項中「第三項まで」とあるのは、「第三項まで（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第四十五条第三項の規定により適用される場合を含む。）」とする。

2
・ 3 (略)

百三条第一項中「この法律又はこれに基づく命令の規定」とあるのは「この法律又はこれに基づく命令の規定（労働者派遣法第四十五条の規定により適用される場合を含む。）」と、同法第四百四条第一項中「この法律又はこれに基づく命令の規定」とあるのは「この法律若しくはこれに基づく命令の規定（労働者派遣法第四十五条の規定により適用される場合を含む。）」又は同法第十項若しくは第十一項の規定若しくはこれらの規定に基づく命令の規定」と、同法第一百五十五条第一項中「（第二章の規定を除く。）」とあるのは「（第二章の規定を除く。）及び労働者派遣法第四十五条の規定」として、これらの規定（これらの規定に係る罰則の規定を含む。）を適用する。

16
・ 17 (略)

(作業環境測定法の適用の特例)

第四十七条 第四十五条第三項の規定により派遣中の労働者を使用する事業者とみなされた者は、作業環境測定法（昭和五十年法律第二十八号）第二条第一号に規定する事業者に含まれるものとして、同法第一章、第八条第二項（同法第三十四条第二項において準用する場合を含む。）、第四章及び第五章の規定を適用する。この場合において、同法第三条第一項中「労働安全衛生法第六十五条第一項」とあるのは、「労働安全衛生法第六十五条第一項（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第四十五条第三項の規定により適用される場合を含む。）」とする。

2
・ 3 (略)



○ 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）（抄）（附則第十四条関係）【令和九年一月一日又は令和九年四月一日施行】

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（労働安全衛生法の適用に関する特例等）</p> <p>第四十五条 労働者がその事業における派遣就業のために派遣されている派遣先の事業に関しては、当該派遣先の事業を行う者もまた当該派遣中の労働者を使用する事業者（労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第二条第三号に規定する事業者をいう。以下この条において同じ。）と、当該派遣中の労働者を当該派遣先の事業を行う者にもまた使用される労働者とみなして、同法第三条第一項、第四条、第十条、第十二条から第十三条（第二項及び第三項を除く。）まで、第十三条の二、第十三条の三、第十八条、第十九条の二、第五十九条第二項、第六十条の二（第二項を除く。）、第六十二条、第六十二条の二、第六十六条の五第一項、第六十九条及び第七十条の規定（これらの規定に係る罰則の規定を含む。）を適用する。この場合において、同法第十条第一項中「第二十五条の二第二項」とあるのは「第二十五条の二第二項（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（以下「労働者派遣法」という。）第四十五条第三項の規定により適用される場合を含む。）」と、「次の業務」とあるのは「次の業務（労働者派遣法第四十四条第一項に規定する派遣中の労働者（以下単に「派遣中の労働者」という。）に関しては、第二号の業務（第五十九条第三項に規定する安全又は衛生のための特別の教育に係るものを除く。）、第三号の業務（第十六条第一項の規定による健康診断（同条第二項後段の規定による健康診断であつて厚生労働省令で定めるものを含む。）及び当該健康診断に係る同条第四項の規定による健康診断並びにこれらの健康診断に係る同条第五項ただし書の規定による健康診断に係る</p>	<p>（労働安全衛生法の適用に関する特例等）</p> <p>第四十五条 労働者がその事業における派遣就業のために派遣されている派遣先の事業に関しては、当該派遣先の事業を行う者もまた当該派遣中の労働者を使用する事業者（労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第二条第三号に規定する事業者をいう。以下この条において同じ。）と、当該派遣中の労働者を当該派遣先の事業を行う者にもまた使用される労働者とみなして、同法第三条第一項、第四条、第十条、第十二条から第十三条（第二項及び第三項を除く。）まで、第十三条の二、第十三条の三、第十八条、第十九条の二、第五十九条第二項、第六十条の二、第六十二条、第六十二条の二、第六十六条の五第一項、第六十九条及び第七十条の規定（これらの規定に係る罰則の規定を含む。）を適用する。この場合において、同法第十条第一項中「第二十五条の二第二項」とあるのは「第二十五条の二第二項（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（以下「労働者派遣法」という。）第四十五条第三項の規定により適用される場合を含む。）」と、「次の業務」とあるのは「次の業務（労働者派遣法第四十四条第一項に規定する派遣中の労働者（以下単に「派遣中の労働者」という。）に関しては、第二号の業務（第五十九条第三項に規定する安全又は衛生のための特別の教育に係るものを除く。）、第三号の業務（第六十六条第一項の規定による健康診断（同条第二項後段の規定による健康診断であつて厚生労働省令で定めるものを含む。）及び当該健康診断に係る同条第四項の規定による健康診断並びにこれらの健康診断に係る同条第五項ただし書の規定による健康診断に係るものに限る。）及</p>

るものに限る。)及び第五号の業務(厚生労働省令で定めるものに限る。)を除く。第十二条第一項及び第十二条の二において「派遣先安全衛生管理業務」という。)と、同法第十二条第一項及び第十二条の二中「第十条第一項各号の業務」とあるのは「派遣先安全衛生管理業務」と、「第二十五条の二第二項」とあるのは「第二十五条の二第二項(労働者派遣法第四十五条第三項の規定により適用される場合を含む。)」と、「同条第一項各号」とあるのは「第二十五条の二第一項各号」と、同法第十三条第一項中「健康管理その他の厚生労働省令で定める事項(以下」とあるのは「健康管理その他の厚生労働省令で定める事項(派遣中の労働者に関しては、当該事項のうち厚生労働省令で定めるものを除く。第四項及び第五項、次条並びに第十三条の三において」と、同条第四項中「定めるもの」とあるのは「定めるもの(派遣中の労働者に関しては、当該情報のうち第一項の厚生労働省令で定めるものに関するものを除く。)」と、同法第十八条第一項中「次の事項」とあるのは「次の事項(派遣中の労働者に関しては、当該事項のうち厚生労働省令で定めるものを除く。)」とする。

2
(略)

3 労働者がその事業における派遣就業のために派遣されている派遣先の事業に関しては、当該派遣先の事業を行う者を当該派遣中の労働者を使用する事業者と、当該派遣中の労働者を当該派遣先の事業を行う者に使用される労働者とみなして、労働安全衛生法第十一条、第十四条から第十五条の三まで、第十七条、第二十条から第二十七条まで、第二十八条の二から第三十条の四まで、第三十一条の三、第三十六条(同法第三十条第一項及び第四項、第三十条の二第一項及び第四項、第三十条の三第一項及び第四項並びに第三十条の四第一項の規定に係る部分に限る。)、第四十五条(第二項から第四項までを除く。)、第五十七条の三から第五十八条まで、第五十九条第三項、第六十条、第六十一条第一項、第六十五条から第六十五条の五まで、第六十六条第二項前段及び後段(派遣先の事業を行う者が同項後段の政令で定める業務に従

び第五号の業務(厚生労働省令で定めるものに限る。)を除く。第十二条第一項及び第十二条の二において「派遣先安全衛生管理業務」という。)と、同法第十二条第一項及び第十二条の二中「第十条第一項各号の業務」とあるのは「派遣先安全衛生管理業務」と、「第二十五条の二第二項」とあるのは「第二十五条の二第二項(労働者派遣法第四十五条第三項の規定により適用される場合を含む。)」と、「同条第一項各号」とあるのは「第二十五条の二第一項各号」と、同法第十三条第一項中「健康管理その他の厚生労働省令で定める事項(以下」とあるのは「健康管理その他の厚生労働省令で定める事項(派遣中の労働者に関しては、当該事項のうち厚生労働省令で定めるものを除く。第四項及び第五項、次条並びに第十三条の三において」と、同条第四項中「定めるもの」とあるのは「定めるもの(派遣中の労働者に関しては、当該情報のうち第一項の厚生労働省令で定めるものに関するものを除く。)」と、同法第十八条第一項中「次の事項」とあるのは「次の事項(派遣中の労働者に関しては、当該事項のうち厚生労働省令で定めるものを除く。)」とする。

2
(略)

3 労働者がその事業における派遣就業のために派遣されている派遣先の事業に関しては、当該派遣先の事業を行う者を当該派遣中の労働者を使用する事業者と、当該派遣中の労働者を当該派遣先の事業を行う者に使用される労働者とみなして、労働安全衛生法第十一条、第十四条から第十五条の三まで、第十七条、第二十条から第二十七条まで、第二十八条の二から第三十条の四まで、第三十一条の三、第三十六条(同法第三十条第一項及び第四項、第三十条の二第一項及び第四項並びに第三十条の三第一項及び第四項の規定に係る部分に限る。)、第四十五条(第二項及び第三項を除く。)、第五十七条の三から第五十八条まで、第五十九条第三項、第六十条、第六十一条第一項、第六十五条から第六十五条の五まで、第六十六条第二項前段及び後段(派遣先の事業を行う者が同項後段の政令で定める業務に従事させたことのある労働者

事させたことのある労働者（派遣中の労働者を含む。）に係る部分に限る。以下この条において同じ。）第三項、第四項（同法第六十六条第二項前段及び後段並びに第三項の規定に係る部分に限る。以下この条において同じ。）並びに第五項（同法第六十六条第二項前段及び後段、第三項並びに第四項の規定に係る部分に限る。以下この条において同じ。）第六十六条の三（同法第六十六条第二項前段及び後段、第三項、第四項並びに第五項の規定に係る部分に限る。以下この条において同じ。）第六十六条の四、第六十六条の八の三、第六十八条、第六十八条の二、第七十一条の二、第九章第一節並びに第八十八条から第八十九条の二までの規定並びに当該規定に基づく命令の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）を適用する。この場合において、同法第二十九条第一項中「この法律又はこれに基づく命令の規定」とあるのは「この法律若しくはこれに基づく命令の規定（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（以下「労働者派遣法」という。）第四十五条の規定により適用される場合を含む。）又は同条第十項の規定若しくは同項の規定に基づく命令の規定」と、同条第二項中「この法律又はこれに基づく命令の規定」とあるのは「この法律若しくはこれに基づく命令の規定（労働者派遣法第四十五条の規定により適用される場合を含む。）又は同条第十項の規定若しくは同項の規定に基づく命令の規定」と、同法第三十条第一項第五号及び第八十八条第六項中「この法律又はこれに基づく命令の規定」とあるのは「この法律又はこれに基づく命令の規定（労働者派遣法第四十五条の規定により適用される場合を含む。）」と、同法第三十条の四第二項中「第三十条の二第一項に」とあるのは「第三十条の二第一項（これらの規定が労働者派遣法第四十五条の規定により適用される場合を含む。）に」と、同法第六十六条の四中「第六十六条第一項から第四項まで若しくは第五項ただし書又は第六十六条の二」とあるのは「第六十六条第二項前段若しくは後段（派遣先の事業を行う者が同項後段の政令で定める業務に従事させたことのある労働者（

派遣中の労働者を含む。）に係る部分に限る。以下この条において同じ。）第三項、第四項（同法第六十六条第二項前段及び後段並びに第三項の規定に係る部分に限る。以下この条において同じ。）並びに第五項（同法第六十六条第二項前段及び後段、第三項並びに第四項の規定に係る部分に限る。以下この条において同じ。）第六十六条の三（同法第六十六条第二項前段及び後段、第三項、第四項並びに第五項の規定に係る部分に限る。以下この条において同じ。）第六十六条の四、第六十六条の八の三、第六十八条、第六十八条の二、第七十一条の二、第九章第一節並びに第八十八条から第八十九条の二までの規定並びに当該規定に基づく命令の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）を適用する。この場合において、同法第二十九条第一項中「この法律又はこれに基づく命令の規定」とあるのは「この法律若しくはこれに基づく命令の規定（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（以下「労働者派遣法」という。）第四十五条の規定により適用される場合を含む。）又は同条第十項の規定若しくは同項の規定に基づく命令の規定」と、同条第二項中「この法律又はこれに基づく命令の規定」とあるのは「この法律若しくはこれに基づく命令の規定（労働者派遣法第四十五条の規定により適用される場合を含む。）又は同条第十項の規定若しくは同項の規定に基づく命令の規定」と、同法第三十条第一項第五号及び第八十八条第六項中「この法律又はこれに基づく命令の規定」とあるのは「この法律又はこれに基づく命令の規定（労働者派遣法第四十五条の規定により適用される場合を含む。）」と、同法第六十六条の四中「第六十六条第一項から第四項まで若しくは第五項ただし書又は第六十六条の二」とあるのは「第六十六条第二項前段若しくは後段（派遣先の事業を行う者が同項後段の政令で定める業務に従事させたことのある労働者（労働者派遣法第四十四条第一項に規定する派遣中の労働者を含む。）に係る部分に限る。以下この条において同じ。）第三項、第四項（第六十六条第二項前段及び後段並びに第三項の規定に係る部分に限

労働者派遣法第四十四条第一項に規定する派遣中の労働者を含む。
。に係る部分に限る。以下この条において同じ。）、第三項、
第四項（第六十六条第二項前段及び後段並びに第三項の規定に係
る部分に限る。以下この条において同じ。）又は第五項ただし書
（第六十六条第二項前段及び後段、第三項並びに第四項の規定に
係る部分に限る。）」と、同法第六十六条の八の三中「第六十六
条の八第一項」とあるのは「派遣元の事業（労働者派遣法第四十
四条第三項に規定する派遣元の事業をいう。）の事業者が、第六
十六条の八第一項」とする。

4 前項の規定により派遣中の労働者を使用する事業者とみなされ
た者に関しては、労働安全衛生法第四十五条第三項第一号中「事
業者」とあるのは、「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派
遣労働者の保護等に関する法律第四十五条第三項の規定により同
法第四十四条第一項に規定する派遣中の労働者を使用する事業者
とみなされた者」として、同項及び同条第四項の規定を適用する
。

5 その事業に使用する労働者が派遣先の事業における派遣就業の
ために派遣されている派遣元の事業に関する第三項前段に掲げる
規定並びに労働安全衛生法第四十五条第三項及び第四項の規定の
適用については、当該派遣元の事業の事業者は当該派遣中の労働
者を使用しないものと、当該派遣中の労働者は当該派遣元の事業
の事業者を使用されないものとみなす。

6 14 (略)

15 前各項の規定による労働安全衛生法の特例については、同法第
九条中「事業を行う者」とあるのは「事業を行う者（労働者派遣
事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（
以下「労働者派遣法」という。）第四十四条第一項に規定する派
遣先の事業を行う者（以下「派遣先の事業者」という。）を含む
。）」と、同法第二十八条第四項、第三十二条第一項から第三項
まで、第六十三条、第六十六条の五第三項、第七十条の二第二項
、第七十一条の三第二項、第七十一条の四、第九十三条第二項及

る。以下この条において同じ。）又は第五項ただし書（第六十六
条第二項前段及び後段、第三項並びに第四項の規定に係る部分に
限る。）」と、同法第六十六条の八の三中「第六十六条の八第一
項」とあるのは「派遣元の事業（労働者派遣法第四十四条第三項
に規定する派遣元の事業をいう。）の事業者が、第六十六条の八
第一項」とする。

4 前項の規定により派遣中の労働者を使用する事業者とみなされ
た者に関しては、労働安全衛生法第四十五条第二項中「事業者」
とあるのは、「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働
者の保護等に関する法律第四十五条第三項の規定により同法第四
十四条第一項に規定する派遣中の労働者を使用する事業者とみな
された者」として、同項及び同条第三項の規定を適用する。

5 その事業に使用する労働者が派遣先の事業における派遣就業の
ために派遣されている派遣元の事業に関する第三項前段に掲げる
規定並びに労働安全衛生法第四十五条第二項及び第三項の規定の
適用については、当該派遣元の事業の事業者は当該派遣中の労働
者を使用しないものと、当該派遣中の労働者は当該派遣元の事業
の事業者を使用されないものとみなす。

6 14 (略)

15 前各項の規定による労働安全衛生法の特例については、同法第
九条中「事業を行う者」とあるのは「事業を行う者（労働者派遣
事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（
以下「労働者派遣法」という。）第四十四条第一項に規定する派
遣先の事業を行う者（以下「派遣先の事業者」という。）を含む
。）」と、同法第二十八条第四項、第三十二条第一項から第三項
まで、第六十三条、第六十六条の五第三項、第七十条の二第二項
、第七十一条の三第二項、第七十一条の四、第九十三条第二項及

び第三項、第九十七條第二項、第九十八條第一項、第九十九條の二第一項及び第二項、第百條、第百一條、第百二條、第百三條第一項、第百四條第一項、第二項及び第四項、第百六條第一項並びに第百八條の二第三項中「事業者」とあるのは「事業者（派遣先の事業者を含む。）」と、同法第三十二條第四項中「作業場所管理事業者」とあるのは「作業場所管理事業者（派遣先の事業者を含む。）」と、同法第三十三條第一項、第三十四條及び第九十九條第一項中「事業を行う者」とあるのは「事業を行う者（派遣先の事業者を含む。）」と、同法第三十二條第五項中「請負人」とあるのは「請負人（派遣先の事業者を含む。）」と、同法第三十一條第一項中「（労働者）」とあるのは「（労働者（労働者派遣法第四十四條第一項に規定する派遣中の労働者（以下単に「派遣中の労働者」という。）を含む。以下この項において同じ。）」と、同法第三十一條の二中「労働者」とあるのは「労働者（派遣中の労働者を含む。）」と、同法第三十一條の四、第三十二條第五項、第七項及び第八項並びに第九十九條第二項中「作業従事者」とあるのは「作業従事者（派遣中の労働者を含む。）」と、同法第三十一條の四及び第九十七條第一項中「この法律又はこれに基づく命令の規定」とあるのは「この法律若しくはこれに基づく命令の規定（労働者派遣法第四十五條の規定により適用される場合を含む。）」又は同法第六項、第十項若しくは第十一項の規定若しくはこれらの規定に基づく命令の規定」と、同法第九十條、第九十一條第一項及び第百條中「この法律」とあるのは「この法律及び労働者派遣法第四十五條の規定」と、同法第九十二條中「この法律の規定に違反する罪」とあるのは「この法律の規定（労働者派遣法第四十五條の規定により適用される場合を含む。）」に違反する罪（同法第七項の規定による第百十九條及び第百二十二條の罪を含む。）」並びに労働者派遣法第四十五條第十二項及び第十三項の罪」と、同法第九十八條第一項中「第三十四條の規定」とあるのは「第三十四條の規定（労働者派遣法第四十五條の規定により適用される場合を含む。）」と、同法第百一條第一項中「この

び第三項、第九十七條第二項、第九十八條第一項、第九十九條の二第一項及び第二項、第百條から第百二條まで、第百三條第一項、第百四條第一項、第二項及び第四項、第百六條第一項並びに第百八條の二第三項中「事業者」とあるのは「事業者（派遣先の事業者を含む。）」と、同法第三十三條第一項、第三十四條及び第九十九條第一項中「事業を行う者」とあるのは「事業を行う者（派遣先の事業者を含む。）」と、同法第三十二條第四項中「請負人」とあるのは「請負人（派遣先の事業者を含む。）」と、同法第三十一條第一項中「（労働者）」とあるのは「（労働者（労働者派遣法第四十四條第一項に規定する派遣中の労働者（以下単に「派遣中の労働者」という。）を含む。以下この項において同じ。）」と、同法第三十一條の二中「労働者」とあるのは「労働者（派遣中の労働者を含む。）」と、同法第三十一條の四、第三十二條第四項、第六項及び第七項並びに第九十九條第二項中「作業従事者」とあるのは「作業従事者（派遣中の労働者を含む。）」と、同法第三十一條の四及び第九十七條第一項中「この法律又はこれに基づく命令の規定」とあるのは「この法律若しくはこれに基づく命令の規定（労働者派遣法第四十五條の規定により適用される場合を含む。）」又は同法第六項、第十項若しくは第十一項の規定若しくはこれらの規定に基づく命令の規定」と、同法第九十條、第九十一條第一項及び第百條中「この法律」とあるのは「この法律及び労働者派遣法第四十五條の規定」と、同法第九十二條中「この法律の規定に違反する罪」とあるのは「この法律の規定（労働者派遣法第四十五條の規定により適用される場合を含む。）」に違反する罪（同法第七項の規定による第百十九條及び第百二十二條の罪を含む。）」並びに労働者派遣法第四十五條第十二項及び第十三項の罪」と、同法第九十八條第一項中「第三十四條の規定」とあるのは「第三十四條の規定（労働者派遣法第四十五條の規定により適用される場合を含む。）」と、同法第百一條第一項中「この法律」とあるのは「この法律（労働者派遣法第四十五條の規定を含む。）」と、同法第百三條第一項中「この法律又はこれ

法律」とあるのは「この法律（労働者派遣法第四十五条の規定を含む。）」と、同法第百三条第一項中「この法律又はこれに基づく命令の規定（第五十七条の二第四項及びこれに基づく命令の規定を除く。）」とあるのは「この法律又はこれに基づく命令の規定（第五十七条の二第四項及びこれに基づく命令の規定を除く。）」（労働者派遣法第四十五条の規定により適用される場合を含む。）と、同法第百四条第一項中「この法律又はこれに基づく命令の規定」とあるのは「この法律若しくはこれに基づく命令の規定（労働者派遣法第四十五条の規定により適用される場合を含む。）又は同条第十項若しくは第十一項の規定若しくはこれらの規定に基づく命令の規定」と、同法第百十五條第一項中「（第二章の規定を除く。）」とあるのは「（第二章の規定を除く。）及び労働者派遣法第四十五条の規定」として、これらの規定（これらの規定に係る罰則の規定を含む。）を適用する。

16

第一項から第五項まで、第七項から第九項まで及び前項の規定により適用される労働安全衛生法若しくは同法に基づく命令の規定又は第六項、第十項若しくは第十一項の規定若しくはこれらの規定に基づく命令の規定に違反した者に関する同法の規定の適用については、同法第四十六条第二項第一号中「この法律又はこれに基づく命令の規定」とあるのは「この法律若しくはこれに基づく命令の規定（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（以下「労働者派遣法」という。）第四十五条の規定により適用される場合を含む。）又は同条第六項、第十項若しくは第十一項の規定若しくはこれらの規定に基づく命令の規定」と、同法第五十四条の三第二項第一号中「第四十五条第一項から第三項までの規定若しくはこれらの規定に基づく命令」とあるのは「第四十五条第一項から第三項までの規定若しくはこれらの規定に基づく命令の規定（労働者派遣法第四十五条第三項及び第四項の規定により適用される場合を含む。）」と、同法第五十六条第六項中「この法律若しくはこれに基づく命令の規定又はこれらの規定に基づく処分」とあるのは「この法律若しくは

に基づく命令の規定（第五十七条の二第四項及びこれに基づく命令の規定を除く。）」とあるのは「この法律又はこれに基づく命令の規定（第五十七条の二第四項及びこれに基づく命令の規定を除く。）」（労働者派遣法第四十五条の規定により適用される場合を含む。）と、同法第百四条第一項中「この法律又はこれに基づく命令の規定」とあるのは「この法律若しくはこれに基づく命令の規定（労働者派遣法第四十五条の規定により適用される場合を含む。）又は同条第十項若しくは第十一項の規定若しくはこれらの規定に基づく命令の規定」と、同法第百十五條第一項中「（第二章の規定を除く。）」とあるのは「（第二章の規定を除く。）及び労働者派遣法第四十五条の規定」として、これらの規定（これらの規定に係る罰則の規定を含む。）を適用する。

16

第一項から第五項まで、第七項から第九項まで及び前項の規定により適用される労働安全衛生法若しくは同法に基づく命令の規定又は第六項、第十項若しくは第十一項の規定若しくはこれらの規定に基づく命令の規定に違反した者に関する同法の規定の適用については、同法第四十六条第二項第一号中「この法律又はこれに基づく命令の規定」とあるのは「この法律若しくはこれに基づく命令の規定（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（以下「労働者派遣法」という。）第四十五条の規定により適用される場合を含む。）又は同条第六項、第十項若しくは第十一項の規定若しくはこれらの規定に基づく命令の規定」と、同法第五十四条の三第二項第一号中「第四十五条第一項から第三項までの規定若しくはこれらの規定に基づく命令」とあるのは「第四十五条第一項若しくは第二項の規定若しくはこれらの規定に基づく命令」とあるのは「第四十五条第一項若しくは第二項の規定若しくはこれらの規定に基づく命令の規定（労働者派遣法第四十五条第三項及び第四項の規定により適用される場合を含む。）」と、同法第五十六条第六項中「この法律若しくはこれに基づく命令の規定又はこれらの規定に基づく処分」とあるのは「この法律若しくは

これに基づく命令の規定（労働者派遣法第四十五条の規定により適用される場合を含む。）、これらの規定に基づく処分又は同条第六項、第十項若しくは第十一項の規定若しくはこれらの規定に基づく命令の規定」と、同法第七十四条第二項第二号、第七十五条の三第二項第三号（同法第八十三条の三及び第八十五条の三において準用する場合を含む。）、第八十四条第二項第二号及び第九十九条の三第一項中「この法律又はこれに基づく命令の規定」とあるのは「この法律若しくはこれに基づく命令の規定（労働者派遣法第四十五条の規定により適用される場合を含む。）又は同条第六項、第十項若しくは第十一項の規定若しくはこれらの規定に基づく命令の規定」と、同法第七十五条の四第二項（同法第八十三条の三及び第八十五条の三において準用する場合を含む。）及び第七十五条の五第四項（同法第八十三条の三において準用する場合を含む。）中「この法律（これに基づく命令又は処分を含む。）」とあるのは「この法律若しくはこれに基づく命令の規定（労働者派遣法第四十五条の規定により適用される場合を含む。）、これらの規定に基づく処分、同条第六項、第十項若しくは第十一項の規定若しくはこれらの規定に基づく命令の規定」と、同法第八十四条第二項第三号中「この法律及びこれに基づく命令」とあるのは「この法律及びこれに基づく命令（労働者派遣法第四十五条の規定により適用される場合を含む。）並びに労働者派遣法（同条第六項、第十項及び第十一項の規定に限る。）及びこれに基づく命令」とする。

17
(略)

これに基づく命令の規定（労働者派遣法第四十五条の規定により適用される場合を含む。）、これらの規定に基づく処分又は同条第六項、第十項若しくは第十一項の規定若しくはこれらの規定に基づく命令の規定」と、同法第七十四条第二項第二号、第七十五条の三第二項第三号（同法第八十三条の三及び第八十五条の三において準用する場合を含む。）、第八十四条第二項第二号及び第九十九条の三第一項中「この法律又はこれに基づく命令の規定」とあるのは「この法律若しくはこれに基づく命令の規定（労働者派遣法第四十五条の規定により適用される場合を含む。）又は同条第六項、第十項若しくは第十一項の規定若しくはこれらの規定に基づく命令の規定」と、同法第七十五条の四第二項（同法第八十三条の三及び第八十五条の三において準用する場合を含む。）及び第七十五条の五第四項（同法第八十三条の三において準用する場合を含む。）中「この法律（これに基づく命令又は処分を含む。）」とあるのは「この法律若しくはこれに基づく命令の規定（労働者派遣法第四十五条の規定により適用される場合を含む。）、これらの規定に基づく処分、同条第六項、第十項若しくは第十一項の規定若しくはこれらの規定に基づく命令の規定」と、同法第八十四条第二項第三号中「この法律及びこれに基づく命令」とあるのは「この法律及びこれに基づく命令（労働者派遣法第四十五条の規定により適用される場合を含む。）並びに労働者派遣法（同条第六項、第十項及び第十一項の規定に限る。）及びこれに基づく命令」とする。

17
(略)

労働安全衛生法及び作業環境測定法 改正の主なポイントについて

令和8(2026)年1月1日から段階的に施行※されます

※一部は公布日(令和7年5月14日)に施行済み

多様な人材が安全に、かつ安心して働き続けられる職場環境の整備を推進するため、個人事業者等に対する安全衛生対策の推進や、職場のメンタルヘルス対策の推進などの措置を行う改正を行いました。

1 個人事業者等の安全衛生対策の推進

労働者と同じ場所で働く個人事業者等を労働安全衛生法による保護の対象及び義務の主体として位置づけ、注文者等や個人事業者等自身が講ずべき各種措置を定めました。

(1) 注文者等の配慮

R7.5.14 施行

労働安全衛生法第3条第3項に規定されている注文者などへの注文時の施工方法や工期などに対する配慮規定について、今回の法改正により、こうした規定が建設工事以外の注文者にも広く適用されることを明確化しました。

(2) 混在作業場所における元方事業者等への措置義務対象の拡大

R8.4.1 施行

(特定)元方事業者が混在作業場所において、自社及び関係請負人等に雇用されている労働者の災害防止のために講ずべき必要な指導や連絡調整等の措置について、その対象が当該労働者から個人事業者等を含む作業従事者に拡大されました。

また、政令で定められた機械等または建築物を他の事業者に貸与する者が災害防止のために講ずべき措置について、個人事業者等に貸与する場合にも当該措置を講ずることとされました。

(3) 業務上災害報告制度の創設

R9.1.1 施行

個人事業者等の業務上災害が発生した場合には、災害発生状況などについて、厚生労働省に報告させることができることとしました。

報告主体や報告事項などの報告の仕組みの詳細は今後、関連する法令等により示すこととしています。

(4) 個人事業者等自身への義務付け

R9.4.1 施行

個人事業者等自身に対して、労働者と同一の場所において作業を行う場合に、①構造規格や安全装置を具備しない機械などの使用の禁止、②特定の機械などに対する定期自主検査の実施、③危険・有害な業務に就く際の安全衛生教育の受講などを義務付けることとしました。

作業場所管理事業者(仕事を自ら行う事業者であって、当該仕事を行う場所を管理するものをいいます。)に対して、その管理する場所において、自社または請負人の作業従事者のいずれかが、危険・有害な業務を行う場合に、災害防止の観点から、作業間の連絡調整等の必要な措置を講ずることが義務付けられました。

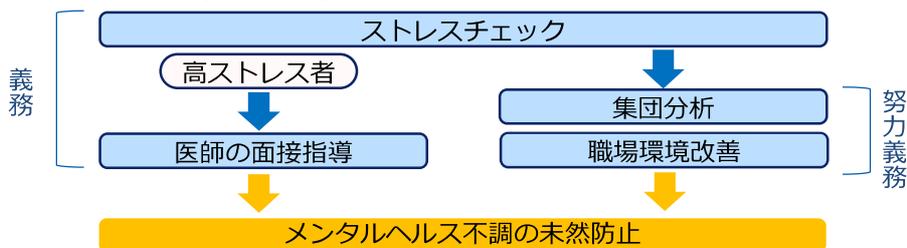
2 職場のメンタルヘルス対策の推進

公布後3年以内に政令で定める日から施行

ストレスチェックについて、現在当分の間努力義務となっている常用労働者数50人未満の事業場においても、ストレスチェックや高ストレス者への面接指導の実施が義務付けられました。

国においても小規模事業者が円滑に制度改正に対応できるよう、50人未満の事業場に即したストレスチェックの実施体制・実施手法についてのマニュアルの作成や、医師による高ストレス者への面接指導の受け皿となる地域産業保健センター(地さんぽ)の体制拡充などの支援を進めていきます。

【ストレスチェック制度の流れ】



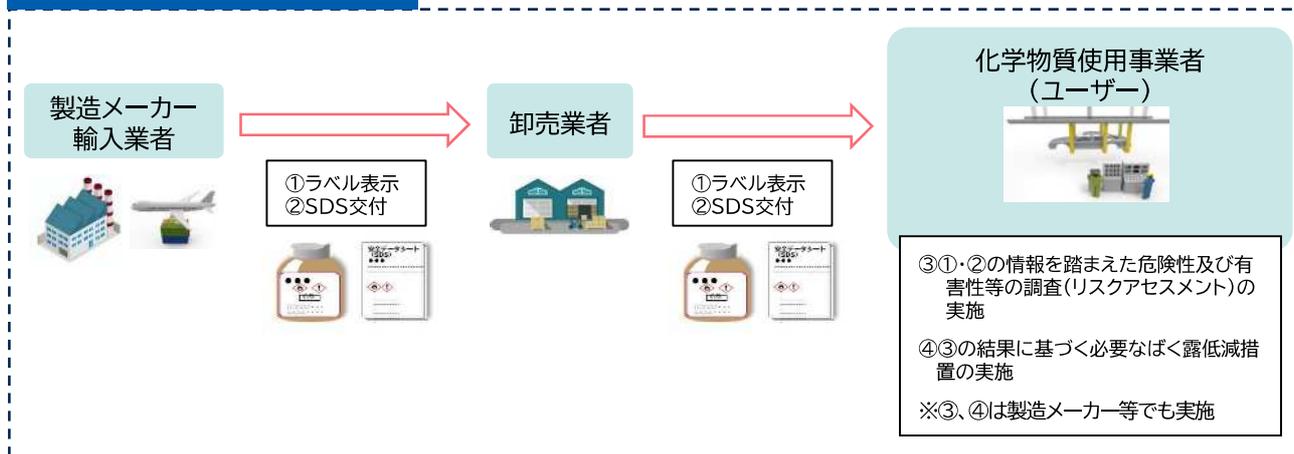
3 化学物質による健康障害防止対策等の推進

(1)危険性及び有害性情報の通知制度の履行確保

公布後5年以内に政令で定める日から施行

化学物質の譲渡・提供時における危険性及び有害性情報の通知(SDS:安全データシートの交付)の履行確保のため、通知義務違反に対する罰則が新たに設けられるとともに、通知事項を変更した場合の再通知が義務化されました。

化学物質管理の流れの例



(2) 営業秘密である成分に係る代替化学品名等の通知

R8.4.1 施行

SDSについて、化学物質の成分名に企業の営業秘密情報が含まれる場合においては、有害性が相対的に低い化学物質に限り、通知事項のうち成分名について、代替化学名等(※)での通知が認められることとなりました。

なお、代替化学名等での通知を行った事業者は実際の成分名等の情報についての記録・保存が義務付けられました。

また、当該事業者は医師が診断及び治療のために成分名の開示を求めた場合は、直ちに成分名の開示を行うことが義務付けられました。

※代替化学名等:当該成分の化学名における成分の構造または構成要素を表す文字の一部を省略・置き換えた化学名などを言いますが、詳細な代替化学名等の表示方法などについては国が指針を定める予定です。

なお、非開示とできるのは成分名のみであり、人体に及ぼす作用、講ずべき措置等については非開示は認められません。

(3) 個人ばく露測定の精度担保

R8.10.1 施行

危険有害な化学物質を取り扱う作業場の作業環境に関して、その場所で働く労働者が化学物質にばく露している程度を把握するために行う個人ばく露測定について、その測定精度を担保するため、個人ばく露測定を作業環境測定の一部として位置づけ、有資格者(必要な講習を受講した作業環境測定士など)が作業環境測定基準に従って行うことが義務となりました。

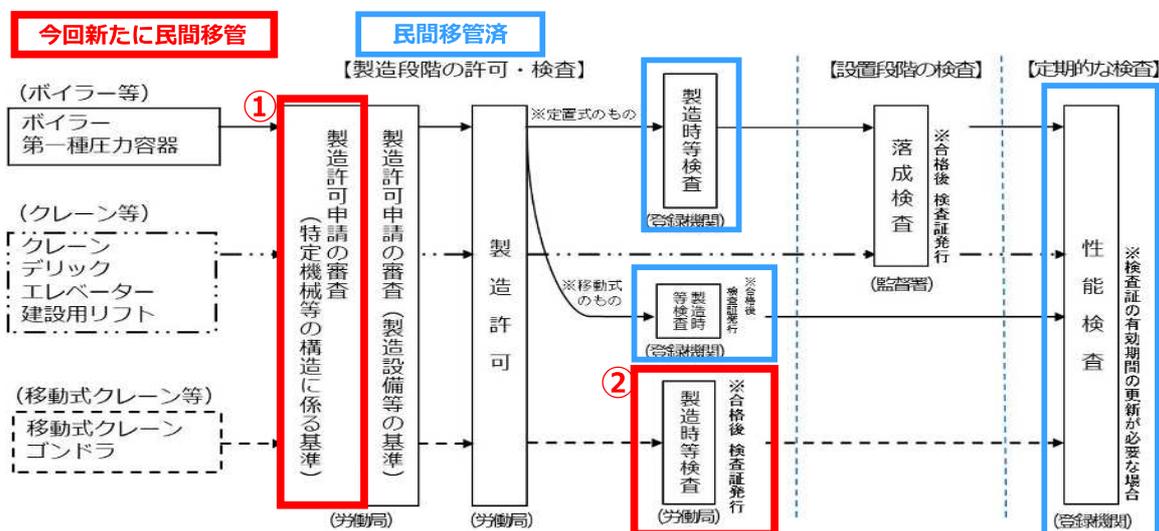
4 機械等による労働災害防止の促進等

(1) 特定機械等の製造許可及び製造時等検査制度の見直し

R8.4.1 施行

危険な作業を必要とする特定機械等(ボイラー、クレーンなど)に対して義務付けられている製造許可や製造時等検査などの制度について、

- ① 製造許可申請の審査のうち、特定機械等の設計が構造規格に適合しているかの審査について、登録を受けた民間機関が行うことが可能となりました。
- ② 製造時等検査の対象となる機械のうち、移動式クレーン及びゴンドラについても登録を受けた民間機関が検査を行うことが可能となります。あわせて、特定機械等の製造時等検査・性能検査や、個別検定・型式検定について基準を定め、登録機関がこの基準に従って検査・検定を行わなければならないこととされました。



(2) 特定自主検査及び技能講習の不正防止対策の強化

R8.1.1 施行

フォークリフトなどの一定の機械に対して義務付けられている特定自主検査について、基準を定め、登録検査業者はこの基準に従って検査を行わなければならないこととされました。

また、フォークリフトの運転業務などの業務に従事するために必要な技能講習について、不正に技能講習修了証やこれと紛らわしい書面の交付を禁止するとともに、不正を行った場合の回収命令、欠格期間の延長が規定されました。

5 高年齢労働者の労働災害防止の推進

R8.4.1 施行

高年齢労働者の労働災害の防止を図るため、高年齢労働者の特性に配慮した作業環境の改善、作業管理などの必要な措置を講ずることが事業者の努力義務となりました。

また、国において、事業者による措置の適切かつ有効な実施を図るための指針を定めることとしており、事業者の方には、指針に基づいた取り組みを行っていただく必要があります。

加えて

「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」も改正されました

6 治療と仕事の両立支援の推進

R8.4.1 施行

職場における治療と仕事の両立を促進するために必要な措置を講じることが事業者の努力義務となりました。

また、国において、当該措置の適切かつ有効な実施を図るための指針を定めることとしており、事業者の方には、指針に基づいた取り組みを行っていただく必要があります。

改正安衛法等に係る特設ページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anken/an-eihou/index_00001.html



安全衛生政策全般の紹介

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/index.html

